

# 北海道の保育の現状と保育運動

甲 田 峰 子  
阿 部 弘 子

## 目 次

### はじめに

#### 一、北海道の保育の現状

- (1) 「保育率」・施設種類別数
- (2) 保育行政の姿勢―保育責任の回避
- (3) 各市の民間助成の現状
- (4) 幼稚園行政の現状
- (5) 学童保育の現状
- (6) 保育者の現状

#### 二、北海道の保育問題

- (1) 幼保の二元化行政のもたらす矛盾
- (2) 道民の保育要求と保育問題
  - イ 都市型の保育要求―乳児保育
  - ロ 保育所づくり、内容改善、その他の要求と運動
  - ハ 農村部の保育状況
  - ニ 企業内保育施設の状況
- (3) 幼稚園問題・その要求と運動
- (4) 保育労働者の要求と運動

#### 三、北海道の保育運動の展望

- (1) 国の婦人労働行政と保育政策に転換を求めて
  - (2) 道民の生活要求に根ざした保育の創造
  - (3) 保育の一元化をめざしすべての子どもの保育を受ける権利を守るために
  - (4) 保育内容を充実するために
  - (5) 保育労働者の教育・労働条件の改善のために
- 終 わ り に

### はじめに

今日の社会問題の一つの縮図をあらわしているのが保育問題である。今日の保育問題の主な特徴は次の通りである。婦人労働者の労働権の保障と社会福祉の充実への要求が、保育所設置の要望の量的な拡がりとなる。そして、その「拡がり」と社会の構造の変容が、保育所の社会的位置づけを強めた。また最近の学問的成果は、子どもの発達において大人の意図的な働きかけと仲間集団が不可欠であることを裏付けている。そして現代の保育運動は、その学問的成果をより良く保障する保育条件

を求めて展開している。

このような、広範な国民の保育要求に対して、国の保育政策は昭和七年八月の池田元首相の国会施政方針演説から始まった「人づくり」政策から、「第三の教育改革」と称する中教審の答申までを貫くは、幼児期にまで差別・選別の思想をもちこむなどの矛盾を一層先鋭、深化させているものである。中央児童福祉審議会は保育を必要悪とする見方を依然として固持し、「乳幼児期からの保育はマイナスである、長時間保育は、子供の発達に悪い」という主張、「保育は子守り」という保育思想をいくたびか種々の答申の中でくりかえす。この保育思想は各地の保育行政担当者達にも踏襲されている。北海道とて例外ではない。特に、自然条件の厳しい北海道において、道の推進する経済政策によって、過疎と過密の現象が著しい。農漁村からの出稼ぎと都市の劣悪な住宅事情全国一といわれる交通事故と離婚率の増大等々が、乳幼児に与える影響は計り知れないほど大きい。その地域的な特殊性を背景としながら、北海道の保育問題は次の点に集約的に露呈されている。それは、①就学前教育の軽視、②乳幼児教育制度の多元的差別的格差、③低保育政策、④保育条件・労働条件の劣悪さ、⑤学童保育の問題、そして⑥保育内容充実の問題、などである。

本稿では、これらのことをさらに、北海道の保育運動の展望の中で深めたい。

## 一、北海道の保育の現状

### (1) 「保育率」・施設種類別数

北海道における、保育所収容児童数の比率（人口千人に対して）は、全国平均一二・七八に対して七・一三と、埼玉に続いて全国最下位から

四番目である。また、幼稚園収容児童数の比率は、同じく全国平均一九・五九に対して一二・一三である。そして、幼保併せた比率は、全国平均三二・三七に対して一九・二七と全国最下位である（表1参照）。

次に、道内の市・町村の「保育率」（措置児童数/要措置児童数×100）についてみると、市平均で三七％、町村で六〇％、札幌市三五％である。（表2参照）。特に町村によって、そのバラつきが激しい。宗谷においては九五％、胆振八三％であるのに対して、根室三二％、石狩が三二％という状況である。市においては、過疎化が著しい炭鉱のまち赤平が、要措置児童数が五〇九人に対して、措置児童数がゼロという状態である。赤平では、企業内施設一ヶ所と、無認可六ヶ所において保育されているのみである。さらに、炭鉱のまちの歌志内が一％、士別が一八％と三〇％以下の市が一三市にもほっている（表3参照）。

年令別措置児童数を見ると、最近特に問題になっている〇才児については、札幌市一六〇名、江別市二一名、函館市一八名と、働く婦人の数が多い大中都市に集中している（表4参照）。

厚生省、道では、就学前児童数の一八％～二〇％を要措置児童数として推計するが、機械的に一八％～二〇％と算定する根拠は、明確ではない。むしろ実態とはかけ離れた数の把握を土台に保育行政が行なわれているといつてよい。このことは、昭和四五年一〇月八日参議院社会労働委員会での国務大臣の答弁に裏書きされている。「……昭和四二年度に保育所についての実態調査をいたしたり、あるいは、昭和四六年度ぐらいまでの五年間を目ざした年次計画というようなものをたてまして、そしてその保育所を整備いたしてまいってきておきまして、そのときの調査では、昭和四六年度までに計画の保育所ができれば、保育所に入れられないような子どもも若干は残りますが、おおむねは収容できるというような見込みでありましたものが、最近いろいろな資料を集めてみますると、とても今日の計画ではだめなようでございます……」と実態

調査が実態を正しく反映していないことを認めている。しかし、国・道においては、いまだに、一八～二〇%と機械的に措置児童数を算定しているのである。

## (2) 保育行政の姿勢―保育責任の回避

次に北海道の特徴的なことは、僻地・季節保育所の多いことである。僻地・季節保育所を合わせると実に保育施設数の七五%になり、公立の保育所は、わずか一四%にすぎない。

各市においては、公立保育所が、二三%、私立が一四%、無認可、企業内各々一六%、僻地・季節が三一%で、市部においてすらも季節・僻地保育所が多い。

農村部を中心に、僻地・季節保育所への依存度が高いことは、他面企業内保育所や民間施設への依存の高さにも通じる。ともに、自治体が負うべき保育責任を回避、あるいは、より条件の悪いそれら施設に転嫁しているといえよう。しかも、そのことに對して国は、「認可保育所だけでは、とうてい、一六〇万～一八〇万人の要措置児童の収容はできないと思いますので、これも私が実は、当局を奨励しまして、やかましいことを言わないで、いわば企業内に置かれる託児所というのか、企業内保育というのか、従来の無認可保育所あるいは、児童福祉法上の要件に該当しないようなものも今日現実の社会情勢のもとには存在するのであるからそれらについても、労働省と打ち合せの上、いわば準認可保育所というような制度をつくって……」(四五年一〇月八日参議院社会労働委員会速記録から)と声明している。つまり、昭和二三年來の「最低基準」すらも維持しなくてよい法外保育所や企業内施設を奨励することで、国民の保育所要求のほこ先をかわそうとしているのである。婦人の労働力確保のみを目的とした、安直な国の保育政策を道は忠実に実行しているといつてよい。従って、保育労働者の職業病の多発、低賃金等の労働

・教育条件の劣悪さは目を覆うほどの実態である。

一方、札幌市においては、全保育施設中に私立保育所の占める割合が五九% (六四園)、公立は二一% (二三園) と私立依存の傾向が強いことが最大の特徴である。無認可保育所は、一三%である。そして乳児のほとんどが無認可保育所で保育されているところに、札幌市の保育行政の実態がうかがわれる。なお、認可施設に限って公私別の割合を見ると公立二六%・私立七四%となる。

## (3) 各市の民間助成の現状

各自治体がその市独自の補助を行っている。これは、民間の保育所において、今の保育単価では「最低基準」すら維持することも困難であることを明白に示している。札幌市においても、市民の要求、運動によって、(一)私保連運営費補助、(二)私保連共同研修費補助、(三)保育所運営費補助等々、一〇項目にわたる補助をかちとっている(表6参照)。

他に小樽市においては、(一)才児保育対策補助事業、(二)無認可保育所運営費補助等々である。旭川市・「運営費補助金」、室蘭市・「私立保育所運営費助成」、釧路市・「人件費」「燃料費」等々、そして、函館市・「民間保育所運営費」「補給金」等がある。これらは、いずれも何らかの形で、父母・保母等の住民の保育要求を反映して実現したものである。しかし、民間保育所と公立との間の格差(いわゆる公私格差)の状況を考えるとき、これらの補助は、まだまだ充分とはいきれないものである(表7参照)。

各種補助も、札幌・旭川等、大中都市に集中しているが、これらをもつと各市の状況に合わせて充実していく必要がある。また、乳児受託数の多い園や障害児を受け入れている園などへの実情にみあった助成も急務である。民間保育所への依存度が高い本道としては、その充実・向上は行政のつとめであろう。

ひ 幼 稚 園 の 設 置 状 況

昭和48年5月1日現在

幼 稚 園						人 口 千 人 に つ き	施設数 総 計	児 童 数		小学校第一 学年就学率
設 数		児 童 数						総 計	人 口 千 人 に つ き	幼 稚 園 就 園 率 %
公 立	私 立	総 数	国 立	公 立	私 立					
32	377	63,476	86	3,090	60,300	12.13	887	100,798	19.27	44.7
22	88	14,707	86	1,525	13,096	10.23	456	42,670	29.69	29.3
31	84	15,941	156	2,749	13,036	11.71	357	35,031	25.74	34.8
84	149	30,457	88	4,739	25,630	16.17	399	42,570	22.61	62.4
42	69	13,224	103	3,649	9,472	10.81	266	25,970	21.23	41.1
11	77	14,594	94	934	13,566	12.04	211	24,909	20.55	40.0
175	129	30,989	64	11,129	19,796	15.93	524	47,302	24.32	61.3
155	109	33,779	83	13,941	19,755	15.04	553	55,854	24.87	57.5
4	145	32,675	114	273	32,288	19.79	373	49,147	29.77	56.5
102	100	30,792	106	11,572	19,114	17.91	485	56,455	32.84	55.7
59	480	141,930	97	6,305	135,528	31.72	946	172,983	38.66	75.2
115	308	93,475	115	14,207	79,153	24.39	842	133,033	34.71	64.4
245	1,042	276,643	298	27,950	248,395	23.99	2,360	385,294	33.41	71.0
59	628	174,885	-	8,418	166,467	28.80	1,101	209,976	34.58	75.2
41	105	22,732	71	5,488	17,173	9.64	720	71,650	30.37	26.4
49	47	12,899	62	4,164	8,673	12.25	378	38,613	36.67	37.9
13	58	12,416	71	1,795	10,550	12.00	470	46,764	45.18	34.3
109	33	11,367	62	6,123	5,182	15.00	385	31,441	41.48	57.2
4	56	9,760	68	386	9,306	12.68	296	28,073	36.46	33.6
9	92	15,211	68	933	14,210	7.64	657	68,013	34.18	22.0
48	86	29,215	-	6,688	22,547	16.04	554	70,497	38.71	42.3
252	228	87,243	80	30,975	56,188	27.00	817	118,358	36.63	73.2
81	338	110,426	120	15,975	94,331	19.20	1,338	228,171	39.68	46.2
188	49	25,247	138	16,102	9,007	15.87	612	53,696	33.75	63.1
117	22	16,041	106	13,116	2,819	17.01	320	29,930	31.74	65.8
73	161	50,204	167	9,371	40,666	21.38	578	81,655	34.78	67.1
360	408	193,292	169	57,798	135,325	23.98	1,409	257,128	31.91	80.5
477	251	106,427	177	53,211	53,039	21.84	1,326	152,353	31.27	84.8
125	35	24,530	319	18,622	5,589	23.86	320	37,941	36.91	68.7
75	59	19,611	-	8,163	11,448	18.52	281	32,670	30.85	62.9
6	21	5,305	99	582	4,624	9.27	211	18,785	32.84	26.5
96	18	12,041	151	10,239	1,651	15.76	354	25,903	33.90	59.2
299	30	36,554	158	30,723	5,673	20.69	642	62,432	35.33	74.4
109	176	48,093	178	10,615	37,305	18.71	795	90,277	35.11	55.4
56	149	27,809	68	5,896	21,845	18.25	508	49,790	32.67	53.5
228	11	17,027	102	14,961	1,964	21.53	410	28,796	36.37	82.9
173	40	24,223	88	15,789	8,346	25.91	396	39,890	42.66	85.0
46	100	24,466	58	4,447	19,961	17.10	489	51,671	36.11	48.7
14	22	4,438	112	479	3,847	5.61	356	28,102	35.53	18.0
55	394	80,799	72	6,291	74,436	19.59	1,053	130,201	31.56	60.9
10	94	13,374	81	1,257	12,036	16.23	285	28,235	34.27	48.8
55	104	25,470	89	5,651	19,730	16.47	502	48,549	31.40	49.8
39	80	17,791	170	5,561	12,060	10.61	553	49,993	29.81	35.6
163	66	19,582	152	11,163	8,267	16.84	443	33,547	28.85	74.6
20	103	14,895	68	1,521	13,306	14.16	400	33,214	31.57	49.7
89	129	22,482	72	4,877	17,533	13.28	523	43,253	25.55	47.9
151	23	20,805	-	18,011	2,794	20.95	270	27,252	27.44	81.2
4,766 (39.1)	7,373 (60.5)	2,129,342 (106.0)	4,881 (0.3)	507,434 (23.8)	1,617,027 (75.9)	19.59	28,411	3,518,808	32.37	60.6

表 1 都道府県保育所及

都道府県 指定都市	人口数 (48.10.1) 現在推計数 (単位千人)	保 育 所							施	
		施 設 数			児 童 数			人 口 千 人 につ	総 数	国 立
		総 数	公 立	私 立	総 数	公 立	私 立			
1 北海道	5,232	477	307	170	37,322	23,227	14,095	7.13	410	1
2 青森	1,437	345	137	208	27,963	12,303	15,660	19.46	111	1
3 岩手	1,361	241	140	101	19,090	10,303	8,787	14.03	116	1
4 宮城	1,883	165	122	43	12,113	8,687	3,426	6.43	234	1
5 秋田	1,223	154	95	59	12,746	7,314	5,432	10.42	112	1
6 山形	1,212	122	97	25	10,315	7,992	2,323	8.51	89	1
7 福島	1,945	219	174	45	16,313	12,349	3,964	8.39	305	1
8 茨城	2,246	288	172	116	22,075	12,696	9,379	9.83	265	1
9 栃木	1,651	223	179	44	16,472	12,765	3,707	9.98	150	1
10 群馬	1,719	282	125	157	25,663	11,905	13,758	14.93	203	1
11 埼玉	4,474	406	291	115	31,053	22,163	8,890	6.94	540	1
12 千葉	3,833	418	304	114	39,558	28,517	11,041	10.32	424	1
13 東京	11,534	1,071	627	444	108,651	56,983	51,668	9.42	1,289	2
14 神奈川	6,072	414	204	210	35,091	15,212	19,879	5.78	687	-
15 新潟	2,359	573	428	145	48,918	36,528	12,390	20.74	147	1
16 富山	1,053	281	232	49	25,714	20,951	4,736	24.42	92	1
17 石川	1,035	398	291	107	34,348	23,867	10,481	33.19	72	1
18 福井	758	242	169	73	20,074	13,863	6,211	26.48	143	1
19 山梨	770	235	145	90	18,313	10,733	7,580	23.78	61	1
20 長野	1,990	555	460	95	52,802	43,562	9,240	26.53	102	1
21 岐阜	1,821	420	292	128	41,282	28,911	12,371	22.67	134	-
22 静岡	3,231	336	210	126	31,115	19,216	11,899	9.63	481	1
23 愛知	5,751	918	646	272	117,745	81,741	36,004	20.47	420	1
24 三重	1,591	374	284	90	28,449	21,844	6,605	17.88	238	1
25 滋賀	943	180	110	70	13,889	8,553	5,336	14.73	140	1
26 京都	2,348	343	164	179	31,451	15,382	16,069	13.39	235	1
27 大阪	8,059	640	384	256	63,836	34,622	29,214	7.92	769	1
28 兵庫	4,872	597	332	265	45,926	25,436	20,490	9.43	729	1
29 奈良	1,028	158	117	41	13,411	8,680	4,731	13.05	162	2
30 和歌山	1,059	147	115	32	13,059	10,358	2,701	12.33	134	-
31 鳥取	572	183	153	30	13,480	10,980	2,500	23.57	28	1
32 島根	764	239	146	93	13,862	8,387	5,475	18.14	115	1
33 岡山	1,767	312	194	118	25,878	15,315	10,563	14.65	330	1
34 広島	2,571	508	372	136	42,184	31,562	10,622	16.41	287	2
35 山口	1,524	302	138	164	21,981	9,896	12,085	14.42	206	1
36 徳島	791	170	150	20	11,742	10,548	1,194	14.84	240	1
37 香川	935	182	139	43	15,667	11,156	4,511	16.76	214	1
38 愛媛	1,431	342	251	91	27,205	19,672	7,533	19.01	147	1
39 高知	791	319	221	98	23,664	14,732	8,932	29.92	37	1
40 福岡	4,125	603	240	363	49,402	19,004	30,398	11.98	450	1
41 佐賀	824	180	78	102	14,861	6,667	8,194	18.04	105	1
42 長崎	1,546	342	119	223	23,079	8,077	15,002	14.93	160	1
43 熊本	1,677	433	203	230	32,202	15,010	17,192	19.20	120	1
44 大分	1,163	213	81	132	13,965	5,309	8,656	12.01	230	1
45 宮崎	1,052	276	145	131	18,319	9,431	8,888	17.41	124	1
46 鹿児島	1,693	304	108	196	20,771	7,338	13,433	12.27	219	1
47 沖縄	993	96	69	27	6,447	4,726	1,721	6.49	174	-
合 計	108,710	16,226 (100.00)	10,160 (62.62)	6,066 (37.38)	1,389,466 (100.00)	854,473 (61.50)	534,993 (38.50)	12.78	12,185 (100.00)	46 (0.4)

表 2 保 育 率

	要措置児童数(b)	措置児童数(c)	保育率 $\frac{c}{b} \times 100$
札幌市	22,997	8,050	35%
市	45,316	17,139	37%
町 村	27,593	16,564	60%

保育所は、第一には、働く母親の労働と生活の権利、第二には、子どもがすぐれた環境の中ですこやかに発達する権利、第三には、そこで働く保育者たちの生活を統一的に保障するものでなければならぬ。本道の保育所行政では、そのいづれもが、守りきれいていない。その状況を、数字からも読みとることができるのである。

#### (4) 幼稚園行政の現状

幼稚園についての道内の状況の特徴は、私立が圧倒的に多いことである。町村で八一%、市部で九六%、札幌市では九七%が私立であり、公立幼稚園は皆無に等しい。赤平・歌志内両市では公立私立とも一園もない。芦別市と伊達市では私立幼稚園一園のみである(表8参照)。

次の特徴は就園率の低さである。全国六一・九%に対して全道四六・六%と著しい落差がある(表9参照)。

これらのことは、公立の幼稚園の施設費・設備費に対する補助が、国から三分の一あるだけで、残りは市町村の持ち出し負担であることに原因がある。公立増設の道の政策が、補助金を伴ったものではないのである。

私立幼稚園では父母は高い負担を強いられている(負担額は私立月九千円弱、公立月千五百円弱昭和四九年度)。そして保母と同様、幼稚園教諭の労働条件も劣悪にならない(市立初任給六万五千円強、私立平均四万九千円弱)。

#### (5) 学童保育の現状

各地で学童保育の制度化のための要求運動が急速にひろがったことを反映して、昭和四九年五月、学童保育の制度化を国が約束した。このことは「子どもたちの放課後の生活を豊かに」という願いの一歩前進であると受けとめられた。しかし新年度予算においては実現しなかった。このように、国の施策が皆無の状態で各自自治体まかせになっているのが学童保育行政の今日の特徴である。

このような中で、本道の状況は以下のものである。実施状況では、大都市(五九・三%)では高く、町村(二七・三%)においては低い。

要保育人員の把握ができない市・町村(小樽、旭川、苫小牧、桧山等)を除いた保育率(保育人員/要保育人員 $\times 100$ )は二三・四%とかなり低い。働く婦人の増加が著しい現在、要保育児は、ほとんど野放しにされている状況だといつてよい。働く婦人の権利の保障と同時に、子ども保育の権利保障を早急に実現すべきだと考える。

指導員については、正職化が実現しないままに一年雇用の嘱託制をとっているのが現状で、報酬が四万円以下が多く、有資格率は、三六・一%と悪労働条件下での保育が行なわれている。

場所では、小中学校の校舎が四六%と多く、次に児童館となっている。この状態では、子どもたちが、くつろぎ、落ちつけ、遊ぶことは困難である。そして内容の充実を計ることもむずかしい(表10参照)。

指導員一人あたりの子ども数が多いことも問題である。小樽市では一人につき二〇人であり、札幌市では一五人である。

指導員の正職化・条件改善とあわせ人員増をすること、そして専用室の確保が、これからの学童保育充実の必須の条件である。

#### (6) 保育者の現状

全道の保育施設の保母数は五千余人で、一般保育所三千人の保母は有資格率も八六・五%と高いが、僻地・季節保育所保母の有資格率などと

表3 支庁・市別保育率

		人	就学前児童数(a)	(a) × 0.18 要措置児童数(b)	措置児童数(c)	保育率 $\frac{c}{b} \times 100$
石狩	狩	62,240	7,376	1,328	434	32%
渡島	島	195,567	19,617	3,531	2,322	65%
松山	山	82,245	8,280	1,490	684	45%
後志	志	151,887	13,652	2,457	1,561	63%
空知	知	143,239	11,867	2,163	991	45%
上川	川	153,979	13,201	2,376	1,497	63%
留萌	留	60,186	5,973	1,074	561	52%
宗谷	谷	58,678	4,916	884	845	95%
網走	走	204,795	18,129	3,263	1,187	36%
胆振	振	85,108	7,744	1,393	1,164	83%
日高	高	107,243	11,354	2,043	1,674	81%
十勝	勝	206,906	18,149	3,266	2,381	72%
釧路	路	81,141	7,453	1,341	942	70%
根室	室	51,833	5,588	1,005	321	31%
支庁計			153,299	27,593	16,564	60%
札幌市	中央	1,146,456	127,764	22,997	8,050	35%
	東					
	南北					
函館市	館	299,592	26,796	4,823	3,177	65%
小樽市	樽	187,523	16,807	3,036	1,267	41%
旭川市	川	311,897	32,000	5,760	1,401	24%
室蘭市	蘭	165,936	19,200	3,456	1,079	31%
釧路市	路	203,381	22,031	3,965	1,155	29%
帯広市	広	139,633	17,562	3,161	1,059	33%
北見市	見	88,172	10,052	1,809	837	46%
夕張市	張	54,882	3,900	702	548	78%
岩見沢市	沢	74,016	7,050	1,269	390	31%
網走市	走	48,418	4,587	825	238	28%
留萌市	萌	39,309	3,794	681	415	61%
苫小牧市	牧	125,354	15,354	2,763	840	30%
稚内市	内	55,223	6,014	1,082	170	15%
美唄市	唄	39,298	3,460	622	160	27%
芦別市	別	38,465	3,570	642	159	24%
江別市	別	71,696	8,189	1,474	551	37%
赤平市	平	28,586	2,832	509	0	0%
紋別市	別	33,277	2,525	454	323	71%
士別市	別	32,000	3,180	572	103	18%
名寄市	寄	34,991	2,918	521	150	28%
三笠市	笠	27,183	2,195	395	279	70%
根室市	室	44,632	5,400	972	657	67%
千歳市	歳	59,206	2,026	364	320	87%
滝川市	川	51,918	5,700	1,026	482	46%
歌志内市	内	12,247	1,368	246	28	11%
砂川市	川	26,142	2,464	443	171	38%
深川市	川	36,762	3,840	691	353	51%
富良野市	野	30,938	3,192	574	142	24%
登別市	別	56,082	5,626	1,012	375	37%
恵庭市	庭	38,054	4,791	862	190	22%
伊達市	達	32,500	3,277	589	120	20%
市計			251,760	45,316	17,139	37%
合計						

49年5月 道庁調

表5 種類別保育所数

	公立	私立	企業内	無認可	へき地	季節
石狩	6	—	—	1	23	2
渡島	16	13	2	6	3	62
松山	10	—	2	2	37	44
後志	14	2	1	2	18	36
空知	9	1	1	9	10	58
上川	15	5	—	7	24	94
留萌	6	2	—	2	13	8
宗谷	9	—	—	1	12	—
網走	15	—	1	9	64	20
胆振	16	1	2	8	25	18
日高	11	12	4	—	20	70
十勝	17	3	1	13	67	44
釧路	9	2	—	9	35	12
根室	4	—	—	—	29	—
支庁計	157	41	14	69	380	468
札幌市	23	64	3	14	—	4
函館市	11	24	6	18	—	—
小樽市	7	8	2	3	—	—
旭川市	5	11	6	23	6	24
室蘭市	11	5	1	—	—	—
釧路市	10	5	16	3	1	—
帯広市	9	2	3	—	7	16
北見市	7	2	2	9	3	—
夕張市	—	9	—	1	—	—
岩見沢市	2	4	—	1	3	20
網走市	4	—	1	—	8	—
留萌市	2	2	—	—	—	—
苫小牧市	7	3	1	1	—	—
稚内市	1	—	5	—	5	—
美唄市	2	—	—	—	5	6
芦別市	2	—	2	3	—	—
江別市	6	2	2	1	—	18
赤平市	—	—	1	6	—	—
紋別市	4	—	1	1	—	—
士別市	2	—	1	—	—	—
名寄市	2	—	1	4	—	—
三笠市	5	—	1	3	—	—
根室市	7	—	36	1	2	—
千歳市	4	—	—	2	1	16
滝川市	5	—	—	2	—	2
歌志内市	1	—	2	2	—	—
砂川市	3	2	—	—	—	—
深川市	3	—	—	3	4	8
富良野市	2	—	1	7	4	—
登別市	6	—	2	1	1	—
恵庭市	3	—	1	2	—	—
伊達市	1	1	2	—	—	20
市計	134	80	96	95	50	130
合計						
札幌市	数 23	64	3	14	—	4
	% 21%	59%	3%	13%	%	4%
市	数 134	80	96	95	50	130
	% 23%	14%	16%	10%	9%	22%
町村	数 157	41	14	69	380	468
	% 14%	4%	1%	6%	34%	41%

49年2月1日 道庁調べ

表4 年齢別措置児童数

	0才	1~2才	3才	4才	計
石狩	4	71	83	276	434
渡島	1	131	406	1,784	2,322
松山	—	35	134	515	684
後志	—	205	293	1,063	1,561
空知	—	38	133	820	991
上川	—	187	295	1,015	1,497
留萌	—	54	114	393	561
宗谷	—	70	130	645	845
網走	—	77	273	837	1,187
胆振	—	85	220	859	1,164
日高	14	237	305	1,118	1,674
十勝	1	175	500	1,705	2,381
釧路	—	64	166	712	942
根室	—	35	83	203	321
支庁計	20	1,464	3,135	11,945	16,564
札幌市	160	1,659	1,692	4,539	8,050
函館市	17	529	598	2,033	3,177
小樽市	13	259	260	735	1,267
旭川市	18	274	260	849	1,401
室蘭市	3	126	206	744	1,079
釧路市	3	112	210	880	1,155
帯広市	—	115	162	782	1,059
北見市	8	32	154	643	837
夕張市	—	53	73	422	548
岩見沢市	3	75	85	227	390
網走市	—	23	54	161	238
留萌市	—	33	83	299	415
苫小牧市	18	123	176	523	840
稚内市	—	9	30	131	170
美唄市	—	25	50	85	160
芦別市	—	15	24	120	159
江別市	21	133	102	295	551
赤平市	—	—	—	—	0
紋別市	—	11	55	257	323
士別市	—	24	19	60	103
名寄市	—	24	28	98	150
三笠市	—	16	45	218	279
根室市	5	54	161	437	657
千歳市	3	67	73	177	320
滝川市	—	76	92	314	482
歌志内市	—	2	8	18	28
砂川市	—	23	39	109	171
深川市	3	50	42	258	353
富良野市	—	22	34	86	142
登別市	3	21	59	292	375
恵庭市	4	32	47	107	190
伊達市	—	—	15	105	120
市計	122	2,358	3,244	11,415	17,139
合計	142	3,822	6,379	23,360	33,703

49年5月 道庁調べ



表 6 札幌市

49年度私立保育所補助方針

49年 4月11日 道庁調

補助項目	補助単価		基準数値	備 考	補助申請及び交付時期	措置費との関連
	48年度	49年度				
1 私立保護運営費補助	(円)250円	(円)250円	児童定数			
(2) 私立保護共同運営費補助	(円)4,500円	(円)4,500円	員 数	6月末現在の臨時任用職員を除く全職員、ただし非常勤のものは除く		◎年度当初概算私
(3) 保育所運営費補助	(円)10,000円 措置費 0.375多	(円)1,000円 措置費 0.375多	児童定数			◎年度当初概算私 ・年度末概算私
(4) 個別研究費補助	(円)10,000円	(円)10,000円	員 数	6月末現在の臨時任用職員を除く全職員、ただし非常勤のものは除く		・年度当初概算私
(5) 予備保育雇用費補助	(円)1,500円 (円)7,000円	(円)2,070円	48年度 勤務日数 90人未満 300日 120人未満 350日 150人未満 400日 180人未満 450日 185人以上 500日			・四半期ごとの概算私
(6) 調理人パート雇用費補助	(1時間) 215円	(1時間) 240円	90人以上20人未満 900時間 125以上 1,200時間	90人以上 120人未満 1日 3.3時間 120人以上 1日 4.4時間		・四半期ごとの概算私
(7) 調理人パート夏季手当補助	(1時間) 215円	(1時間) 240円	勤務時間×35日			・第2四半期の概算私
(8) 長時間保育人件費補助	(円)330円	(円)330円	1施設毎 300日			・四半期ごとの概算 ・6月ごとの概算私
(9) 生 牛 乳 補 助	(円)13円	(円)17円	3歳以上児出席日数			
00 利 子 補 給	(5.11% 3.63%) 1.46%	(5.11% 3.16% 2.61% 3.63%) 0.65%	49年度支払利率	貸付金借入利率 道新基金借入利率(49年度新設)		△年度末の特算私
そ の 他	0	1,000千円		全国私立連大会		
計	90,000千円	128,840千円	対前年度比 42%増			

注1) 児童数は、5月1日現在数とし、6月1日以後の増所にかゝる児童は、開所時の数とする。  
ただし、私立保護運営費補助については当該年度の4月1日現在の数とする。  
注2) ◎、○、△ごとに申請書をまとめて申請する。

Sapporo

表8 幼稚園数

	公国立	私立
石狩市	2	1
渡島市		8
松山市	2	2
後志市		9
空知市	1	8
上川市	3	8
留萌市		3
宗谷市		2
網走市	6	16
胆振市	2	1
日高市		6
十勝市	3	5
釧路市		4
根室市		4
支庁計	19	77
札幌市	3	92
札幌市		
札幌市		
函館市	2(1)	17
小樽市		18
旭川市	1	20
室蘭市		14
釧路市		24
帯広市		11
北見市		10
夕張市		3
岩見沢市		6
網走市		7
留萌市		2
苫小牧市	2	10
稚内市		6
美唄市	4	2
芦別市		1
江別市		9
赤平市		1
紋別市		3
士別市		3
名寄市		4
三笠市		1
根室市		4
千歳市		7
滝川市		3
歌志内市		1
砂川市		2
深川市		4
富良野市		4
登別市		5
恵庭市		3
伊達市		1
市計	9(1)	204
札幌市	数	3
	%	3%
市	数	9
	%	4%
町村	数	19
	%	19%

48年12月(道教委調)

表7 各市の民間保育所に対する市単独補助の状況

市	補助の項目	
小樽市	・0才児保育対策補助事業 ・無認可保育所運営費補助 ・保育園建設費補助	0才児保育のための定員外臨時保母人件費、無認可保育所に対し措置児童数に比し事業補助、国家補助基本額に対する自己負担分を補助、0才児保育室設置費補助
旭川市	・運営費補助金	運営費補助として、基本分 50%、 年別収容定員別 50% (S48年度 1施設 平均 40万円)
室蘭市	・私立保育所運営費助成	職員処遇対策費(研修、長時間保育補助) 児童委託費(教材費、行事費等)
釧路市	・人件費 ・教材教育費 ・燃料費	保母1人当、児童1人当
函館市	・民間保育所運営費 ・補助金 ・保育所設備費補助金	事業費の補給と上積み、職員研修費 改修費の補助

表9 幼稚園の就園率

$$\frac{\text{幼稚園修了者数}}{\text{小学校1年児童数}} \times 100$$

全国 61.9%、全道 46.6% (49.5 道教委調べ)	
市	町
① 名寄市 80.2	① 音威子府村(上川) 93.9
② 釧路市 73.0	② 妹背牛町(空知) 91.9
③ 千歳市 69.4	③ 鹿追町(十勝) 91.3
④ 砂川市 68.1	④ 女満別町(網走) 89.3
⑤ 小樽市 67.9	⑤ 月形町(空知) 84.8
⑥ 網走市 66.0	⑥ 中頓別町(宗谷) 78.7
⑦ 稚内市 65.6	⑦ 遠軽町(網走) 75.2
⑧ 苫小牧市 63.0	⑧ 古平町(後志) 71.0
⑨ 札幌市 62.2	⑨ 興部町(網走) 65.9
⑩ 恵庭市 61.2	⑩ 上川町(上川) 65.1

表10 北海道の学童保育の状況

1. 市町村の実施状況

	実	施	率	全	市	町	村	数
市	19	59.3%		32				
町	49	27.2%		180				
計	68	32.0%		212				

2. 保育率

保育実人員	要保育人員	保育率
5,603人	23,870人	23.4%

3. 利用施設の状況

児童館	母と子の家	小中学校	その他	計
51	27	115	57	250
20.4%	10.8%	46.0%	22.8%	

表11 保母の現状

	保母数	資格		有資格率%
		有	無	
保育所	2,933	2,539	394	86.5
へき地	1,021	328	693	32.1
季節	649	165	484	25.4
その他福祉施設	684	550	134	80.3
計	5,287	3,582	1,705	67.7

道庁 49年 5月調

くらべると格差の大きいことがうかがえる(表11参照)。

以上概観したように、①全道的な就学前教育の軽視、②乳幼児教育制度における格差の残存、③安上り保育行政の姿勢、④正確な実態把握にもとづかない保育政策、等々が浮き彫りになる。

## 二、北海道の保育問題

### (1) 幼保の二元化行政のもたらす矛盾

幼児教育は、幼稚園と保育所の二元化した制度ですすめられて来たため、道内においても諸々の矛盾を生じてきている。

幼保は、保育の質においてどちらがすぐれているといった差異はないのが現実であるが、幼稚園の方が一段上との古くからの差別的な見方を、行政が再生産している例もある。公立幼稚園開設と同時に、「保育に欠ける」状態の保育所の年長児をもそっくり幼稚園に移させてしまうような行政担当者の父母説得のしかたもその一例である。

幼保を同一経営者(主体)が隣接して作り、教育内容を統一するなどの動きは部分的にせよ公立私立を問わず道内各地で起きている。歌登町では公立の幼稚園と保育所が併設され、五才児は幼稚園児として在園している。行政的な管轄が二元化したままの現状でのこのような併設は、神戸市の多聞台方式がさらけ出したような混乱(管轄が異なるための二重の指導係、保育料の差、給食の有無、等々)をここでも生み出している。

保育内容についても幼保間の混乱があり、保育所がワーク類をとり入れることで幼稚園化しようとする動きも軽視できないものがある。これらはいわずと知れた中教審答申の「保育所において幼稚園に準ずる教育が受けられるようにする」あるいは「幼稚園として必要な条件を具備した保育所に対しては、幼稚園としての地位をあわせて付与する」などの

条項が惹きおこした混乱といえよう。現場は二元化行政によって混乱している。

混乱の中から、地域や住民要求に合う幼児教育のあり方を模索しているユニークな動きとして、江別市で七四年四月に開園した美原幼稚園の例を検討してみよう。

美原はバスが一日三本というような郊外の純農村部である。小学校の三教室を改築して専用に利用している幼稚園はその名の通り幼稚園・保育所の機能を併せ持つ。農繁期には二才児から保育し、保育時間は一〇時間、保母二名、給食婦、園長(元小学校長)と母親が交代で長時間保育の手伝いをしているから、季節保育所より充実している。冬期は、四、五才児のみ、保育時間も一時半までで、幼稚園のスタイルである。保育料は一律三千円で、この徴収方法は幼稚園的だが、保育所というA B階層該当児が入った時には、保育所的に減免の規定も用意しているなど、福祉的な配慮もしている。

市の担当者の話では、公立幼稚園を建てたいという市教委の意向と、農繁期の保育要求とを、ともに解決する型として考えついたのがこの幼稚園であった、ということである。つまり、これは、農村部なりの幼稚折衷施設で、二、三才児からの受託と長い保育時間という保育所の制度の利点と、通年してあらゆる四、五才児が入れるという幼稚園制度の利点とを、とり入れたわけである。

この制度には、公的には「季節保育所」としての一万六千円(一年に)の補助が道から来るばかりで、通年制保育所としても幼稚園としても規格からはずれないという位置にある。だが我々は、今の幼保の法的な基準が地域住民の生活と要求に合わない以上、住民の要求にあった幼保の制度のあり方をこそ追求すべきであり、江別の試みは、一元化への一つの興味深い問題提起と受けとめたい。

## (2) 道民の保育問題と保育要求

### イ 都市型の保育要求—乳児保育

保育所難の最も深刻なのが乳児である。これは、典型的な都市型の保育要求であり、全道的に都市部を中心に運動が強い。

札幌では乳児保育の運動としては、無認可共同保育所（以下共保と呼ぶ）への助成の拡充と、無認可を母体とした認可保育所設立運動がすすめられてきた。具体的には、現在、認可保育所の「六五〇」（〇才児の特対児の単価は約六万円であり、一般乳児の単価は約三万五千円である。無認可は、この一般単価に対する六五〇として単価は二万五千円と算定されている。）相当である共保への助成額を認可の特対児なみに高めること、別枠で家賃補助、代替保母獲得などを要求しねばり強く運動している。また、共保を母体に認可施設をつくる運動も「ゆりかご」（七三年一〇月開設）に続いて「はとぼっば」で進められている。

札幌において、産休あけ（「テストケースとして」）を含む〇才児の受託数がここ数年で一定の増加を見せたことは、このようなねばり強い運動の反映でもある。産休あけ保育施設「心の里親」園が産休あけから十ヶ月児まで、あとは「回転を早めて」転園させるなどの利用者を選ばめる規定などを緩和する要求運動も続いている。

他都市でも、共同保育を運営し、それを運動の核としつつ、市に①産休あけ保育を始めよ、②未満児定員の拡大、③無認可共保への助成の三点を求める運動を展開してきた。その結果、共保への助成は、帯広市が共同保育所制度を確立し、助成を制度化したのをはじめ、函館、岩見沢、小樽、鶴川、富良野などで実現し、名寄などが運動中である。共保が公立乳児保育所に発展する際、保母ぐるみの吸収を実現することが大事な争点となっている。帯広では不採用となり、岩見沢では採用、鶴川では運動中である。

登別市では、七二年度までは三才児未満児の受託がなかったが、七三年度から受託を始め、七四年には〇才児も受託、あるいは、苫小牧など

各地で未満児の枠を拡大したり、受託月令を引き下げている。釧路、北見などでも〇才児保育を実施している。産休あけの受託も始まった（旭川、江別、テストケースとして札幌）。だが、これらを手ばなしで評価できない。〇・一・二才を「三才未満」として一括して扱う国の「最低基準」のままに、〇・一・二才を混合保育するところ、〇才児の特別保育制度（三人につき保母一人とする）が適用されず、六対一のところ、（函館、旭川）など、問題は多い。内容の充実した乳児保育が確立するまでには、まだ曲折があるものと見られる。乳児保育は新しい分野ゆえ不安や動揺が現場にはあり、現場保母の研修や再教育が公的に保障される必要がある。

### ロ 保育所づくり、内容改善、その他の要求と運動

自治体の保育所づくりに対する姿勢は、従来スローペースだが前向きと言ってよかった。だが、中教審答申で五才児の二五〇を保育所収容のメドとすると計算されて以来、この姿勢は微妙に変わり始め、最近の道の調査に対しても「増設計画なし。現状維持」という答が目立つ。保育所づくり運動はこのような意味で新しい局面を迎えているといえるが、数年前のような活発な保育所づくり運動のひろがりはない。わずかに札幌市における共保から認可をつくる運動やすでにのべた各地の乳児保育所づくりの運動が目立ち、乳児と限らず一般の保育所づくり運動は、札幌の公務員団地の保育所づくり運動、浦臼の共同保育の運動など数例をあげるのみである。浦臼の場合、保育所が未設置の小さい町であるが若い主婦が賃労働化する中で、保育所を求める声が高まり、署名・請願をつづける一方、共同保育を始めたという。

保育料値上げ反対の運動が札幌で燃えあがったのは五年前であり、新年度の値上げ見送り、一部引き下げという画期的な成果をおさめたのが七一年五月であった。この運動とその成果は、各地の父母と自治体の双方に、国の提示する徴収基準が絶対不変のものではないことを気付かせ

運動は函館や室蘭に飛び火し、値下げが実現した。さらに岩見沢や江別の運動をも励ましていく。物価上昇に追いつかぬベースアップではあっても、給料の額面がある中で、D5、D6階層が急増しており、かつての札幌市の口ぐせ「D5階層は高額所得者」という言い分は全く通用しない状況が生じてきている。このような状況下では、札幌市がかつてのような国の基準通りの高負担をおしつけることはできない。四年前の札幌における父母の運動は今も高く評価されて良いだろう。

保育時間をめぐる状況を見ると、三時ないし、三時半降所という地域のいまだに絶えないことに驚く。これは公務員労働者である保育の八時間労働を守るために父母と子どもの労働と福祉がそなわれている端的な例である。現在、農山村にも夏冬を問わず賃労働化がすすみ、降所の後の子どもの生活は決して良い環境で守られているとは言えない。各地とも父母のこのような悩みが、保育の増員という抜本的解決に向けて運動として組織される段まで到らない。札幌で六時までの保育を要求する中で予備保育を獲得して来た運動の教訓を充分に各地の経験に活かさきれていないともいえる。

札幌の父母の運動は現在、病児保育、完全給食、障害児保育等の内容の充実を大きな課題としてとりくみが進められている。

学童保育については、文部省が留守家庭児童会への補助をうち切った七一年以降も、自治体の事業として存続させ、あるいは拡充させる運動が札幌の学保連（学童保育連絡協議会）等を先頭に、ねばり強く続いている。新年度の国家予算案においても学童保育はゼロ査定であり、運動にはきびしさが予想される。

## 八 農村部の保育状況

すでに見たように、法外施設である季節保育所と僻地保育所が多いのが、本道の特徴である。児童福祉法の適用と規制を受けないこの種施設

がなぜ存在するのかについては、三つの面から考えられるだろう。

第一には、地域的な特殊性からで、農村部が多く、季節的に繁忙期が偏り、冬期間の通園が困難なことなどである。

第二には、安あがり行政としてである。保育単価相当の措置買を支弁することなく、あるいは、保育を無権利低賃金で雇用、専用施設も不要などの点で、自治体の負担は軽く、国にとっても安あがりという差別行政なのである。

第三には、「認可保育所」の基準がこれら地域の実態に合わないためにやむをえず法外施設を設けていることである。現在の措置基準では冷酷にも農村部の子どもを冬期間は「保育に欠ける」状態に該当しないとみなし、保育を受ける権利をうばっている。本道の季節保育所は開設期間が長いことでは他府県にも例をみず、その意味からも当然常設化すべきものである。また、僻地保育所（三〇人ていど）が通年制であっても認可保育所と見なされないのも不合理である。三〇人規模の小規模保育所の認可はまだ例外的に全国で四〇〇ヶ所にとどまり、一般には六〇人以上が認可の基準である。この基準は、過疎化のはげしい農山村部、ましてや冬の気候条件の悪い本道においては、認可施設の設定をはなはだしく困難にしている。過疎地であるがゆえに、通年保育を行っているが、僻地保育所という低単価の保育に甘んじていると言えよう。認可の基準を二〇人、三〇人と小規模化することが求められる。

このように見てみると、第一の理由で存在している例は多いとは思われず、（なぜなら社会構造の変化は農村の冬をも現金収入のための繁忙期にかえていく）第二・第三の理由で季節・僻地保育所が存在しているのであれば、常設保育所の代替物としての役割を果たしているだけであり、常設保育所へと切りかえていくことが住民の要求でもある。

特に季節保育所では、保育者は一年契約で身分の保障がないこと、無資格者の多いこと（季節保育母の七四・六％が無資格 表11参照）、教材教

具等の保育費が極端に乏しいこと、などで子どもも保育者も苦しんでいる。季節保育所保母の実態の一端を紹介すると（七四年四月網走管内保母会調）、八時間勤務の保母八人に対し、八・五時間以上が二四人、有休が六日以上とれた者一二人に対し、ながし二〇人、三日とった者が一人であり、経験六年で給料三万七千三百二十円といったところである。

悪条件の中でも、父母は集団保育の効果に気付き始めているし、保母も熱意ある人が少なくない。だが父母のねがいはよりよい保育を要求する運動にまでは高められていない。北海道の保育の前進はその底辺を切りすててはありえないことであり、農村部での保育運動は今後の大きな課題である。

## 二 企業内保育施設の状況

公立七園、私立なし、企業内保育施設三六園、という根室市の状況は一地域にとどまらず北海道の保育状況の一断面を見せている。

水産加工場の多い根室では陸あげされた水産物を処理するのに集中的に労働力を要する。以前は遠隔地からの出かせぎに頼っていたが、近年では地元の主婦たちの労力が主力であり、その間の子どもの保育の必要が生じてくる。これほど明白に「保育に欠ける」状態におかれながら、現在、市では、補助金もうち切ったまま、企業内保育施設に全面的に依存している。国の方針に従えば四六年度から事業内保育施設を運営する事業主に対し、児童福祉の観点から、各都道府県知事が、必要な指導等を強化している。だが根室市では指導員を巡回させることも中止してしまつた。

これら施設の概観をするなら、保育のために建てられ、あるいは改築された施設をもつものは一、二にとどまり、あとは窓も高く日当りも悪い一室に乳児から学童までが混合保育されているのが一般的である。およそ一ヶ所三十人位の子どもに保母二名という配置だが、全員無資格者

である。保母は工員以下の待遇で日給制というところが多く、四万円の日給制というのが最もよい例である。

このような悪条件下に繁忙期には十二時間もそれ以上も幼ない子どもがはずけられている。幼児は昼間は公立保育園に通い、朝夕を企業内保育施設ですごす二重保育児が多いから、三才未満児が企業内施設の主な対象児である。

専門的な養護も、遊び場も、日光も、栄養も充分受けられない状態に数百人の子どもがおかれ、何ら公的な援助がないということが、北海道の保育問題の深刻さを象徴している。

## (3) 幼稚園問題・その要求と運動

中教審答申（七一年六月）以来の文部省の方針にそって、道は七二年から一〇ヶ年計画で幼稚園未設置市町村の解消と増設に努めることになっている。だがこれは公立幼稚園の大巾増にはつなげていない。

北海道の幼稚園の特徴である第一には私立依存と少い私立助成、第二には五才児中心、第三には都市間の格差、偏在、などの問題に対して、住民の側からの要求運動はどのように進んでいるだろう。

札幌市では一区に一公立をという「第一次五ヶ年計画」のスローペースぶりを固持し、それに対し父母の運動は、市の幼稚園行政の根本をゆさぶる全市的な運動というまでには発展していない。

他方、公立幼稚園をつくることで保育園児の幼稚園への移行をすすめるなど混乱を招いている地域もいくつかある。

私立幼稚園は札幌市で七五年度から入園費四万円、保育料月八千円が基準となり、若い夫婦の負担の限度に近い。このため、入園をあきらめた子どもが無料の仲よし子ども館にあふれ、逆に定員に満たず一層の赤字経営に追いこまれる園が続出している。七四年度には大幅公費助成のための大運動が起きたが、市は、人口急増による義務制の整備に追われ

財源がないとして、前進的な解答を出さなかった。

#### (4) 保育労働者の要求と運動

母の生活と労働は、次のような点において守られていなければならない。第一に、健康をむしろまねないように、第二に、人間らしく生活していけるように、第三には、専門職として。

第一に、健康破壊の現実がふれよう。保育労働が複雑化してくるに伴って、職業病の発生が増加している。変則的な勤務時間、無理な姿勢、貧弱な施設、休憩時間のとれない労働密度などの種々の要因は何らとり除かれておらず、逆に受託年令の低下、園の大規模化などが受け入れ態勢の整備なしになされるなど新しい悪条件も加わっている。職業病の認定も部分的なものにとどまっており（全道で二四名）、治療や休業の保障も未確立である。札幌では公立保育のみ全員、市立病院で検診をうけさせたが、民間保育についての予算措置はない。

第二に保育者の賃金等労働条件はどうなっているだろう。四八年の全道保母会の調べでは（保育単価に含まれる保母給与は四八年四月で四万九千八百八円）給料五万円以下の者が、公立保母の六一％、法人立の六五％、その他（私立、共保など）の七二％である。現状では労基法の守れる園はないと言われる過密労働の現状があり、生休、年休のとれない園も珍しくない。昨年のある調査によれば、札幌の民間保育所では保母一人当り平均八・一日の年休生休しかとっていない。

このような中でも公立の保母は比較的恵まれている。室蘭では予備保母をゼロから四名、七名、一名（各園一名）と、四年がかりで増し、休暇や研修がとりやすくなったが、大規模園では一名では充分でないなどの実態があり、札幌の公立のように各園二名（七四年七月から）をめざす声が出ている。

第三には、専門職としての研修等の権利がどのくらい守られているか

という問題である。研修費としては道から一人一万円（年）のほか、各自治体で独自に予算化するところがふえている。この方法は、保母個人につき一万円（札幌市）というような形、園に対し一〇万（別海町）、三万五千（石狩町）という形、保母会に対し二万（登別市）という形、研修旅費を支給する形等とさまざまである。また、実際に休暇をとって研修するためには予備保母の配置が不可欠で、この点では予備保母未設置の地区との格差は大きいと言わねばならない。旭川市では、保母会研究集会参加（日曜）は出張扱いで翌日が代休となるのに対し、根室市内の研究会に全員が交代で月一回ずつ時間内で参加し、その穴うめを予備保母がしている（苫小牧など）が、予備保母制度の充実していない登別などでは時間内の研修はできない。

全体として保母の研修を守る方向でわずかず前進が見られることは喜ばしい。しかしすべての保育者が、毎日の勤務時間の中で、最低限一時間、子どもの保育から離れて研修や保育計画、教材準備などにとれるように、保母会や組合の運動のみならず広く父母の運動の中にも課題として位置づけられねばなるまい。

### 三、北海道の保育運動の展望

保育運動は量の要求から質の要求へと比重が移り、一元化の方向を見すえての運動を考えねばならない段階である。北海道の保育運動に課せられている課題も多岐にわたる。次に五つの観点から進むべき方向をさぐってみたい。

#### (1) 国の婦人労働行政と低保育政策の転換を求めて

保育に欠ける児童を措置する責任は市町村長にあるから（児童福祉法

第二四条)、保育運動は基本的には自治体へ向けての要求運動である。

しかし、最近の保育状況から言いうることは、国の低保育政策が続く限り、自治体の力では限りがあるといふことである。従って対自治体運動と併せて、自治体ぐるみで国に働きかけ、国の基準や法律を改めさせる、あるいは不公正なその運用を改めさせる一方、保育予算を増額させる運動を強力に展開せねばならない。

保育所建設への国の補助が二分の一という規定にもかかわらず数百パーセント分しか出ていない(このため摂津市が国を訴えたのが摂津訴訟)その補助すら札幌全市で新築十カ所に対し三カ所分しか配分されないといふような枠がある。国の提示する保育料が最高で三万前後であり、月々の措置費の単価は不当に低いなど、国の低保育政策のしわ寄せは身近かな問題である。また、入所措置基準のきびしさ、受持ち児数の多いこと、狭い部屋を多目的に利用する不自由さ、保母の長い労働時間(労基法の特例で九時間とされている)等、「最低基準」や関連法規の改正にまたねばならない問題も多い。

また、保育所の側の充実もさることながら、婦人労働行政の中で、乳幼児もちの婦人労働者の保護の規定を前進的に改正することこそが先決といえる問題もある。

このようなことから、保育運動は自治体の変革と同時に必然的に国の変革をも志向する運動となる。

## (2) 道民の生活要求に根ざした保育の創造

気候条件、季節的な親の就労状況などの道民生活の実態をふまえて、どのような形の保育が考えられるべきなのか。我々は明治以来の二元化した枠内、さらに各種の無認可、法外施設が輻輳している多元化した保育行政の枠内でことを考えるのではなく、道民のあるいは各地域住民の、労働と生活に根ざした要求に最も見合った保育の形態を追求してゆきた

い。

## (3) 保育の一元化をめざし、すべての子どもの保育を受ける権利を守るために

幼稚園と保育所が二元的な行政のもとにあり、差別的なとらえ方も残存する。また、保育所では公立と私立の格差が大きく(保育者の待遇、施設設備)、幼稚園は都市に偏在して郡市間の格差が大きく、私立の保育料が家計を圧迫する。さらに問題なのは、北海道の保育所の形態は法外施設を含め複雑に多様化していることであり、それでもそのいずれにも在籍しない(できない)子どもたちが非常に多いことである。

このような現在の行政では、すべての子どもが等しくよい条件のもとで保育を受ける権利という視点で考えると、不公正と差別に満ちていることがわかる。我々は、すべての子どもは保育を受ける権利を有し、保育を受けることでより充実した発達が保障されると考える。保育施設の増設と充実、父母負担の軽減などをめざし、上述のような諸格差を解消する運動を強めることが、子どもの権利を守り一元化をめざす立場であるだろう。

## (4) 保育内容を充実するために

幼稚園教育要領、保育所保育指針などの保育内容の国家基準のおしつけに反対し、保問研その他の保育研究運動を強める中で、民主的科学的な保育内容・方法の自主編成運動を進めることは重要な課題である。そのため教師、保母と父母とが協力して進められねばならない。

## (5) 保育労働者の教育・労働条件の改善のために

保育労働者が安心して働けるように労働条件(例えば、賃金、勤務時間、代替保母要員の確保、受持ち児童数など)、教育条件(例えば、教材



教具、施設など）が充分にととのえられ、よりよい保育実践が行なわれるようにしなければならぬ。低賃金、職業病の多発などは、緊急に改善されなければならない。さらに、保育労働者として、よりよい保育創造のために、研修活動を保障されなければならない。全道的に、保育労働者の組合への組織率は低い。労働組合運動の全道的な発展が待たれる。教師、保母と同様に、学童保育指導員の問題も改善されなければならない。札幌市の留守家庭児童会の指導員たちが組合結成にこぎつけたことは全道の指導員たちにも明るい展望を示している。

お  
わ  
り  
に

北海道の保育運動全体を把握するまでには、現在私達は至っていない。例えば、保育労働運動の状況、保育研究運動の状況、父母会の活動、教育実践の状況等々は、今後の課題である。三の「北海道の保育運動の展望」の柱を、一つ一つ実現させて行く中で、現在よりも量的、質的に保育運動全体を発展させて行かなければならぬだろう。

最後に本稿をまとめるうえでいろいろな方々の御協力に感謝したい。

(甲田峰子「保育問題研究会  
阿部弘子」 同 )



若い力が創造する

# APO

●アプライプリンティングオフセットシステム

## 株式会社 北海道共同印刷所

〒060 札幌市中央区北2条東5丁目

☎(代)011(241)9341

# 北海道の教育と婦人教師のたたかい

志 野 律 子

## 目 次

- 一、北海道の教育と婦人教師
- (1) 北海道における婦人教師の状況
- (2) 北海道の教育と教組婦人部の成立
- (I) 生活防衛と新教育確立の中で
- (II) 教育の国家統制に抗して
- (III) 広域人事、勤評特昇をうち破る
- 二、婦人教師の闘い
- (1) 母親との連帯
- (2) 婦人解放をめざす家庭教育
- (3) 解雇撤回の闘い
- (4) 研修権確立の闘い
- (5) これからの課題

## 一、北海道の教育と婦人教師

### (1) 北海道における婦人教師の状況

一九六九年、全国の小学校における婦人教師の比率が五〇%を越えたこと

から「女教員時代来る」と喧伝されたが、北海道ではやや異なった状況である。表1にみるように、小学校では一九四六年以外、戦後に半数を越えたことはなく、中学校では一九四九年の二二・一%、高校では一九五九年の一七・一%を最高に婦人教師の比率はむしろ減少している。絶対数も小学校は一九五一年の七六八三人、中学校は一九六三年の二七〇三人、高校も一九六三年の一六九六人を頂点に減少している。特に小学校の婦人教師の比率は表2に明らかかなように全国最低の部に属する。なぜこのように婦人教師の比率が低いのだろうか。ある教組の婦人部長は「産業の後進性から、まだ教職が男子にも魅力ある職場であること。僻地が多く婦人にとって暮しにくいこと。特に保育設備が不備で、育児のため心ならずも退職する者が多いこと。過酷な広域人事によって退職せざるをえなかった婦人教師もいること」をあげる。

たしかに北海道における僻地校の割合は大きい。一九七四年、小学校数の五七%、同児童数の一二%、同教員数の二六%、中学校数の四七%、同生徒数の一二%、同教員数の二四%が僻地指定校に属する。又表3にみるように、婦人教師の採用者数は男子と同じか、やや下回る位なのに、退職者数は男子を上回る。しかも内訳をみると若年退職の多いことが推測される。この傾向はあまり年によって変化が大きくないようである。

しかし小中学校についていえば、表4のようにこの数年間に養護教諭は

表1 北海道における婦人教師の比率（幼・小・中・高）

年次	幼稚園			小学校			中学校			高等学校		
	教員総数	婦人教師	比率(%)	教員総数	婦人教師	比率(%)	教員総数	婦人教師	比率(%)	教員総数	婦人教師	比率(%)
1946				10,128	5,506	54.4						
1947	116			12,981	5,451	42.0	7,319	1,227	16.8			
1948	154			12,683	6,116	48.2	7,277	1,390	19.1			
1949	165	137	83.0	14,577	6,787	46.6	10,027	2,212	22.1	4,166	578	13.9
1950	173	148	85.6	16,010	7,073	44.2	9,496	1,938	20.4	4,424	683	15.4
1951	232	191	82.3	17,782	7,683	43.2	11,050	2,353	21.3	5,621	895	15.9
1952	308	257	83.4	17,340	7,171	41.4	10,437	2,120	20.3	7,256	1,073	14.8
1953	403	345	85.6	18,127	7,206	39.8	10,689	2,179	20.4	6,897	1,108	16.1
1954	498	427	85.7	19,099	7,346	38.5	11,332	2,242	19.8	7,138	1,166	16.3
1955	663	557	84.0	19,819	7,207	36.4	11,913	2,316	19.4	7,476	1,268	17.0
1956	759	631	83.1	20,040	6,412	32.0	12,043	2,020	16.8	7,657	1,257	16.4
1957	795	656	82.5	21,356	6,726	31.5	12,442	2,197	17.7	7,771	1,298	16.7
1958	857	708	82.6	22,166	6,661	30.1	12,325	2,059	16.7	8,060	1,357	16.8
1959	961	795	82.7	22,752	6,615	29.1	12,657	2,102	16.6	8,657	1,481	17.1
1960	1,021	852	83.5	22,811	6,608	29.0	13,628	2,322	17.0	9,248	1,571	17.0
1961	1,085	908	83.7	22,130	6,464	29.2	15,081	2,551	16.9	9,659	1,583	16.4
1962	1,179	985	83.6	21,607	6,198	28.7	15,818	2,655	16.8	9,910	1,558	15.7
1963	1,300	1,094	84.2	21,643	6,284	29.0	16,066	2,703	16.8	10,734	1,696	15.8
1964	1,344	1,212	90.2	21,423	6,091	28.4	15,569	2,603	16.7	10,209	1,408	13.8
1965	1,507	1,375	91.2	21,489	6,070	28.3	15,599	2,477	15.9	10,990	1,553	14.1
1966	1,674	1,525	91.1	21,410	5,810	27.1	15,483	2,360	15.2	11,394	1,604	14.1
1967	1,772	1,606	90.6	21,678	5,831	26.9	15,520	2,414	15.6	11,475	1,586	13.8
1968	1,855	1,708	92.1	21,926	5,748	26.2	14,970	2,313	15.5	11,545	1,542	13.4
1969	1,973	1,799	91.2	21,918	5,614	25.6	14,690	2,241	15.3	11,540	1,518	13.2
1970	2,045	1,854	90.7	22,112	5,556	25.1	14,265	2,167	15.2	11,480	1,466	12.8
1971	2,110	1,914	90.7	22,120	5,483	24.8	14,102	2,177	15.4	11,425	1,453	12.7
1972	2,182	1,975	90.5	22,141	5,455	24.7	13,878	2,146	15.5	11,439	1,431	12.5
1973	2,399	2,183	91.0	22,205	5,507	24.8	13,923	2,177	15.6	11,543	1,428	12.4
1974	2,543	2,291	90.0	22,430	5,644	25.1	13,970	2,247	16.0	11,756	1,472	12.5

（1946年 北海道統計書） 1947年～1963年「日本統計年鑑」  
 1964年～1971年 道教委「学校基本調査報告書」 1972年～1974年 道教育庁「北海道学校一覽」

表2 地域別にみる婦人教師の比率

地域	教員総数	婦人教師	比率(%)
全 国	381,574	199,863	52.38
沖 縄	4,817	3,428	71.16
大 阪	24,725	15,866	64.17
千 葉	12,275	7,856	64.0
鹿 児 島	8,200	2,419	29.5
長 野	7,193	1,842	25.6
北 海 道	22,141	5,455	24.63

（1972年 文部省「学校基本調査」  
 比率の高い方より3地域、低い方より3地域  
 を「女教師の婦人問題」より転記）

めざましく増加し、反対に教壇教師の減少が  
 いちじるしい。定員闘争の成果とはいえ養護  
 教諭の増加は順調で、保育所づくりや母性保  
 護規定の前進にもかかわらず教壇教師が減少  
 するのはなぜか、さらに奥深く理由を追求す  
 る必要があるろう。

一方、北海道の婦人教師をとりまく状況の  
 特徴として、退職年令に男女差のないこと、  
 母性保護規定は全国的にみて高い水準にある  
 ことがあげられる。その理由としてはやはり  
 組織の力とその活動をみなくてはなるまい。  
 現在北教組の組合員は約三〇、〇〇〇、高教  
 組約五、〇〇〇、私教組約一、五〇〇、道大  
 教組約二、〇〇〇である。そのうち、北教組婦  
 人部は約七、二〇〇、教員の九〇％を組織、

表3 婦人教師の採用・退職者数

年次		小学校男子教員		中学校男子教員	
		同	婦人	同	婦人
1969	採用者数	227	181	106	104
	退職者数	260	311	130	150
	(内勸奨)	(215)	(28)	(93)	(8)
1970	採用者数	225	195	81	114
	退職者数	271	290	140	121
	(内勸奨)	(227)	(337)	(101)	(9)

(1965年～1970年度 道教委「公立学校教職員の人事交流」)

表4 養護教諭の増加

年次	小学校		中学校		高等学校	
	婦人教師	養護教諭	婦人教師	養護教諭	婦人教師	養護教諭
1964	6,091	263	2,603	161	1,408	200
1972	5,455	638	2,146	278	1,431	200
1973	5,507	717	2,177	314	1,428	207
1974	5,644	780	2,247	359	1,472	218

(1964年 「学校基本調査報告書」1972年～1974年 「北海道学校一覧」)

高教組婦人部は約六〇〇、教員の六〇％近くを組織すると推測される。次に北海道の戦後の教育情勢と、そのなかで各教員組合の婦人部が誕生したいきさつを略述してみよう。

## (2) 北海道の教育と教組婦人部の成立

### (I) 生活防衛と新教育確立の中で

敗戦から講和条約成立の時期まで、北海道の教員の課題は生活防衛と教育基本法、学校教育法による新教育建設であった。

労働組合法が公布された敗戦の年の暮、北見、十勝、函館など全道各地に教員組合結成と、戦時中も続いた職能団体である教育会を改組する動きが始まった。札幌、小樽に結成された教員組合を中核に、翌年三月北海道教員組合が発足、五月に拡大改組して国民学校、青年学校、公私立中等学校の教職員約二万名を擁することとなった。これが現在の北教組の母胎である。

この頃、インフレの昂進は甚しく、さらに北海道の食料遅欠配の日数は全国一で、北教組は生活難を打開するため、役員を上京させて中央交渉を試みる一方、一九四七年一月には初代民選知事田中敏文に一七項目を要求して闘争した。後者の闘争が三・一三スト闘争と特筆されるが精力的な団交の結果一九四八年三月初任給二号俸上げで妥結、ストは回避された。一七項目には最低賃金制、石炭・寒冷手当等の要求とともに、男女差撤廃、裁縫助教手当引上げ等も掲げられ、男女差別については一九四七年九月三〇日に遡及して撤廃することが回答された。当時婦人教員の比率は前述のようにほぼ半数を占めていたので、その活躍が期待され、三・一三スト闘争の一カ月後、全道婦人部委員会は上京委員として、あるいは中執として活躍していた笠巻キク(札幌)を部長に、井口えみ(小樽)、芦立小八重(函館)を副部長にして、名実ともに婦人部の組織を確立した。

これと並行して一九四七年一〇月、種々の論議はあったが、産休前後通算一六週、生休三日の母性保護規定を含む労働協約が道庁、組合間で調印され、翌年公務員のスト権を否定する政令二〇一号が公布されたにもかかわらずこの協約の効力の存続が通達された。

こうしてやや生活安定のきざした一九四八年、北教組は文教部を設け経済闘争とともに新学制対策の強化をめざした。道教委も一九四九年、翌年から多くの新制中学第一回卒業生を迎えるため、旧制中学、女学校の施設再配置の計画を作った。こうして「小学区制、総合制、男女共学」の高校三原則が生まれた。道教委は地方の実状により男女共学は一九五〇年入学者より逐年実施の方針だったが、占領軍の圧力で強行実施し、組合はこの時点でむしろ批判的だった。

ところでこの頃、高校教員の間には「待遇面、文化面」の特殊性を主張して組合内に高校部設置の動きが起きたが、北教組は部新設に消極的だったため、それらの高校教員は一九四九年六月、北海道高等学校教職員組合を結成した。そして給与是正闘争とともに高校生生の演劇、新聞コンクールを開催するなどの活動で組織を拡大した。

### (II) 教育の国家統制に抗して

組合は分裂したが、一九五八年まで三期つとめた田中知事は社会党系であり、また北教組推薦の水島ヒサが全国第一位の得票で道教育委員に選出されるなど、一九五〇年代の北海道の教育界は革新の潮流が主流であった。

北教組は日教組と同じく一九五一年から、高教組は一九五七年からそれぞれ全道教研を開催したが、道教委はこれと各種の民教集会后援していた。

この間、「君が代・日の丸」指導通達、青少年の防衛意識育成を約束する池田・ロバートソン会談、教員の政治活動禁止、教育委員の任命制、

愛媛県に始まる勤評の全国実施、学習指導要領の官報告示、中学二・三年の全国一斉学力テストなど、教育の国家統制をめざす反動的な政策を次々に強行した文部省は、北海道のこの情勢を敵視し、一九五八年内藤初中等教育局長を派遣して、勤評実施を督励させた。

しかし北教組、高教組、全道労協を中核に固められた共闘体制は道民の支持をうけ、北教組一〇割、高教組三割の休暇戦術を背景とした団交によって道教委は勤評を事実上棚上げにすることを回答した。この第一次勤評闘争によって五千の組合員をかかえる高教組は、結成当初の第二次組合的体質から脱して民主的な教員組合としての性格を強め、一九五九年婦人部を結成した。

両教組の共闘は指導要領の徹底をめざしたいわゆる文部教研や伝達講習、学力テストなどへの反対を通じて強められ、一九六〇年、「昭和三一年度高校教育課程改悪が、小・中教育課程改悪の露払いとしての役割を果した」、「小・中・高を通じた共通の闘いなしには、子どもの幸福と民主教育の発展があり得ない」(資料35)として北教組第一〇次、高教組第四次教研を合同で開催するに至った。

このように一九五〇年代後半から六〇年代前半に教育政策の反動化がすすむが、両教組の婦人部は職場や社会に残る封建的差別と闘かう一方家庭科の女子必修にみられる新たな差別教育に対して批判をつよめつつあった。

### (III) 広域人事、勤評特昇をうち破る

高度成長政策の矛盾が明らかになる一九六〇年代後半は、北海道の教育行政が文部省よりさらに反動性をもって強行された時期であるが、北海道の教員はこれと闘うことで教育労働者としての組織力を一層強めたといえよう。

中教審が独占資本の要請にこたえて「期待される人間像」、「中教審

答申」を発表する一方、文部省は無償配布の名の下に小中学校の教師から教科書の採択権を奪い、中教審答申を先取りするような小中高の学習内容の改訂をおこない、待遇改善とひきかえに教員の給与体系に職階制の導入をはかろうとしている。

北海道の教育行政は第二期町村道政の下で反動の色を強めた。まず全道教研に対しては、道教委後援の取消し（一九六一年）、旅費支給中止（一九六二年）、義務免参加の禁止（一九六六年）、義務免参加者に賃金カットを含む処分（一九六七年）ときびしさを加え、一九七〇年三月、第二〇次全国教研に参加した北見工業高校養護教諭鈴木雅子の懲戒免職に至って頂点に達した。

次に岡村教育長は一九六五年夏に、公立高校学区拡大（Ⅱ大学区制、一三四学区から八学区へ）、高校再編成（一九七〇年まで進学率を七二％におさえ、定員は一〇万を七万に、普通科の割合を六三％から五〇％に下げないように間口減、転科もすすめる）、大量人事異動方針（Ⅱ広域人事、いわゆるミサイル配転）を発表、翌年から強行した。

さらに教研参加者とともに、宿日直廃止、ベトナム反戦、人勸体制打破などの諸闘争参加者に対し、やつぎばやのしかも累積加重する処分をおこなった。

これらの行政に対して組合は教研の共闘をすすめ、一九六二年から道民教合研、一九六七年から四教組合同の全道教研を開いた。また大学区制が学校格差拡大、遠距離通学、高校紛争を初め多くの矛盾を生んだことを告発しつつ、道教委もさすがに一九七三年から大学区制を後退させ二一中学区制に移行した。組合はさらに道教委に不当配転、不当処分の撤回を求めるとともに、人事委員会提訴にとりくんだ。審理の中で、活動家や高令者、共働きをねらい打ちにした人事が、教科担任の偏りや家族別居を生み、病気の家族の死期を早めたなど、非教育的、非人道的であったことが明らかにされた。また道教委の思想調査指示の極秘文書も

暴露されて闘いを有利にすすめ、鈴木さんの職場復帰を初め、多くの配転や処分の取消しをかちとった。

これらの弾圧は勤評の布石と考えられていたが、一九六九年一月、道教委は勤務評定に基いて毎年一五％の優良教員を四年にわたり特別昇給させる試案を示した。これは全国的にみても最悪の勤評体制であったから、北教組、高教組は共闘体制をくんで道教委交渉を強めるとともに、職場から地域へ大量宣伝活動をおこなうよう指令した。ふだん消極的な組合員も、この第二次勤評闘争には全力を注いだ。両教組と全道労協共催の一九七〇年九月一四日の「勤評特異粉碎・民主教育確立全道総決起集会」は一一、〇〇〇人を結集した。実力行使を決意した両教組の団結と六〇万人の署名によって道教委は最初の意図を次第に後退させ、知事選直前の一九七一年三月、勤評を排除し差別のない昇給措置をおこなうことを確認した。この年の知事選で自民党の堂垣内尚広が当選したが、社共統一候補塚田庄平との差は予想以上に少なかったため、岡村教育長、並びに超勤協定書を一方的に破棄して不信をかった村上教育長はあいついで退陣した。そして一九七四年の四・一一ストに対する弾圧を除き、露骨な弾圧は姿をけした。

この熾烈な闘争の中で婦人教職員の労働基本権や組織の意義、さらに教員の研修権に対する自覚は飛躍的に強められた。両教組とも総評の母体保護月間にとりくみ、実態調査の資料により道教委交渉をすすめて、敗戦直後の労働協約に規定されながら予算の枠で空文化していた母性保護の規定を一つ一つ再獲得した。また育児休暇法案や、退職婦人教師の組織化にもとりくみを強めた。

さらに北教組では一九六九年養護教員部が婦人部から独立して、定員充足と研修の活動に専念することとなった。また高教組でも婦人部の中に養護対策委員会をおき研修活動を推進している。

この時期に私立高校は高校再編成や大学区制のひずみを補なう役割をお

表5 私立高校における婦人教師の比率

年次	学校別	教員総数	婦人教師	比率%
1972	公立	9,229	864	9.3
	私立	2,210	567	25.6
1973	公立	9,364	874	9.3
	私立	2,179	554	25.4
1974	公立	9,663	922	9.5
	私立	2,093	550	26.4

(1972年～1974年「北海道学校一覽」)

しつけられ、その教員の身分、待遇はきわめて不安定なものとなった。それは特に婦人教師(注)にしろよせされ、有夫ダウン、試用制度、一年契約などの合理化が様々な職場をおそった。一九六七年、札幌第一高校社会科教諭の森田恭子は「女だから」と解雇されたのを性別、思想差別による不当解雇として地裁に訴え、一九六四年に発足した私教組婦人部は全力をあげてこれを支援し、一九六九年復職をかちとった。

また一九六七年改組された道大教組にも一九七〇年、婦人部が結成されて、七〇〇人の定員外職員(その八〇%は二〇代の女性)の身分確保に一定の前進をかちとるなど、闘いの中で婦人教職員の組織化が進んだのである。

(注) 一九七四年、高等学校数の一七・四%、生徒数の二四・八%を私立高校が占め、私立高校の教員の中で婦人教師の割合は表5のように大きい。

## 二、婦人教師の闘い

### (1) 母親との連帯

「教え子を再び戦場に送るな」を合言葉に日教組が第一次全国教育研究大会を開いたのは一九五一年であった。ところが三千人の参加者のうち婦人教師はわずか一〇余人。その反省から翌年全国婦人教員研究協議会が開かれ三千人が結集して、「教育の民主化のために、社会改善のために、平和の確保のために」熱気のある話し合いを行なった。第二回

目に長崎の被爆教員がアメリカの治療を名とした実験の実態を報告、NHKや第一回世界婦人大会を通じて国の内外に大きな反響をよんだ。この世界婦人大会の報告会を全国で千回も開いた経験をもちよって第三回目

「お母さん、日本の子どもを守りましょう

お母さんの体を守りましょう

憲法を変えないようにいたしましょう」

というアピールを採択、母と女教師が手を結ぶ運動をよびかけた。婦人教員の参加を配慮するよう確認して、以後教研は一本化されるが、日教組大会でアピール支持の方針が次のように決定されて母と女教師の運動は大きく発展し、母親運動の母胎となっていた。

「男女差の問題、首切阻止、産休獲得のたたかいは、こうした婦人戦線のひろがりとながりのなかではじめてかつことができるばかりか人権を守る平和運動の基盤を培うことになる」(資料33)。

北海道では全国と同じく一九五一年から北教組第一次全道教研が開かれたが、参加婦人教師は第二次三二〇人中一三人、第三次二三四人中二人で、高校教員、婦人教員は別枠一人をとることが要請された。第四次はそれにこたえてか三五七人中五四人を占め、その内容もきわめて充実したものがあつた。「父母と青年とへの結びつきを中心として」分科会に提出された千歳小教諭叶美智子の報告「家庭訪問における婦人教師の実践記録とその問題点」は、地区二〇余名の婦人教師がすべての子どもを家庭訪問して記録をとった。「家庭訪問を組織化することは女教師のつながりを強め、その社会的関心を深くしていった。…また教師と父母とが対等の立場でともに教育を守る意識をたかめることもできた。…根本的な教育破壊の現実、家庭訪問によるだけでは依然として残り、問題はすぐに解決されるということにはならない。しかし、こうした結びつきが何年もくりかえし、拡大して、ついには教育を守る国民会

議のようなものにまで発展させていく必要がある」(資料6)とする実践報告はきわめて貴重なものと評価された。

このような基礎の上に母と女教師の運動もさっそく札幌・函館で始まり、一九五五年札幌で五百名が集まって思春期の問題を中心に討議した。一九五六年からは年一回、会場もち回りて全道集会を開き現在に至っている。全道集会では『幼児教育、心身障害児教育、子どもの学習と生活、教育課程と教科書、教育費、PTA、くらし、社会保障、働く婦人、平和、運動のすすめ方』(一九六九年)、「幼年期の教育と保育、障害児教育、小学生の学習と生活、中学校生活と進学・就職、高校教育と進学・就職、教育内容と制度、マスコミ文化と教育、職場の民主化、地域の教育運動」(一九七四年)等の分科会で討議が行なわれた。参加者は一千人前後で、その六割が「小中学生と教育内容」の分科会に集中する。その討議の深まりから時々教育政策への意志表示も行ない、特に一九五八年は勤評反対、一九六〇年は安保反対を決議し、一九六二年には高校全入協議会に加入して地域の会員が高校増設に積極的な活動をみせた。一九六四年は大学区制に反対、一九七〇年にはパネル討議のあと勤評特異反対を決議、九月一日、山川会長外一三人の代表が道教委に強く撤回を迫った。

一九六九年、全道母と女教師の会連絡協議会の会則が作られ、「子ども」のしあわせ、婦人運動の向上、平和と民主主義を守る活動を発展させていくため、北教組と提携して各市町村母と女教師の会の運動を交流し、活動をたかめること」が目標に掲げられ、「母と女教師ひとりひとりの要求を組織化する」、「教育条件の整備、保育所の設置や物価問題、社会保障などの具体的問題をとりあげ、自治体に対するとりくみをすすめる」(一九七二年)ことが運動のすすめ方で強調された。一九七二年の婦人部総括によれば、全道二八支部中二五支部(または支会)がつどいを開いているが、特に帯広市母と女教師の会は毎月定例の学習会をもち、会

報「はぐくみ」を発刊、小樽市母と女教師の会は高校間口削減に反対し、成果をあげ、市教委交渉によって小中学校の生徒用机椅子の更新を確約させたそうである。

一九七二年から教育反動化阻止のため、教育問題に焦点をあてて討議しようという方針によって、「働く婦人」、「平和」分科会などがなくなり、「職場の民主化」分科会がおかれた。しかし「職場の民主化」には母親が参加しづらいのを考え、「婦人労働」の分科会にきりかえてはという声も出ている。運動の原点に立った運営と今後の発展を期待したい。

## (2) 婦人解放をめざす家庭科教育

教研活動における婦人教師の参加は、現在も決して満足できる状況とはいえない。北教組婦人部の総括によれば、一九七三年の全道教研の正会員は、男子五七三人に対し婦人一〇六人であり、参加分科会に偏りがある。つまり家庭科、保健体育、幼年教育に集中し、社会、数学、理科、美術、進路指導、大学づくりなどには皆無という年が少なくない。しかし家庭科教師と養護教諭は婦人のみの職種で、婦人教師の中で比率も高く、中学、高校の家庭科は女子のみ履習するしくみの下にあるからには、この部門での研究の歩みは、婦人教師の闘いの重要な一側面をなすといえよう。

ここで簡単に戦後の家庭科教育の歴史をたどってみよう。まず新学制発足当時は「家庭の民主化」が重要な目標とされ、高校においては自由選択であった。しかし家族制度復活の論議の中で、一九五六年高校女子の家庭一般四単位必修が指示され、ついで一九五八年中学において男女別学、つまり男子は技術、女子は家庭科の履習が指示された。そして一九七〇年、それまでの例外規定を削除して、高校女子の家庭一般四単位完全履習が指示された。この間、高校家庭科教育振興のためとして、商業簿記検定などを模範とした家庭科技術検定が三重県から始まった。家



庭科の目標も小・中学校では特に技能主義への傾斜がすすんだ。このように家庭科の男女別学は高校に始まるので、しばらく高教組婦人部を中心に家庭科研究へのとりくみをみていきたい。

高教組婦人部は教研活動の中から生まれた。一九五八年に開かれた高教組第二次全道教研第五部会の決議によって結成されることになったからである。この部会は「女子教育をめぐる問題」を討議したが、研究発表者が一人もなく、参加者も一人と最少であった。各人各校の悩みを語り合った柱は「女子の理想的人間像」「家庭科教育」で、家庭科教育不振解決の第一として女子教員の自覚の向上が強調され、「女子教師の団結と自覚の必要性を反省し、高教組の婦人部結成を満場一致で要請すること」(資料13)が決議された。

この決議によって翌年五月婦人部が発足、第三次教研の「生徒の進路指導、女子教育をめぐる問題」部会に、常任委員会の名で七人の共同研究「女子教育の実態とその対策」を発表した。これは都市、農村、炭鉱、工業地帯を網羅して、道内三三校の三年生の父母千人(回答四九九)、三年女子千人(回答五三三)を対象としたアンケート調査の集約と分析である。質問項目は男女共学への賛否、親が女子教育に望むもの、進路希望など多岐にわたるが、家庭科教育のとらえ方は一つの重要な柱であった。報告によれば、回答生徒の八三%が家庭科を選択しているが、教科の性格を「知識も技術も共に学ぶ基礎的な学問」と考える者六〇%、選択理由を「家庭に入って役立つ」「女性として学ぶべきだ」と考えた者は合わせて五四%、学んで役立つこととして「知識・技術」をあげる者五九%などである。これらの結果から報告者は、生徒が家庭科を「他教科と共に、人間形成に役立つもの」と認識しているものの、実際は「技術、技能の学として選択し、吸収している」と分析した。そして実習・実験費の予算化を追求するとともに、「高校の家庭科は現状より何らかの形で脱皮し民主社会の形成、人間形成の教科としての重要性を自覚し

て、内容においても、教師の意識においても、さらに研修、改善されなければならぬのではないだろうか」(資料16)と提案した。

一九六〇年、北教組、高教組合同の全道教研には「民主主義教育の原則について」分科会の正会員四四人のうち二二人を高教組婦人部から出して、家庭科教育にとどまらず、実習助手や養護教諭の立場から、あるいは生活指導、体育指導への提言まで多彩な女子教育へのとりくみを報告した。

この時期に、校長協会家庭科部会によって北海道にも家庭科技術検定がもたらされた。合格者を多く出すための補習などで教師の労働過重を招きはしないか、生活技術偏重になるのでは、等の疑問が多く出されるようになった。婦人部は一九六二年の運動方針に「家庭科技術検定批判」を掲げ、家庭科教文委員は教文常任委員との討議を翌年文章化した。

まず家庭科の現状を「非進学者の救済事業的教科となり、女性軽視の意識を維持、温存する」とえぐり、「家庭制度の民主化、女性解放を目標とする家庭科教育の課題を強くふりかえろう」とよびかけ、技術検定は家庭科教育を「家政婦的技術者の養成に転落させる危険」を客観的には有していると警告し、「家庭科が人間形成に果す役割を職場討議」「ヤミ単位の犠牲にされていた家庭科の単位を復活」「できうれば男女共通教科として家庭一般を選択」する運動をおこすため「教材研究と系列化を自主編成する」(資料18)(傍点は引用者)ことを提言した。この基調に立って一九六四年、「国民教育創造のための家庭科教育をどう実践したらよいか」と題する共同研究を集成し、全国教研で報告し、日高教の教育課程研究を推進する機関車の役割を果たすものとして高く評価された。

この後も婦人部は「家庭科必修を討議し、差別・選別教育に反対する。家庭問題審議会答申にみられる家庭科教育批判」(一九六八年)、「家庭科連加入を促進」(一九七〇年)などを運動方針に掲げた。現在、家庭科教文委員は、男女共修小委員会をつくって、家庭科教師、一般教師、男女

生徒と父母を対象にアンケート調査をおこない、その集約から内容試案の起草にかかっている。

全道教研においても、「男女共修」の実践例として一九七〇年は中学一例、一九七二年は高校一例、一九七三年は中学三例、一九七四年は中学五例が報告されてきている。このようなとりくみを前進させた推進力として、次に家教連の活動を紹介しよう。

北海道家庭科教育研究者連盟は、一九六八年釧路で開かれた道民教の家庭科分科会で、夕張幌南中教諭比志道子のよびかけによって誕生した。

三九人の会員は、全国家教連洞爺大会を開く過程で拡大し、翌年には小・中・高・短大・大学の教員を含む二百余人に達した。初期の活動内容は、

①地域の生活破壊の実態をつかむ。②指導要領批判・自主編成。③婦人労働・男女差別の学習（一九七〇年）などが掲げられ、毎年夏と冬に独自の研究集会を開くとともに、道民教「家庭科」分科会（一九七二年まで）「婦人と労働」分科会（一九七二～七三年）「婦人問題と教育」分科会（一九七三年より）に精力的にとりこんできた。それらの話合いのなかで、婦人労働が増加の一途をたどる時期に、「女子の特性」の名の下に家庭科の必修が強められてきたことが、資本の低賃金労働政策の一翼を担うものとして批判された。佐藤節子は一九六八年札幌の公立女子高校生一六二人にアンケート調査をおこない、その集計結果から、彼女たちを「女子特性論」がすっぽり包んでいる」と分析する。なぜなら彼女らは「理論は大事だがおもしろくない、実習は楽しい」と答え、「将来家事経営者にならなければならぬから」となれば諦めに近い気持ちから、四六〇の者が「家庭科は女子だけ必修でよい」（資料38）と考えている。婦人労働者として社会に出ていく彼女たちが、結婚や、育児後の再就職への夢のような憧れに流されず、家庭と職場での生き方をしっかりつかむため、家庭科教育は何をすべきかと、多くの実践が報告された。それらのなかには、家庭経営や保育の単元で女性史や家族史を、被服や食物の

単元でもそれぞれの歴史を教えて、

理論と技術を学ぶ意義をはっきりさせようとする試みや、家庭は男女で築くものであるこ

との強調などが目立っている。これらの討議を通じて次のような綱領の下に、衣・食・住・保育・家庭機器の各分野における自主編成案の充実に一層の努力が重ねられている。

「一、私達は、家庭科教育を通して自然科学や社会科学の諸法則を生活現象の中で知らせ、それによって国民生活における人間疎外の実態をつかみ、その解放のために、闘う力を育てます。

二、私達は家庭科教育の中で労働の価値を知らせ、集団における協力を学ばせます。（三、四略）」（資料36）

注 (1)表6の比率は現在も大きな変化はないと考えられる。

注 (2)家庭一般学習者が受験しうる三級の内容は、筆記試験と実技試験（被服は婦人ブラウス、食物は汁、煮物など二品の製作）である。

### (3) 解雇撤回の闘い

高校再編成の一環として私立高校の入学定員の削減が始まった一九六七年、札幌第一高校の社会科教師森田恭子は解雇を通告された。理事者は解雇理由として「生徒数の減少で人員整理が必要。女だから一生の仕事にしなくてよからう。一年間の試用期間中の勤務から判断して、進度が遅く、授業中の生徒がさわがしい等、教師としての適格性に欠ける」と述べ、学校への立入禁止を通告した。

第一高校の組合は、授業の持ち時間やその他勤務条件は公立に比べて

表6 婦人教師の専攻

教科	人数	比率(%)
家庭	296	55.1
国語	51	9.4
保健	32	5.9
英語	23	4.2
音楽	11	2.0
数学	10	1.8
理科	5	0.9
社会	4	0.7
商業	3	0.5
明養	3	0.5
不養	99	18.4
計	537	100

(1960「高教組婦人部調査」)

きわめて悪い実状から、生徒数が減っても人員整理には絶対反対の方針であり、「社会科の教員は、休職者が復職できず依然として不足すること。女だからと解雇するのは性による差別であり、女子部新設の計画もあるとき女教師をやめさせるのは不可解。森田さんは熱心に生徒の教育にあたっていて不適格とするのは納得できぬ」と解雇撤回を申し入れ、五月には札幌地域に「身分保全仮処分」を申請し、法廷闘争に、訴えることにした。

組合は同時にこの問題は私学合理化の一環であるばかりでなく、森田さんら三人の解雇後新しく七人の教員を採用している実態から、本質は組合活動にも熱心な彼女への思想信条による差別であり、正しい教育のあり方をおびやかすものであるとして広く支援を訴え、七月「森田先生を守る会」を結成した。会員は教員、労働者、卒業生など七百人に及んだ。

この間、森田さんは八回にわたって第一高校生にピラをまいて自らの解雇の不当性を訴えるとともに、第一高校生のおかれている教育的環境の現実をみつめることをよびかけた。これにこたえて翌年九月、第八回口頭弁論では卒業生の安川証人が証言した。

「森田先生は冗談とかそういうことはあまりいわなかったけれども、熱心に教えてくれたのでぼくたちもついて行きました」(資料26)。

一方、理事者側は森田先生の不適格性を示す証拠として学級日誌をもち出したり、指導技術の未熟な点に「無言の指導を与えた」と証言したりしてその教育観の粗雑さを自ら暴露した。

一九六九年三月、札幌地裁は「解雇権の濫用」として森田さんの地位保全を認める勝利判決を下した。判決は森田さん側の主張する「思想信条の差別」に明らかに言及しないが、理事者の主張する「教員としての不適格性」を全面的にしりぞけ、「試用契約は本採用に至る一つの順路にすぎず、解雇権は制約されるべきだ」とした。理事者は一旦は控訴

したが、スト権を確立した組合の闘う姿勢に譲歩して控訴をとりさげ、森田先生は六月から二年ぶりに教壇復帰した。

この闘争は森田さんと、第一高校組合の勝利にとどまらず他にも大きな影響を与えた。第一に私学の試用期間という条件を克服したこと、第二に若い女性でありながら、二年間闘い抜いて、「闘えば勝つことができる」という生きた事例をつくったことである。また、一九六五年結成されて、当時解雇反対闘争にとりくんでいた札幌保育労組を励まし、その後のさまざまな教育裁判闘争に貴重な経験を提供した。

この闘争が勝利した原因は次の三つに集約できよう。

- 一、職場に統一した労働組合が存在したこと
- 二、守る会をはじめ、私教組、北教組、高教組などによる統一戦線の形成

### 三、森田さんの闘う姿勢

そして森田さんの姿勢は、次の文にあるように、行動の中で育てられてきたのである。

「授業中きわめてまじめだった生徒の中に、かえって私たちがまくピラをよそめに、冷然と通りすぎる生徒がいたり、反面いねむりをしたり、さらいだりして大変だった生徒が逆に、少し恥かしそうに「先生、おはようございます」ととてもあたたかい顔でわらってあいさつをしていたり、いろいろ考えさせられます」

「全私懇(全国私学教職員懇談会)の中で、教師の基本的権利を守る姿勢を示さないで、生徒に何がおしえられるか、教師が生徒の要求を自分たちの要求としてうけとめ、闘っていく中で、生徒は必ず自己運動をおこしていく」と力説されたことが、この頃、実感としてせまってきます」(資料26)

しかし試用制度は姿をけしたものの、合理化政策は一段と巧妙になった。現在、旭川実業高の数学教師古川とし子の解雇撤回が闘われている。

ここでは教員の二五％が一年契約という不安定な雇用関係の下にあったが、彼女はその条件を改善するため積極的に組合活動に参加したことを嫌悪され、採用後一年にして一九七四年三月解雇を通告された。理事者は「契約期限切れ、休職者の復職」を理由としたが、他に契約更新拒否をしていないこと、また組合との事前協議なしの人事は無効であること、追求されると、「免許外担当」を理由に加えた。しかし休職者は復職せず、彼女の解雇後免許外担当者がかえって増加している。旭川実業高組合はこの解雇を「不当労働行為であり、教育権の独立のため教師の身分の安定を保障する教育基本法にもそむく」として、四月に「古川先生と民主教育を守る会」を組織し、旭川地裁に「地位保全の仮処分」を申請した。公正裁判を求める署名は七千余に達し、一九七五年三月二五日、旭川地裁は古川さんの主張をほぼ全面的に認めて地位保全の仮処分を決定、理事者に七四年四月以降の給与支払を命じた。この勝利判決に支えられて古川さんは四月から出勤を始めた。しかし理事者側は判決の翌日本訴訟を提起し、古川さんの授業担当を妨げているので、さらに完全な教壇復帰のための闘争が続けられている。

判決は一年契約更新拒否の合理的な理由は全くないと、理事者側の主張を論破しているが、古川さんの解雇が組合活動に対する不当労働行為であるという主張に対しては判断をさげていること、給与支払額を不当に低く算定していることなど欠陥をもっている。特に解雇時の給与四万円（七四年末、組合の闘争の結果五万円に引上げ、四月にさかのぼって支給することが確認された）と諸手当の支払を請求したのに対して「夫に収入があること一事をもってして債権者に保全の必要性がないとは言えないが、さりとて……自己の賃金を唯一の収入源とする労働者のようにその全額を支払う必要性があるとも言えず」と、月三万円の支払で足りるとしたのは、働く女性を家計補助者とみる通俗的な社会常識にのっとった判断であり、今後続く闘争の中で批判していく必要性は大

きいといえよう。

#### (4) 研修権確立の闘い

養護教諭は、戦前の救急処置をつかさどる学校看護婦、戦時中の体力づくりをつかさどる養護指導を経て、戦後に確立された職種である。学校教育法は、小中学校に養護教諭をおくものとし、児童生徒の養護をつかさどることを規定した。ところが全学校必置の規定にもかかわらず、養成制度が不十分なため、附則で「当分の間これをおかないことができる」と緩和規定を設けたので、一九六八年に至っても公立小中学校の配置率は全国平均四〇・三％という低さであった。北海道の配置率はさらにその半分であった。高校の養護教諭については必置規定がなく、設置者の政策にゆだねられ、北海道では高校再編成計画がすすめられる中で、かえって定時制から引き上げられる状態であった。一九六九年度から第三次五カ年計画による定員充足がすすめられてきたが、北教組養護職員部は全国で唯一の専従を出す組織として、中央交渉にも道教委交渉にも積極的にとりくみ、その結果表7のように毎年百人以上の採用者を迎え、一九七一年から七四年までに配置率は二六％から四〇％近くに上昇した。高教組の養護教諭も結束して道教委交渉にあたり、全定兼務を強制しないよう確認させ、さらに一旦定時制から引き上げた養護教諭を再び配置させるなど成果をあげた。

ところでこれらの定員闘争の中で養護教諭に対する管理体制が強化された。保健主事の設置及び任命制である。一九五八年、学校保健法制定に伴って保健主事がおかれることになったが、学校教育法施行細則によれば、教諭に保健に関する事項の管理にあたらせようというものである。道教委は一九六四年から、これを校長任命の一職制として、中間管理職的な位置づけをしようとした。その結果北教組調べでは、道内の約九〇％近い学校に保健主事が任命されているが、「保体部長が兼任する」

表7 養護教諭配置率

年次	養護教諭(小・中)	新採用者数	配置率(%)
1971		109	26.3
1972	916	145	35.7
1973	1,031	137	35.6
1974	1,139	156	39.8

(教護教諭の人数は「北海道学校一覧」)  
新採用者と配置率は「北教組養護教員部総会議案」)

六〇年、日教組養護職員部は全校必置の闘いをすすめるために、専門性を確立しようと研究にとりくみ始めた。文部省も一部からの要請にもかかわらず、執務基準は養護教諭自身が作るものとしたため、学校保健会養護教員会が「養護教諭の職務」を編集した。

北教組養護教員部も一九七一年から毎年二〇〇一五〇人規模の全道活動者集会を開き、専門性を深める学習を続けその基礎に立って活動を展開している。まず、「健康を権利として主張できる子どもをつくること」を目標に意欲的に教研活動に参加しようとする。発表内容も「視力回復のため遠くを眺めさせる」技術的指導に止まらず、「照度を確保する」社会的働きかけを伴うものが現われつつあ

学校が五三%にすぎず、中間管理職的な位置を占める学校が少なくないことを示している。養護教諭は、養護指導と異なり「校長の命をうけ」の規定がなくなつて、職務の独立性、専門性が強調されるようになったが、教科指導のような学習指導要領が示されたことはなく、「養護」の職務内容は必ずしも明らかではない。そのため婦人ばかりの職種をねらい打ちして補助労働に低下させようとする社会的法則がここにも貫かれ、専門的知識を必ずしも有しない保健主事を主役に、養護教諭、さらに養護助教諭をおいてその補助役をつとめさせようとする危険性が警戒されるのである。北教組では運動方針に「保健主事の廃止」を掲げ、当面校務分掌の一つとみて保体部長の兼任とし、その民主的選出をするようとりくんでいる。高教組も保健主事は校務分掌の一つと規定している。

戦後の劣悪な医療状況の中で疾病対策におわれたのが一段落した一九六〇年、日教組養護職員部は全校必置の闘いをすすめるために、専門性を確立しようと研究にとりくみ始めた。文部省も一部からの要請にもかかわらず、執務基準は養護教諭自身が作るものとしたため、学校保健会養護教員会が「養護教諭の職務」を編集した。

北教組養護教員部も一九七一年から毎年二〇〇一五〇人規模の全道活動者集会を開き、専門性を深める学習を続けその基礎に立って活動を展開している。まず、「健康を権利として主張できる子どもをつくること」を目標に意欲的に教研活動に参加しようとする。発表内容も「視力回復のため遠くを眺めさせる」技術的指導に止まらず、「照度を確保する」社会的働きかけを伴うものが現われつつあ

るといふ。第二に中教審答申の保体版ともいふべき保体審答申(一九七二年)にもとづき本年度から実施が予定されている体力テストに反対する。テストの予算措置を講じないで、体力のある子どものみ評価し、さらにデータを中央のセンターで管理して、国の労働力政策に利用する危険が大きいからである。第三に雑務を排除して専門性を確立しようとする。免許外教科はもちろん、保健の授業担当、尿検査、学校間兼務、安全会事務などが排除したいものとしてあげられている。第四に先にあげた目標から、学校安全会や予防注射の公費負担を要求する。自治体に対するこの闘争は前進して、一九七三―四年の一年間に、学校安全会掛金を負担する市町村は三一(一四%)から五五(二五%)にふえ、インフルエンザ予防接種無料の市町村も一八%から七八%にふえた(資料11)。

高教組養護対策委員会も、一九六九年から三〇人規模ではあるが全道高校養護教諭集会を開いている。ここでは安倍三史「新しい健康観」、市原富美「性教育」などの講演と学校間の交流がおこなわれるうちに、多くの実践報告がもちこまれ、札幌琴似高の菊地寿子や北見工業高の鈴木雅子の報告は全国教研にも送られた。菊地報告は、都市の夜間定時制高校生の、授業前と授業後の疲労度の調査資料をもとに、学習に喜びをもち、学校生活でかえって疲労回復をする若年労働者の悩みをうけとめ、彼らの教育環境を一層整備するようよびかけたものである。鈴木報告は、集団の話し合いで養護教諭の仕事

一、学校保健計画の自主編成

二、教師集団の保健教育への意識を高める

三、生徒集団の保健活動にこたえる

四、研修

の四本の柱にまとめようという提案である。

ところでこれらの養護教諭の自主的な研修活動の高まりに対して、研修体制の官制化(一九六八年から養護教諭研修会の参加者を指名し、非

公開にするなど)をすすめてきた道教委は、はげしい弾圧を加えた。鈴木さんが義務免を行使して全国教研に参加したことを、「職務を放棄した違法行為」として、一九七〇年三月三十一日付で懲戒免職にしたのである。前述のように、当時教研参加者に対して処分をくり返していた道教委は、養護教諭を弱い環とみてか、この処分を訴えたが逆効果であった。高教組北見工業高校班、同北見支部、新婦人の会が中心となって四月五日「鈴木先生を守る会」を結成した。会員一三六〇人。ニュースは二千五百部、パンフは一万部を発行、全国に研修権を守るための支援が訴えられた。鈴木さんは職場の同僚、生徒の激励をうけて登校しながら、道人事委員会と札幌地裁に処分の撤回を求めて提訴し、その闘いを毎年全国教研に報告した。

鈴木事件における争点は次のようなものである。まず道教委側の主張は、

- 一、全国教研は組合業務であり、研修義務免は認められない。
- 二、全国教研開催の時期は、北見工業高でインフルエンザが流行し、学級閉鎖を行なうなど非常事態であり、養護教諭がいけないことは学校運営上支障がある。

これに対して鈴木さん側の主張は、

- 一、教員は教育のために、自主的、自発的に研修する権利をもつ。以前のように組合教研にも義務免参加が認められるべきだ。
- 二、養護教諭は学校看護婦ではない。予防措置や流行期の対策を決定した上は、インフルエンザ流行の社会的要因や対策を考えるためにも、教研参加が必要だった。

「研修は教師の生存権である」との主張は、教科書裁判杉本判決を支えとして強く述べられ、公正審理を求める要請はがき四万枚が売り切れた。一九七三年一〇月、道人事委員会は、道教委の処分理由を認めながらも、「組合教研は確かに教職員の研修を目的とするもの」でもあるから「全

国教研においてかねてからの研究の成果を発表しようとしたことそれ自体は非難されるべきではない」として、懲戒免職は過酷なので停職三カ月に修正するよう裁決した。

高教組はこの裁決の論理を不満としながらも、処分をとりつけたことを大きな成果ととらえ、守る会も「反動的な教育行政が一つ破産した」と評価した。裁定が出された四日後、生徒玄関にもはられた「鈴木先生、おかえりなさい。ながいあいだごろうさまでした」のビラに歓迎されて職場に復帰した鈴木さんは次のように決意を述べた。

「すべての子どもと青年に健康を保障する学校保健の前進が私たちの課題です。そのために、すべての教師の自主的、自発的、自律的、集団的研修の前進がどうしても必要であり、これは義務ともなっています」(資料24)

### (5) これからの課題

以上、資料や力の不足から不十分ではあるが、北海道の教育の中で婦人教師がどのような活動や闘いをすすめてきたか、代表的な事例を紹介してきた。最後にこれから続くであろうし、また強めなくてはならない婦人教師独自の闘いの課題をいくつかあげてみたい。

まず婦人教師自身の母性保護の権利行使である。北教組によれば、婦人組合員の既婚者の割合は一九七三年に五〇%をこえ、高教組でも婦人教師の平均年齢は上昇している。その健康な労働のためには絶対必要なことである。また、この闘争によって教員の定員がふえることは、子どもにゆきとどいた教育を保障することにつながる。

第二は研修の強化である。現在婦人教師の研修を阻害する条件は、一般的な労働強化の上に家事・育児の負担と、さらに校務分掌の非民主的な決定があげられる。前者についてはその社会的解決のため他の労働婦人や地域の活動に参加することが必要であろう。後者を説明すれば、小学校の

表 8 北海道における婦人教師の比率 (大・短大)

年次	大			短大		
	教員総数	婦人教師	比率 (%)	教員総数	婦人教師	比率 (%)
1963	2,110	91	4.3	364	102	28.0
64	2,248	98	4.4	434	125	28.8
65	2,360	120	5.1	436	135	31.0
66	2,525	123	4.9	513	153	29.8
67	2,740	128	4.7	615	191	31.1
68	2,962	146	4.9	723	208	28.8
69	3,119	158	5.1	759	225	29.6
70	3,178	154	4.8	730	216	29.6
71	3,232	156	4.8	643	193	30.0

(道教委「学校基本調査報告書」)

婦人教師は低学年と給食事務担当に固定されがち傾向が強い(一九七一年宿日直が廃止されるまで、日曜日直は婦人教師にかぶせられ、日曜日直の廃止、さしあたって男女平等に割り当てること)は長い間婦人部の重要な闘争目標であった。一方、小学校高学年・中学・高校では担任をもたせない傾向が残っている。これは労働負担ではないが教師としての経験をせばめる面ではやはり研修の阻害要因といえよう。定員闘争や職場の民主化闘争に積極的にとりくんで事務職員の増員をかちとり、分掌の平等な分担と多様な経験から、豊かな研修を強化すべきだろう。

研修の重要対象として両教組とも婦人教師のみ担当する家庭科をあげ、さらに北教組は経験の積み重ねられたい幼児教育、高教組は男女の単位数に大きな差のある体育に今後とりくむ抱負をもっている。

第三に養護教諭は今後の運動の中で新しい役割を担っていくだろう。政府は、第四次五カ年計画で全学校の七五%に配置をめざすが、新たに配置する養護教諭を、無医地区へ優先的に配置する意向をもっているという。もちろんそれは医療行政の貧困さを補おうとする無責任な措置であるが、反面、養護教諭は公害列島日本、過疎の北海道のするどい問題提起者となり、いのちとくらしを守る住民運動の組織者となる可能性をもつ。安全会費用の公費負担を自治

体に交渉した経験は、様々な闘争に生かされるべきであろう。

一方、養護教諭は保健室を訪れる生徒の要求から、教壇教師が見落すものも数多い。養護教諭の研修の中で、精神衛生を学んだり、生活指導の研究者と交流することは、それらの問題を解決する方法をきたえることである。

第四は各教組婦人部の共同闘争の強化である。北海道の大学・短大における私学の割合はそれぞれの入学定員の四三%、九五%を占め全国でも高い方であるが、そこに働く婦人教師の条件は一九七〇年の私教組婦人部の調査にあるようにきわめて悪い。一方、国公立大学の婦人研究者は表8のようにきわめて少ない。道大教組、私教組婦人部の共同行動で、大学・短大の婦人研究者の組織をすすめ、待遇改善をかちとることは、研究条件の向上、ひいては北海道の女子教育、婦人運動をも前進させることになるだろう。

また、母と女教師の会岩内集会(一九六三年)において、高校全入の分科会に高教組からも司会者を送ったように、北教組、高教組の婦人部が母親と教育を語る時共同行動を組織的に行なうなら、現在の北海道の教育がかかえている最大の課題である高校小学区制の復帰運動は非常に前進するだろう。

さらに四教組の婦人部の経験交流の場として、一九六九〇七二年に全道教研に設けられた婦人労働の交流会のようなものが必要であろう。

最後に、これらの活動の上にならば、幅広い婦人運動への参加とその再統一への働きかけを強めることが、組織をもつ教育労働者の重大な任務といえるのではないだろうか。

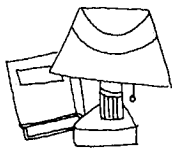
参考文献及び資料

- (1) 三井礼子編「現代婦人運動史年表」一九六三
- (2) 一番ヶ瀬康子編「女教師の婦人問題」一九七四
- (3) 丸岡秀子「ある戦後精神」一九六九

(33)(32)(31) (30) (29)(28)(27)(26) (25)(24)(23)(22)(21)(20)(19)(18)(17)(16)(15)(14)(13)(12) (11)(10)(9)(8)(7)(6)(5)(4)

- (以下北教組関係)
- 「組合史」一九五六
- 「北教組史 第二集」一九六四
- 「北海道教育前進のために」一九五七
- 「第五〇回婦人部総会議案」一九七二〇七四
- 「第六九回婦人部委員会議案」一九七四
- 「第三、四、六〇九回養護教員部総会議案」一九七一〇七四
- 「第五回養護教員部委員会議案」一九七四
- 「北教、養護部報No.5」一九七四
- (以下高教組関係)
- 「北海道高教組の25年」一九七三
- 「第三回北海道高等学校教育研究集会」一九五九
- 「婦人部運動方針案」一九六一〇六五、六六、六八、七〇〇七三
- 「同 経過報告」一九六〇、六一〇六五、六九、七一、七二
- 「女子教育の実態とその対策」一九五九
- 「高校家庭科研究資料」一九六二
- 「家庭科教育をいかに改善すべきか」一九六三
- 「鈴木先生をかえせ」一九七一
- 「第八四回中央委員会議案書」一九七三
- 菊地寿子「定時制高校生の健康をめぐる諸問題」一九七〇
- 鈴木雅子「学校保健計画の自主編成をめざして」一九七〇
- 同「養護教諭の研修をめざして」一九七四
- 「鈴木先生を守る会ニュース 一〇二四号」一九七〇〇七四
- (以下私教組関係)
- 「職場復帰への道」(森田先生を守る会ニュース合本)一九六九
- 「古川先生と民主教育を守る会ニュース 三〇六号」一九七四
- 「一年契約廃止をめざして」裁判記録」一九七四
- 「昭和四九年(三)第七九号労働契約上の地位保全等仮処分申請事件」決定」(古川事件判決文)一九七五年
- 「働く婦人の実態を探る」一九七一
- (以下道大教組関係)
- 「第六〇八回婦人集会基調報告」一九七〇〇七二
- 「第十回国公立大学婦人職員全国集会報告集」一九七二
- 日教組婦人部「母と女教師の運動をすすめるために」(二〇周年記念誌)

- 39) 38) 37) 36) 35) 34)
- 一九七三
- 全道母と女教師の会連絡協議会編
- 「第一四〇一八回全道母と女教師のつどい集録」一九六九〇七三
- 同「第一九回 討議資料」一九七四
- 「合同教育研究全道集要項」一九六〇、六一〇六五、六七〇七四
- 「家教連会報五〇七、十、十一、十三〇二六、二八号」
- 家庭科の男女共修をすすめる会編
- 「家庭科の男女共修をめぐる一問一答」一九七四
- 「第四回家庭科教育研究者連盟全国研究集会」一九六九
- (札幌婦人問題研究会々員)





# 子どもものしあわせを願って立上る母親たち

— 札幌での運動を中心に —

佐藤 節子

はじめに

「よびかけ」

教育とくらしを守るために

「授業についていけない子どもがふえた」、「非行の低年令化」、「高校・大学の受験地獄」など教育をめぐるさまざまな問題について多くの父母が深刻な関心をよせています。このたびの知事選、札幌市長選でも、公立高校の増設やプレハブ校舎の問題などが重要な争点となりました。

私たちは、ひごろから地域の教育懇談会やPTAの活動などに参加してきた母親として、今こそ父母の教育にたいする切実な願いと、インフレ、不況なかでくらしをまもる課題をしっかりと結びつけた大きな運動を北海道と政府にたいして展開しなければならぬと痛感しています。

私たち母親が、やむにやまれない気持ちから今すぐにもはじめようと考えているこの運動は、少なくとも子どものしあわせとくらしの向上を願う人であれば、思想、信条の相違をのりこえて、どなたでも支持して下さるわかりやすい要求をかかげたいと思います。

さしあたって私たちは、次のような要求を提起したいと考えていますが、もちろんこれらの要求は、運動が発展するなかで多数の団体、個人の御意見によってより豊富な、より具体的なものになるでしょう。

△ 私たちの要求 △

- 一、一人ひとりの子どもにゆきとどいた教育を  
(1) 基礎をしっかりとおしえる教育を、おちこぼれない授業を。  
(2) 教育予算をふやしてプレハブ教室、危険な校舎をなくし、「義務教育の無償」、父母負担の軽減を。
- (3) 公立高校の増設、小学区制、総合選抜制で受験地獄の解消を。  
(4) 私立高校生への授業料補助、私学への大幅な公費助成を。  
(5) 保育所・公立幼稚園を思いきってふやす。  
(6) 障害児に教育の保障を、公立高校に障害児学級を。  
(7) 北海道の国公立大学をふやす。  
(8) 先生たちの定員をふやし、一学級あたりの定員を四〇人以下にする。  
(9) 学校、保育所建設の超過負担をなくし、地方財政を確立する。
- 二、インフレからくらしをまもる  
(1) インフレ、物価値上げ反対。  
(2) 労働者の賃金引き上げ、先生たちが心おきなく教育に専念できるよう労働条件をよくする。  
(3) 全国全産業の一律最低賃金制確立。  
(4) これらの要求実現をめざす全道的な大運動は、教育の仕事に直接担当されている教職員組合の御参加がなければ、その目的を達することがむずかしいと思います。その意味で、私たちは広範な団体や個人に運動への参加をよびかける前に、まず教職員組合にお願いしなければと考え次第でございます。  
(5) 私たちは、子どものしあわせを願う多くの父母の期待をこめて、貴教職員組合がこの運動に参加され、私たちとともに運動の発展のために御尽力下さること

を心から要請いたします。

一九七五年四月二三日

篠原靖子 (中の島地区教育を守る会)

渡辺昌子 (藻岩北小学校父母)

石川一美 (幌北ゆりかご保育園父母)

山崎英子 (札幌西高校父母)

鈴木伸子 (北栄中学校父母)

池田米子 (「子どものしあわせ」本郷読者会)

松崎京子 (篠路小学校父母)

河村肇子 (真駒内南小学校父母)

瀬田石和代 (旭ヶ丘保育園父母の会)

札幌のこの九人の母親のよびかけは、四月二四日の北海道新聞でも紹介され、ゆきとどいた教育とくらしを守り向上させたいと願っている父母と教師たちに大きな共感をもってうけとめられた。

道内四教組のうち、道高教組、私学教組、道大職組は、このよびかけに応え、九人の母親との話し合いをもち、この「教育とくらし」を守る運動を広く全道によびかけて、共通の要求で手をつなぎ、巨大な運動にしていくことで意見の一致をみたのである。

九人のお母さんプラス三教組委員長の連名で、四月二六日、こんどは道内の団体、個人にあてた「よびかけ」があらためて発表され、それは今、約一万通の手紙となって、北海道中の教育団体はじめ、労働組合、民主団体、文化団体そして個人へと送られ、それへの返事もまた、事務局へ続々と届いている。

そのいづれもが、「ゆきとどいた教育を」というよびかけを支持し、インフレ、不況下でのお金のかかりすぎる教育とくらしの切実な要求でうめられている。そして、五月七日、教職員組合、労組、民主団体、サークルなど六五団体、が集って、「教育・くらしを守る一〇万人集会実行委員

会」が結成されたのである。

結成集会には母親も約三〇人参加し、教育とくらしを守る集会を守る集会を全道で網の目のように無数に開こう、要求をまとめて自治体や国に交渉し、具体的に成果をかちとってゆこう、それが子供たちのしあわせを守るほんとうの道なのだ確認し合った。母親たちはいま確信にもえて立ちあがったのである。しかも教師・労働者たちがしりスクラムを組んで。

## 一、教育反動のあらし

北海道の教育にとって昭和四一年は忘れられない年である。

この年は、戦後民主教育の柱であった高校三原則のひとつ小学区制がこわされて大学区制が強行された年であり(これで高校三原則を守っているのは京都の民主府政だけとなった)同時にミサイル人事(遠くへとばす)といわれた「広域人事」で教員の遠隔地への配置がえが行われはじめた年であるからである。「能力に応じて自由に高校が選べる」はずの大学区制は、中学教師の天才的振り分け能力を開発はしたものの、実際には生徒や親の希望より、成績によって進学先が決まるという選択の自由なき進路指導によって高校の序列づくりに役立っただけであった。それは進学先の高校によって生徒の「能力」にも序列がつくことをいみしていた。

自宅のすぐ前の高校を横目でみながらバスや汽車での通学を強いられ、通学時間の伸びと反比例してクラブ活動や生徒会活動の時間は短くなる。受験地獄はいっそう深刻となり、親子とも肩身のせまい思いをするなど心理的な不安、抑圧は、無気力、虚無、過激、非行など、生活指導上の新たな問題をひきおこした。

一方、広域人事は、予想どおり活動家の夫婦が狙われ、別居配転を数多く生んだだけであった。

この二つのことが四一年に行われた背景には次のような事情があった。北海道は戦後、革新の牙城といわれ、たしかに三期一二年にわたって知事は社会党出身の田中氏であった。

しかし、いくつかの弱点のうちのひとつに、住民運動によってそれを支える、といった京都方式ではなかった点がある。

昭和三四年の一斉地方選において、知事は「中央直結」を目玉にした元警視總監、衆議院議員の町村民に破れてしまった。

道政をにぎった自民党は、道内の教職員組合中、最大の組織率をほこる北教組から管理職を脱退させる工作にまず手をつけはじめた。

同時に教育行政に対する官僚統制を強めはじめた。こうして数年の時間をかけて組合の力を弱め、官僚コントロールに教育行政をおきかえていったのである。とくに第二期自民党道政になってからテンポは早められ、

そのひとつの仕上げ作業が広域人事であり、高度経済成長のもとで教育予算の割合は年々低下し、(昭和三五年から四八年の一三年間で、教育予算は三三・四兆から二三・五兆に減った)、高校進学率に合わない学校建設への父母の不满を「能力」問題ですりかえ、合わせて財界の要請による差別と選別の教育を強化する役割が大学区制であった。

しかしこの二つはいずれも破産した。

道教委は「人事の移動に重点をおきすぎ、教育効果の面での配慮が足りなかった」と自ら認めざるを得なかったし、大学区制もまた、昭和四八年から教委自身の手で中学区制へと手直ししなければならなかったのである。それは大学区制に対する父母の批判の高まりの中での手直しであったが、中学区制は父母の要求にあたかも応えるがごときポーズだけで、現在の高校進学の問題は何ら解決し得ない手直しであった。それどころか、「学区内」での高校間格差をより鋭いものにしただけである。

こうした状況の中で、先の一斉地方選挙でも「教育」は最も大きな争

点となった。今やその切実さは飽和状態に達している、といってもよいであろう。

## 二、めざめゆく母親たち——教育懇談会のあゆみ

大学区制が強行された時、お母さん達はそのくやしさに泣いた。「高校を自由にえらべる」はずの大学区制に実は選択の自由も、能力の開花もないことを知ったからである。

不安と不満の入りまじる感情で、それまで教育は教師にまかせて口出ししないのがいい母親だと信じこんでいた人も、いよいよだまっていられなくなってきた。

「小学生の時の成績で、入る高校が決まりますよ」といって教育ママをけしかける教師や、札幌市民でありながら札幌の高校に入らず、江別や千歳、当別まで通学する事実、小学生までが、通学先の学校名で高校生をバカにする、そのくせ、小学校の授業がだんだんむずかしくなっていく親もお手あげ……。 「知りたい、今、教室で何が起っているかを」「なぜ近くの高校に、小学校の時からのお友だちといっしょに通えないのか」「ペーパーテストってそんなに信用できるのだろうか」等々、母親たちの疑問は次々とひろがり出していった。

その頃、新日本婦人の会(新婦人)では、結成後五年、子供を交通事故から守る運動はじめ、母と子のしあわせにつながる問題を中広くとりあげ、全国単一組織の機能をフルに発揮して、全国の動きを機関紙や、大会決定などを通して各地に運動を還流していた。

札幌でも、とりわけ深刻さの度合いをまじつつある教育問題を積極的にとりあげることにして「教育懇談会」を提起したのである。

地域によっては、すでに「母と子」などの読者会がもたれているところもあった。母親の教育への願いや疑問は、この新婦人の会員が橋渡しとなつて「とにかく集って、胸につかえていることを吐き出しましょう」

ということになった。とはいえ、すんなりことが運んだのではなく、たまたま、子どもの通う学校に、同じ主婦人の先生が勤務していた場合は何とかうまく開けたが、会員の年令が高くてもう子どもが卒業してしまつたとか、逆にうんと子どもが小さい場合、また、近くの学校に会員の先生がいない場合など、さらに四年後の勤評特昇(後述)の時まで、教育懇談会は開かれずに過ぎていった。

しかし東区の大学村地区、北区の白楊地区などでは教育懇談会は定着していった。

最初は、他人の話を聞くゆとりもなく、お互いにわが子のことばかりしゃべり、まとまりもつかなかったが、やがて話の共通点を見出し「うちの子」意識から「友だちみんな」という認識へと高まっていった。即ち、クラスのみんなが良くならなければ、うちの子もよくなならない、という風にとらえ方が質的に高まったのである。

この初期懇談会の経験は貴重であった。この中からPTAの民主化が痛感され、進んでPTAの役員をひきうける姿勢ができていったし、乳児の問題から大学問題までの関心の拡がり、教育の背後にある政治、社会への目ざめが、教育問題を媒介として、ごくふつうの母親を考えていったのである。

「大学立法」の時は市内約五〇ヶ所で母親の学習会がもたれている。

しかし、全体からみれば、まだほんの少数の動きでしかなかったかもしれない。でも、この時の経験が、昭和四五年の勤評特昇闘争で生かされ、現在の「教育とくらしを守る大運動」に生かされているのである。

### 三、手をつなぐ母と教師

勤評特昇——それは、教師の勤務評定に特別昇給をくみ合わせた悪質な教師分断政策である。大学区制、広域人事のあとの、いよいよ教育反動の総仕上げ、ともいうべきものであった。

教職員組合はもちろん反対闘争を組んだが、その本質をつかみ、勤評特昇が、単に教師を分断・差別するだけでなく、それはとりもなおさず子どもたちの権利や幸せの問題につながるものなのだ、ということを積極的に広く知らせていったのは、母親を中心とする教育懇談会であった。札幌市内だけでも、約百ヶ所で開かれ、母親たちは教師の思惑を超えて自分たちの問題としてうけとめていった。

「給料に差をつけて先生方をバラバラにし、上の権力だけに弱い教師にしていくなら、子どもたちの権利も守られないし、本当に学力をつけるために、ていねいに教えてもらうこともできないのね、進歩、進歩で先生方も追われるから」と。

この勤評特昇をきっかけとして新たにつくられた教育懇談会のうち、中の島地区、篠路地区、白石地区などは今も続いている。

中の島では現在「国語シリーズ」として、地域の小学校の先生を講師にして「わかる授業とは何か」を母親自身が学んでいる。篠路では「教育語る会」のメンバーが中心になって小学校建設と通学路の安全確保の陳情を採択させた。今もつづいている教育懇談会の特徴は、教師と母親が「対等平等」な関係で民主的に運営してきたところである。もっとはっきり言うなら、母親が中心メンバーとなって方針をもってきたところである。

教師が、自分たちの闘争や運動の効果的発展のために母親をあつめてつくったところはそのほとんどが長つづきせずつぶれてしまっていることはきわめて教訓的といえよう。

初期の教育懇談会の場合も、主婦人の教師と母親の民主的な話し合いの中からいくつかの成果をかちとっているのである。例えば、母親は、五段階評価に対する不満をもっている。教師はこれに対して専門家として、その歴史、背景について説明する。ではどうすればよいか、これを教師と母親は、同じく子供の教育に責任をもつ同士として、意見を出し

合い話し合う。母親たちは二・三日後、さらにまわりの母親によびかけ校長先生に面会を求め、その改善を要求する。——これは札幌の白楊地区での実際の経験である。

この他、教懇の話し合いの中から、遊び場が足りない、テビッコ広場をつくらう、と署名、請願して実現した例、P.T.Aの規約の比較検討を行って、その改善を実践した例など教懇が母親の要求を、教師の専門性との統一の中で行われた時、大きな力を発揮してきた例は数多く蓄積されている。

この蓄積とさらに各地で起きている「教育とくらし」に関わるとりくみを束にし、今、もうひとまわり大きく飛躍しようとしているのが、「教育・くらしの大運動」といえよう。

#### 四、これまでのくらしの運動

母親がこれまでにとりくんできた運動、そして今もとりくんでいる運動について次にのべてみたい。一九六〇和代、教職員組合や、民間教育団体を中心に、「国民教育運動」が盛り上った。その内容は、反動化し、軍国主義化していく教育を、国民の手にとりもどし、国民の側から主体的に、国民のための教育をつくりあげよう、というものであったが、中でも、高校全入運動には、母親の多くの参加がみられた。北海道でも、高校進学率に見合わない高校の間口の狭さから、母親たちは「ふり分ける前に高校をうんと増やして」と、署名や、道教委交渉、学習会と、行動をおこしたのである。ごく最近も苫小牧市の母親たちが道内一の人口急増地でありながら、高校間口が以前と変っていないことから高校増数の運動を起し、教職員組合と手をくみながらついに間口増をかちとっている。

文化の日に開かれる子どもを守る文化会議も昨年で第八回目をかぞえ、児童文化、環境汚染と子どもの健康、障害児問題、学童保育、入学前教育、わかる授学、高校増設、P.T.A活動などの分科会にわかれて毎年熱

心な討議がかわされている。

昭和四六年の私学助成を求める直接請求運動は、道内四十五万名の署名を集めた大運動であった。この時も、婦人たちは、自ら署名収集人となって、わが子のため、孫のため、そして子どもの友だちのために四十万人の署名を集めたのである。しかし、時の町村知事はこれほどの父母の願いも拒否し、いまだに私学助成は実現していない。

だが革新自治体が増えていく中で、自民党道政とのちがいが明らかにされ、母親たちは今、教育とくらしを守る大運動の中心部分にこの問題をすえて闘っていくと、新たなとりくみをしている。

北海道民間教育研究団体連絡協議会（道民教）主催の合同研究会も今年で十四回目を迎えるが、分科会のひとつに「父母の願いと教育」があり、ここへは、道内各地での父母、とりわけ母親たちの運動の報告と経験交流が行われ、互いに励まし合い勇気づけられて再び道内各地へと帰っていつてゐる。それがまた地域での父母の教育運動を拡げる役割を果たしているが、札幌西区で一昨年結成された「民主教育をすすめる西区市民会議」もそのひとつである。

道北民教で講演するために来道した国民教育研究所の深谷鑰作氏を途中下車させて西区にある北星男子高校でも講演してもらおうと、地域にある新婦人の班やP.T.Aの役員、北星男子高の教職員組合や高教組の分会、その他労働組合等によびかけて実行委員会をつくり、講演終了後も解散せずに発展させる方向で「市民会議」をつくったのである。

西区市民会議はその後丸木正臣氏の講演はじめ、さんすう教室、もの指導などシリーズで学習会を開いたが、宣伝、よびかけ、参加などでは母親が、とくに新婦人の母親が中心のなはたらきをした。

同じく札幌白石区には「子供の幸せをねがう白石地区父母と教師のつどい」がつくられ、学習会がもたれている。昨年十一月の学習会のよびかけのチラシには次のような詩が載っている。

一つぶ一つぶの／水滴は小さいけれど

やがて大河を／つくります／

一本一本の／えだは細いけれど／

みきは太く／根はふかく／

私のこの胸の中の／ほのかではあるが／

このたしかな……／子どもの幸せをねがう／

この母の／この教師の／小さな声を／

あづけます／

あつまりましょう／あつまれば／

ちからが出ます／ちからが出ます／

そしてこの集会では「幼児のしつけ」から「入学前教育」「共働き家庭と子どものしつけ」「国語のなやみ」「おくれをとりもどすには」「みんなそろって高校へ」「父母の願いとPTA」と七つの分科会をもって話し合いを深めたのである。

こうしたつみ重ね——昭和四十年代初期の小さな教育懇談会から、勤評特昇反対のたたかきを通してきたえられ、西区市民会議や、白石の父母と教師の集い、など——が、今、さらにひとまわり輪を全道にひろげ、問題意識も、「教育とくらし」を守る運動へと高められてきているのである。

これまでも、校庭の外まわり、道路との境いにバックネットをはらせたり、通学路に信号機を設置させたり、また「教室に蛍光灯を」や教育補助をとる運動など、母親を中心に組織され、成果をあげたものも数多くあるが、紙面の関係で述べることができなくなった。

しかし母親たちは、子どもの身の上にいま何が起っているかについては、教師以上に敏感であり、それが初めは感性でとらえられているものであっても、仲間たちとの話し合いや学習会の中で、整理され、要求として学校や自治体へ出していくことの重要性を知り、そのために行動

しなければならぬことを体験をとおして知ってきた。この六月の札幌市議会にも、公立幼稚園建設と給食費補助の請願が出されている。

教育を権利として主張する母親が増えてきているといつてよいであろう。

もうひとつ特徴的なことは、教育をもっと長い目でみて、将来、どんな人間——主権者として、勤労市民として——に子どもを育てたいか、を志向し、教育要求として出てきていることである。母親の願い、それはとりもなおさず働く市民の教育要求であり、くらしの向上をねがう要求である。

この力をあつめて巨大な力とし、要求をまとめてその実行を迫りながら、やがてそれを確実に実現する政治へと変えてゆく力にまでしていうと立ち上ったのが、最初に掲げた九人の母親たちである。

それは必ずこの北海道を変えてゆく勢力になるであろうし、また子ども幸せを願い、くらしの向上を願う者として、そうした力にまで高めてゆかなければならぬであろう。

〔勤評特昇〕時の母親の闘いについては、『子供の明日に』『労働旬報社刊』の中の拙稿を御参照下さい

（札幌婦人問題研究会々員）

# 北海道の母親運動の歩み

橋 本 富 美 子

## 一、はじめに

「原子戦争から子どもの生命を守ろう」という一点で結ばれた世界母親大会に連帯してはじまった日本の母親運動は今年で二十一年目を迎えます。

胸にあふれる苦しみや、悩みを涙で訴えた第一回の日本母親大会から二十回を重ね、世界で唯一の母親運動が日本のすみずみの中で根づいて来ました。

「話し合しましょう」「考えましょう」「行動しましょう」「ひとりぼっちのおかあさんをなくしましょう」とさまざまな困難をのり越えてすべての婦人の統一の広場として、あふれる要求をもとに、政治を革新するねばり強い運動が発展してきました。

「生命を生みだす母親は生命を育て生命を守ることをのぞみます」、母親運動のスローガンとなっているこの言葉は、世界母親大会によせられたギリシヤの女流詩人ペリデイス夫人の詩の巻頭の一節です。

愛する息子を戦争でうばわれた母親の悲しみを、戦争をにくみ、生命を守る母親の願いをうたいあげたこの詩は、世界中から集った母親の心をゆさぶり、運動の指針にかかげられました。

すべての立場を越えて、世界中の母親が連帯し、一つに結集することが出来る力強いこのスローガンは、とりわけアメリカの原爆をあげた唯一の被爆国、日本の婦人の間に、乾いた砂に水がしみとおるように広がられて来ました。

世界母親大会で「原子戦争から子供を守ろう」と訴えられた当時にも増して、今日の世界の情勢は、核兵器の開発により全世界は核戦争の重大な危険にさらされています。

日本母親大会の訴えも「核戦争の危険から子供の生命を守ろう」と云う呼びかけに発展して来ました。

核があり、基地があり、日米安保条約がある日本の中で、いまほど日本の真の独立・平和・民主主義・生命とくらしを守ることが重要な時期はありません。

人間の生命をうばう戦争に反対し、平和を求める心は母親運動の基本です。

生命をおびやかし、くらしを破壊し、戦争を準備するものに対して、ちゅうちゅうなく立ち向ってゆくまでに二十年間の母親運動は成長しました。

この成長を土台に「核から物価まで」母親のあふれる要求をもとに、婦人の統一の輪を拡げ、平和を築く巨大なエネルギーとするためにも、

ひとりひとりの努力で築いてきたこれまでの母親運動二十年の道すじをふりかえるとき、その歴史のもつ深い意義は、いよいよ貴重なものとなつていきます。

母親大会は、毎年新しい参加者の比重が圧倒的で、母親運動のおこりや意味、はたして来た役割についてくわしく知りたいと云う声がかかれます。

たくましい二十年の母親運動の歩みを、二世代、三世代にまで正しく引き継ぎ、ますます大きく発展させるためにともに手をつないで前進させましょう。

## 二、北海道母親大会を生みだした背景

第二次世界大戦は人類にはかり知れない大きな犠牲をもたらしました。とりわけ、日本ではアメリカの不当投下による原子爆弾が、一九四五年（昭二〇）八月六日広島で、九日に長崎で、一瞬にして数十万の生命を焼きつくし、その残酷な行為は、日本中、世界中の平和を愛する人々にとって決して忘れることができないものとなりました。

一九四五年（昭二〇）十一月、愛する者を戦火で失い、戦争の悲惨さを一身に及びた世界の婦人たちが立ちあがり、戦禍のあとも生々しいパリに集って、「再び戦争で夫や息子、恋人たちを失うのはいやです。婦人の力でこれを防ぐためにたちあがりましょう」と話し合い、「民主主義と平和をまもる。婦人の権利を擁護する。子どもの幸福を保障する」ことを旗じるしとして、全世界の婦人が団結することをよびかけ、力強い世界的なつながりをもつ**国際民主婦人連盟**（略称・**国際民婦連**）が生まれました。

この国際民婦連は創立されて以来、数々の国際的な婦人の連帯運動を發展させ、のちに世界母親大会のよびかけ団体となりました。

「もう再び戦争はいやです」という世界の婦人の平和へのねがいはうらはらに、一九五〇年（昭二五）六月、朝鮮戦争がぼつ発し、これをさかいに日本はふたたび軍国主義化の道をあゆみはじめ、一九五二年（昭二六）九月には、日米講和条約（単独講和）、日米安全保障条約が結ばれました。

この頃マッカーサーは共産党幹部を追放し、警察予備隊（七万五千人）をつくり、各所で労働組合、民主団体幹部のレッドパージを行ないました。

このような反動政策に対して、労働組合をはじめとして青年、婦人、民主団体は、米の統制撤廃反対、電気料金の値上げ反対、首切り合理化反対、労働法規改悪反対、日米講和、日米安保両条約の批准反対、徴兵制反対、賃上げ・待遇改善を要求して「政治と生活が直結した」運動をおこしました。

この以前から炭鉱の主婦たちは、敗戦後のすさまじい食糧難のなかで米の遅配、欠配に対する「米よこせ運動」をおこし、労働組合と共に立ちあがり、地方自治体にもおしかけて、生活を守るいくつかの経験をもって北海道炭鉱主婦連絡会（炭婦連）をつくりました。

さまざまな要求のなかで、とりわけ保安を無視され、絶えず生命の危険にさらされて働いている労働者の、妻として家族として夫たちをばげました「いのちと生活を守るたたかい」は、戦後日本の前進的婦人運動を大きく支えました。

この後、平和をねがう婦人運動と密接に結びつきながら組織を發展させ、一九五二年（昭二七）二月、日本炭鉱主婦協議会北海道地方本部（略称**道炭婦協**）を結成し、主婦の団結の力の偉大さを斗いの中で示しました。

三年半にわたった朝鮮戦争の、停戦協定が成立した年の一九五三年（昭二八）四月に、戦争の悲劇をくりかえさぬために、世界の平和、子



どもの幸せ、婦人の権利を守り、世界の婦人と手を結ぶことを目的に、日本婦人団体連合会（略称婦団連）が結成され、婦団連はただちに国際民婦連に加盟して、日本における国際的婦人運動を推進し、母親運動をひらく上で歴史的役割をはたしました。

このようなとき、一九五三年（昭二八）六月、国際民婦連主催の「世界婦人大会」（コペンハーゲン）をひらくためのよびかけがとどき、婦団連会長・平塚らいてうが全国の婦人にむけて、「原爆を浴びた最初の、そして唯一の国として、全世界に平和をよびかけましょう」と訴え、準備会がつくられる中で、代表派遣の運動がすすめられました。

「婦人の権利、子どものしあわせを守るために、まず平和を守りましょう」というよびかけに呼応して、大会は七十カ国の婦人の参加で、「婦人の権利宣言」「全世界の婦人へのアピール」を決議し、世界中の婦人が団結して平和のために活動することをよびかけました。

日本からは羽仁説子をはじめ、婦人代表十名が選ばれて参加、戦後日本の婦人が正式に国際会議に参加したことは画期的なできごとでした。この大会に「北海道からも代表を送りましょう」と、はじめて国際大会に代表を送る運動がおこり、日本の、北海道の、婦人の現状を世界の婦人に知らせ、世界の婦人と手をつないで平和を守る運動として、幅広く訴えて取り組まれました。

大会には小笠原貞子（キリスト教婦人矯風会）が参加し、更にソヴィエト、中国など社会主義国を訪問、その報告活動は、全道のすみずみまで二カ年近くも続けられました。

この報告は、社会主義の国々の解放された婦人と子どもの生活、平和の政策を知らせ、北海道の婦人が世界に向って大きく目をひらくきっかけとなり、国際連帯の運動をひろげる上で大きな役割を果たしました。

北海道の婦人運動において、各階層の婦人が力をあわせて活動するようになったのは、この世界婦人大会に代表を送る運動からでした。

この報告の積み重ねの中から、一九五四年（昭二九）三月、国際婦人デーを記念して、北海道ではじめて婦人の力で、あらゆる階層の婦人と共に全道婦人大会をもち、その連帯の運動を通して、平和を目的とする民主的な婦人団体をつくろうと決議されました。

一九五四年（昭二九）三月、世界婦人大会の報告活動のもりあがった力を背景に、世界の平和と子どもの幸せ、婦人の権利を守るため、世界の婦人と手をつなぐことを目的に、北海道平和婦人会が生まれました。北海道平和婦人会は結成と同時に国際民婦連につながる婦団連に加盟し、北海道の婦人運動の中に、世界の平和と国際連帯の活動をすすめ、いち早く母親大会のとりくみの準備をすすめ、ひろげました。

この道平和婦人会の結成が一つの飛躍台になって、婦人の話し合いや統一が更にすすみ、世界の婦人と連帯する北海道の母親運動をきりひらく基礎となり、母親運動の保障の場となったことは、他府県にはみられない特徴です。

この年六月、鉄鋼不況を企業合理化によって切りぬけるため、日本製鋼は、三、七一九名（うち北海道室蘭九一五名）の解雇を発表しました。四人に一人の割の大量首切りに対して、日鋼室蘭労組は、労働者とその家族が団結して、一九七日にわたるストライキを続け、北海道の歴史にのこるたたかいをしました。

この中で、道炭婦協の斗いに学んだ主婦たちの活動はめざましく、闘争を下から支える大きな力となり、十一月に日鋼主婦協議会が結成されました。

これと前後して四月に、全道主婦協議会が結成され、十一月に全日自労道本部婦人部が結成されました。

生活保護より仕事を、生休・産休・PTA出席のための有給化、託児所設置、母子家庭の就職・就業の差別反対など、婦人独自の要求でたたかいは働く婦人の諸権利を広げる上でも力強い足どりをふみだしました。

た。

広島、長崎の原爆の投下とその残虐さにたいする怒りを直接のきつかけとして、「原爆はもうごめんだ」「ノーモア・ヒロシマ」という大きな世論が高まり、非人道的な大量殺りく兵器を使用したものへの怒りは全世界にひろまり、一九五〇年（昭二五）、「原子兵器の完全禁止」を訴えたストックホルム・アピールには、日本をはじめ世界の中で五億の人びとが署名に参加しました。

日本では、占領下と朝鮮戦争のさなかで、はげしい弾圧をうけながらも六四五万の署名を集め、原水爆禁止運動発展の大きな土台となりました。

このような世界諸国民の平和への願いをふみにじって、一九五四年（昭二九）三月一日、アメリカがビキニ環礁でおこなった水爆実験で、マグロ漁船第五福竜丸は死の灰をあげ、久保山愛吉さんの命が奪われました。この事件によって、放射能汚染の恐怖がひろがり、国民の怒りは、「原水爆の禁止を」の声となりました。

ビキニ被爆のしらせは、この年はじめて婦人月間が設立されて開かれていた国際婦人デー中央集会の中でとりあげられ、抗議行動をおこすと、原水爆禁止のための街頭署名にたちあがることをきめ、東京杉並の母親たちによって、いち早く始められた原水爆禁止署名運動は、日本各地でまきおこり、世界中にひろがって、原水爆禁止世界大会をひらくまでに発展してゆきました。

この年の十一月に開かれる国際民婦連執行局会議にむけて、平塚らいてう（国際民婦連副会長、婦団連会長）ほか五名の国際民婦連評議員の名をつらねて、原水爆禁止を訴える「全世界の婦人にあてた日本婦人の訴え」を送りました。

この会議には、平塚らいてうの代理として高田なお子が出席しました。

この訴えは各国で印刷され、世界中の婦人の間で支援がひろがりました。

世界でただ一つの被爆国日本が、さらにおそろしい水爆の被害を、平和時の公海でうけたことを、原水爆禁止を、世界の平和をのぞむ「日本婦人の訴え」は、各国の婦人の心を大きくゆり動かし、思想や信条を超えて世界の母親を一つに結ぶ世界母親大会をひらくことが決定されました。

一九五五年（昭三〇）二月、ジュネーブで国際民婦連執行局会議がひらかれ、世界母親大会の準備について討議されました。

日本からは、羽仁詔子、丸岡秀子、鶴見和子等五名が出席し、原水爆禁止運動と戦争反対のためにたち上がっている日本の母と子のたたかいについて報告しました。

執行局会議ではアピールを採択し、国際民婦連会長コットン夫人（フランス婦人同盟会長・物理学者）によって、地球の半数の人口をしめる全世界の婦人に世界母親大会のよびかけが出されました。

このよびかけをうけた日本では、三月八日国際婦人デーに婦団連が総評婦人部、子どもを守る会など各団体によびかけて、国際民婦連評議員会に出席した代表の報告会をひらきました。

そして「世界中の母さんたちと手をつなぎましょう、日本でも母親大会を開きましょう」とただちに平塚らいてうはじめ世界母親大会準備会に出席した人々と共に、全国のお母さんによびかけが出されました。

こうして世界の歴史はじまって以来の母親運動が日本に、そして世界に芽生えたのです。

北海道では一九五五年（昭三〇）四月、戦後婦人が参政権をもち、はじめて行使してから十周年を記念して、各階層の婦人によって北海道の、婦人の統一した力で、参政権獲得十周年記念全道婦人の集いが千名の参加のもとにひらかれました。

この集いは、北海道の婦人のあふれる要求と問題点が出しあわれ、生き生きと活気に満ちたものとなりました。

この集会で、原子兵器禁止のウィーン・アピールが採択され、世界母親大会のよびかけにこたえて代表を送ることが提案され、大会後、この集会の準備会はただちに世界母親大会、日本母親大会代表派遣準備会に移行し、北海道の婦人の中に母親運動がひろげられてゆきました。

### 第一回日本母親大会 一九五五年（昭和三十年六月七・九日）

#### 東京 二、五〇〇名

国際婦連よりのよびかけをうけて、日本でも母親大会をひらきましよう、すべてのお母さん手をつなぎましよう」と、平塚らいてう（国際婦連副会長、婦団連会長）らによって、「明日の生活をたてるためになやむお母さん、かたくなな家のおきて、社会のしきたりのなかで苦しむお母さん、子どもの成長にすべてののぞみをかけて働らくお母さん、すべての子どもの幸福を守るために、世界中のお母さんたちと話し合いましよう」と日本中のお母さんによびかけが出されました。

このよびかけは全国のすべての婦人に急速にひろがり、日本母親大会の準備がすすめられる中で、参加団体も七十団体に達し、北海道から九州まで、十三道府県に地方準備会が発足し、世界母親大会に代表を送る費用、日本母親大会をひらく費用など、手拭や扇子売り、戸別や街頭カンパなどの創意をこらし、中央、地方共大会を成功させる母親の熱気にみなぎりました。

こうした幅広い協力は財政上でも、お母さん方の心を結びあう上でも準備運動を大変前進させるものでした。

世界母親大会にさがけて、一九五五年（昭三〇）六月、東京豊島公会堂で、第一回母親大会が三日間にわたって開かれました。

全国各地からの、失業、炭鉱の危機、基地の問題、引揚げ者の苦しみなどの報告は、日本の社会のあらゆる痛みをえぐり出す激しさで、くりひろげられました。

久保山すすさんは、「私の夫は、平和時の公海で漁をしていたときにビキニ水爆実験の犠牲にされました。」「水爆実験をやめよ、原水爆を禁止せよ」と死の床の最後の叫びをつよく訴えます。「子どもを守ることは、母親の愛情で戦争をなくすことです。」「原水爆をやめてください、戦争に反対してください」と切々と訴えられ、参加者の一人一人の胸に平和を深く刻みました。

日鋼室蘭の大量首切りにたいして、「泣いていてはだめ、お父さんといっしょにたたかわねば首切りもなくならないし、平和も守れない」と道炭婦協の主婦たちにはげまされ、一九七日にわたる斗いに「団結のハチ巻は風呂に入るときも離さない」という日鋼室蘭の主婦たちの訴えは、参加者を大きくはげましました。

日本の歴史はじまって以来のこの大会には、あらゆる階層、いろいろな世代の婦人が二、五〇〇名も集り、椅子では足りず、ゴザ、ムシロをして足踏みの場もないありさまでした。

いままでの長い日本の歴史の中で、差別され、しわよせされて来た母親たちが、胸におさめていた苦しみや、悩みを、せきをきったようにはきだし、共感の涙を共に流したこの大会は、母親が一つにとけあった、「涙の大会」と言われたほどでした。

母親たちの涙は、ただ悲しみの涙ではなく、戦争をおこしたもののへの怒りの涙であり、仲間を得た喜びの涙であると共に、新しい母親の決意の涙でもありました。

そして、一人の悩みはみんなの悩みであり、みんなの願いが一つのものであることを知り、大きく勇気づけられ、はげましあった母親の連帯の大会となりました。

現在母である人はもちろん、将来母となるべき若い人も、お年寄りもすべての婦人が、みんな母の愛の名において大きく団結し、婦人の統一の行動を示した母親運動は、日本の婦人の歴史をきりひろく画期的なも

のとなりました。

この大会で世界母親大会へ代表を送ることが決定され、やがて全国九ブロックから各階層の代表十四名が発しました。

北海道は、日本母親大会、世界母親大会共に準備会の中で運動をすすめて、世界母親大会代表に多島光子（道炭婦協）、梅田幸子（日鋼室蘭主婦会代表代理）の二名がえらばれました。

この母親大会とりくみの準備の中で数えきれないほど、たくさんの人たちの幅広い支援をうけ、幼稚園の児童がかいた絵や、折鶴なども寄せられ、一軒ずつ訴えて、一円、五円のカンパの積みかさなりで、事務局が嬉しい悲鳴をあげるほどでした。

世界母親大会を成功させましょうと鉛筆に刻んだり、画家の本田明二さんの画いた子どもの絵をふきんに染めあげるなど、創意をこらした宣伝と財政づくりの活動をつづけました。

日本母親大会には、北海道の各地から四十二名が代表団を構成して参加し、北海道母親運動を發展させるうえで大きな力となりました。

このように日本母親大会のよびかけをきっかけに、母親のもつエネルギーが一気にほとばしり出たように高まり、「母親」というきずなで固く結ばれ、「平和」という共通の目標をめざして、全日本婦人の一大統一行動として發展し、今日に至る母親運動がひらかれました。

世界母親大会 一九五五年（昭和三十年七月七〜十日）

スイスのローザヌ 六八カ国 一、〇六〇名

国際民婦連会長コットン夫人（フランス婦人同盟会長、物理学者）によって全世界の婦人にたいして「私たちは母の愛の名において死から生命を守り、憎しみから友情を守り、戦争から平和を守るために団結して行動しましょう」と世界母親大会がよびかけられました。

このよびかけが世界中の人々の感動と支持をまきおこすなかで、世界

母親大会がスイスのローザヌでひらかれました。

言葉も、肌の色も、習慣もちがう五大陸から六八カ国の母親一、〇六〇名が、思想、信条、すべての立場をこえて「子どもを戦争の危険から守ろう」というただ一点で結ばれて集まったことは、世界の歴史はじまって以来のできごとでした。

日本からは河崎なつ団長をはじめ十四名が参加しました。

大会第一日目は、主催国スイスの婦人同盟会長タイヤー夫人の歓迎のあいさつではじまり、大会委員長のコットン夫人の基調報告がされました。

「第二次世界大戦が終って十年の今日、なお、私達を不安におとしめるのは、原子兵器による戦争の危険が大きくはらんでいることです。

原爆、水爆の犠牲国、日本の母親は、どうしたら、これをくりかえさずに生きられるかをしんげんに訴えています。

この国際的に困難な問題を、戦争によらず、話し合いによって解決するという自信を私たちはもとうではありませんか。

遠くはなれた国々から、世界中の母親が集ったのは、母の愛の名において、子どもの生命を守り、平和を守ろうという、のっぴきならぬ目的からです。

そのためにも、人類の半ばをしめるすべての婦人が勇気をもって、しっかりと団結し、立ちあがれば、巨大な力となるでしょう」と訴え、世界の母親の心をふるいたたせました。

ついで、イレヌ・キューリー夫人など、世界の著名な婦人たちからよせられたメッセージの披露があり、ペリディス夫人の詩の朗読がされました。

大会第二日目は、各国の代表から母と子の実情が報告されました。

真黒い赤ちゃんを背負った人種差別に悩むアフリカのお母さん、戦争をにくみ、独立、平和、統一をねがう南ベトナムのお母さんの訴えなど

戦争のもたらした悲惨さが次々と訴えられました。

日本代表の発言は、アメリカの原爆をあげた被害者、長崎の山口みよ子が、原爆のむごたらしさと、その被害は今なお被爆二世にまで及び、尊い生命がうばわれていく仲間のあることを、生き証人の立場から切々と訴え、更にビキニ水爆実験の被害をのべ、「三たび世界の空に原爆をおとすことのないよう反対しましょう」と強く訴えました。

つづいて北海道代表多嶋光子から、全島をアメリカ軍に占領されている沖縄と、本土にある七〇〇余の米軍基地について、そのもたらす被害と、再軍備政策のもとで、母と子の生活がどんなに破壊されているかが報告されました。

日本の発言が終るや否や、嵐のような拍手がわきおこり、つづいて静かに「原爆ゆるすまじ」の演奏が流れて、「ノー・モア・ヒロシマ」は会場全体の母親の心をしっかりと一つに結びました。

三日目からは、「健康について」「教育について」「文化問題について」「子供の生命を守る問題について」の分科会討議があり、最後に世界の母親の連帯の中で、高らかに大会宣言が行われました。

「この世界では、誰もが生きる場所を見つけ、平和にくらしてゆくと十分にできます。しかしこの世に軍拡競争、軍事的集団と暴力行使と、戦争宣伝が存在し、原子兵器が貯蔵され、さらにその実験が行われるかぎり、そして国と国との間に、信頼と理解がないかぎり、平和は危険にさらされ、母親の心は片時もやすまらないうでしょう」

「私たちは、私たちの息子が互いに殺しあうことをのぞみません。私達の子供をすべての民衆を愛するように育てあげ、憎悪と人種偏見で毒されないように守りましょう。

肌の色の白・黄・黒をとわず、すべての子どもは平等であり、同等の権利をもち、同様に保護されねばなりません。

私達の子どもを戦争から守るために軍備廃止とすべての国民の間の友

情のために団結を崩さぬことを、ここに強く誓いましょう」

「世界中のお母さん手をむすびましょう」と歴史的な世界母親大会の輝かしい幕を閉じました。

この大会の深い友情と感動を胸にきざんだ日本代表は、やがて帰国して精力的な報告活動をはじめました。

こうして母親大会の運動は、二千回におよぶ報告会を通じて、地方のすみずみにまでひろがってゆき、この中で働く婦人、家庭の婦人など、すべての婦人たちが大きな団結と、組織的な行動を示したことは、日本の婦人の歴史をひらく画期的なことでした。

北海道の母親代表、多嶋光子と梅田幸子は、代表団と共に大会参加後社会主義国、ソビエト、中国をまわって、その驚きと感激を報告活動に活かし、幅広い人々の支持と協力による準備会の計画にそって、道内全域を二五〇カ所も休みなくまわり、母親運動の意義をひろめすばらしい推進力となりました。

### 三、北海道母親大会の歩み

第一回北海道母親大会 一九五八年（昭和三十三年四月十三日）

札幌市中央創成小学校 二、〇〇〇名

世界母親大会や日本母親大会へ代表を送る運動を重ね、その報告活動が北海道のすみずみにひろげられる中で、北海道母親大会をひらく準備会が結成され、日本母親大会も八月二十三、二十四日東京で第四回を迎える年の四月に、第一回北海道母親大会をひらくことができました。

主催は、当時、日本母親大会北海道準備会の名称で責任者は、水島ヒサ、事務局長、小笠原貞子、事務所は北海道平和婦人会で、後援団体も北海道教育委員会、北海道PTA連合会、NHK、各新聞社など幅広い協力のもとに、札幌市中央創成小学校でひらかれました。

「戦後の日本婦人の歩み」について、帯刀貞代さんの記念講演があり、分科会は、教育、権利、平和の十にわけて話しあいました。

全道から二、〇〇〇名の婦人が参加し、はじめて自分たちの力で大会をひらいたことに大きな確信をもち、誰かにたよるのではなく、私たち自身の自覚によって平和な世界をつくりだすのだ、そのためにみんなと手をつなぎましょうと誓い合いました。

一九五八年の婦人の斗いとしてもっとも大きくとりあげられたのは、教育の反動化を阻止するために行われた勤務評定反対闘争です。

この大会で特徴的だったのは愛媛県で強行された勤務評定が全国に波及される中で、民主教育を守るための論議が活発に行われたことでした。決議として「勤務評定反対」「最低賃金制の確立」「核武装の禁止」「ウィーン世界婦人大会に小笠原貞子を代表として送ること」などを決めました。

また、今後の母親運動をすすめるために、①毎年大会をひらくこと、②大会は二日間とする、③大会資金はカンパだけにたよらず、組織をつくって運営する、④母親しんぶんをみんなで読もう、などが決められました。

大会後、航空自衛隊実践部隊として配備されている千歳基地のミサイル化の不安が道民の中にひろがる中で、大会決議にもとづく行動として勤務評定反対を道教育委員会と道議会へ、千歳のミサイル基地化について、①現地調査を行って道民に明確な事実を知らせること、②道民の安全を保障する対策を示すことの二点を中心として道議会議長と各政党へ十五名の母親代表が要請行動をしました。

同時に平和運動協議会にも申し入れ、母親準備会代表と、北海道平和婦人会、政党的議員を含めた三十名が千歳、恵庭基地の実態調査を行い、再度道議会に請願行動をしました。

この年十一月、労組婦人部、民主団体、主婦、学生など、全道各地か

ら集まった五〇〇名の婦人が警職法反対北海道婦人集会をひらき、「警職法に反対する母と娘の大作進」の横断幕をかかげ、寒風についてデモ行進し、「警職法改悪反対、法案の撤回を要求する決議」を行い、抗議の行動に立ちあがりました。

第二回北海道母親大会 一九五九年（昭和三十四年三月二十八・二十九日）

札幌市北九条小学校 二、〇〇〇名

日米安保条約改定阻止の運動が日本全土から大国民運動となってひろがりつつある時期にひらかれた大会では、安保条約改定反対の問題が中心的に討議され、記念講演は軍事評論家林克也氏から安保条約改定の主なねらいが話され、大会宣言は、「私たちのねがいを大きな力でおしつぶそうとしている安保条約反対の運動に、みんなの力を集めましょう」とよびかけました。

この安保条約反対運動がもりあがると同時に、政府・自民党の動きも平和運動や民主運動に対して、しめつけがきびしくなってきました。

自民党七役会議は、母親大会対策を発表し、「母親大会の中に政治問題をとりあげることに反対する批判勢力をもちあげる」等の通達が出されました。

この年、八月二十〜二十四日東京でひらかれた第五回日本母親大会で、このような政府・自民党のさまざまなアカ攻撃や連日の右翼の妨害にびくともせず、第五回日本母親大会は一万二千人が集まり、「私たちは信頼と団結の思いにみちて語りあい、権力による妨害や分裂工作が何のききめもないことを示して、みんなの幸せのために、とくに新しい世代のしあわせのために安保条約の破棄をめざし、一つひとつつくっていくことをもつとも大きな方針として決定する」と宣言しました。

そして新安保条約への強い関心の中で学習が深まり、全国各地で統一行動がすすみ、母親のすばらしい政治的成長を示しました。

北海道でも婦人の共闘がすすみ、この年十二月、「安保反対母と娘の大集会」をひらき、詩人の深尾須磨子さんを講師とする集会和、雪道の街頭デモにもりあがりました。

### 第三回北海道母親大会 一九六〇年(昭和三十三年七月二十四〜二十五日)

札幌市二条小学校 二、〇〇〇名

日本の進路を決するともいふべき安保改定阻止の統一行動がいよいよ高まる中で、一九六〇年五月、国民の願いをふみにじって強行調印された新安保条約は、自民党と警察権力、右翼が一体となって、国会で単独採択されました。

これに対して国民のはげしい怒りの抗議集会在各地でもたれ、北海道でも「安保粉砕婦人集会」をひらき、新たな決意をかためました。

安保条約反対の運動のなかで成長した母親は、道大会も日本大会も共に一段の発展をみせ、母親運動への確信を深めていきました。

### 第三回北海道母親大会は会場を二条小学校でもたれました。

三好宏一氏は記念講演「夫の給料と私たちのくらし」の中で、ひとりひとりちいさな力をみんなが出しあっている母親運動を「ライオンを倒す蟻の知恵」に例え、運動のつみ重ねと努力を大きく評価しました。

この年には、全国的に小児マヒが大流行し、五千人近くの子どもがこの病気にかかり、二八〇人が死亡し、三千人以上の子どもが後遺症で苦しみました。

特に北海道の夕張などの炭鉱地帯に集中発生し、これを予防するワクチン接種に厚生省はなんの対策もたてず、ソ連から提供された生ワクチンさえも拒否するという状態でした。

これに対する母親の怒りは、「小児マヒから子どもの生命を守る運動」となって全国にわきおこり、八月二十一〜二十三日に東京でひらかれた日本母親大会で、大きくとりあげられ、ついに厚生省をゆりうごかし、政府

の政策を変えさせて、一千万人分のソ連、カナダの生ワクチンの無料投与にふみらせ、母親運動のなかでもっとも輝かしい一頁となりました。

### 第四回北海道母親大会 一九六一年(昭和三十六年四月二十二〜二十三日)

札幌市民会館 二、〇〇〇名

すべての婦人の話しあい場として、母親大会は年ごとに運動のひろがりが大きくなり、この年、会場をこれまでの小学校から市民会館にうつし、参加者も二十人となりました。

第三回までは、日本母親大会北海道準備会であったのを、第四回からは北海道母親大会連絡会となり、「北海道母親連絡会の運営機構に関する申し合せ」をきめ、組織的に整備されました。

役員もこれまで準備会責任者だった水島ヒサからかわって、実行委員長に小笠原貞子がなりました。

記念講演は国分太郎氏の「名もない母親の七つない運動」で、「忘れない」「くり返さない」「おそれない」「だまされぬ」「あきらめない」「はなさない」「はなれない」という運動の実践的な内容が話されました。

昼休みは、NHK札幌放送管弦楽団演奏の母親音楽教室で美しいメロディーにしばしくつろぎました。

この道大会の成功がきっかけとなって、道内の各地域でも母親大会がもたれるようになったのも、この年の大きな特徴でした。

全体会では、無実のデッチあげ事件で十年も獄中に不当に拘留されている白鳥事件の村上国治さんのメッセージがとどき、お姉さんから切々たる訴えがされて、参加者の深い感動と憤りをよび、「村上国治さんを守る運動を私たちの手で」とカンパも集り、八月二十一、二十二に東京でひらかれた第七回日本母親大会に北海道の問題として広くよびかけて訴えることを申し合せました。

第五回北海道母親大会 一九六二年（昭和三十七年四月二十九～三十日）  
札幌市民会館 二、〇〇〇名

この大会の特徴は、軍事基地反対の運動を大きくうちだしたことで、とくにさしせまったロランC基地として予定していた浦幌町十勝太の代表の発言が参加者の心をとらえ、大会後は、ロランC基地設置に反対してたちあがることが決まりました。大会では、大きく支援カンパが集められ参加の代表を感動させました。

この年の母親連絡会の実行委員長は市原富美でした。

全体会では福島要一氏の記念講演があり、報告提案は「教育のもんだい」「暮しのもんだい」「平和と政治運動のもんだい」の三つで、特に「せめて高校だけは」と切実な親の願いは「高校全入」へと運動が発展して、全国の運動にひろがりつつあるとき、この「教育もんだい」の訴えは母親の心を動かし、地域にひろげられてゆきました。

全体討議のまとめは

- 一、高校全入、教育予算増設、学力テスト反対、学力テストによる処分に反対し、一人一枚の葉書をだそう、文部省・教育委員会には抗議をしたためて、処分された先生には激励のことばを
- 一、社会保障制度、最賃制を確立しよう、給食費値上げ反対、全道的に給食を実施しよう、保育所増設

一、軍事基地撤廃、軍備全廃、核実験に反対しよう、憲法を守る運動を進めよう、村上国治さんの釈放をかちとりましょう、と確認しました。

第八回日本母親大会は八月十九、二十日に、はじめて開催地を関西に移してひらかれ、参加者二万をこすマンモス大会となりました。

北海道からは、旅費・日数共に多くかかるなどの状態の中でも、二〇〇名をこすこれまでの最大の代表団となりました。

この大会では文部省が前年十月実施した学力テストの本質が明らかにされ、文部省と教育委員会に抗議文を送るなど学力テスト反対のたたかいが特徴でした。

全体会は異例の二部制となりましたが、運営委員会の努力と、この大会の成功をのぞむ参加者全体の協力によって、分科会全体会を通して質量共に充実したすばらしいもり上りのうちに母親の意志と力を最大限に示すことができました。

第六回北海道母親大会 一九六三年（昭和三十八年七月二十一～二十二日）  
札幌市民会館 二、〇〇〇名

新安保体制二年目のきびしい情勢の中で、特に平和と独立にむけての根強い運動が大会に反映し、原子力潜水艦寄港・日韓会談反対を中心に高校全入、国家統制ねらう教科書無償法反対、教育予算の大巾増額、乳児保育所設置要求、失対打ち切り反対、首切り合理化反対、公共料金独占物価値上げ反対、などすべての苦しみの根源である安保体制をうちやぶるため地域のあらゆる人と手をつなぎましょうと決議しました。

この年の母親連絡会の実行委員長は栗田みどりでした。  
記念講演には星野安三郎氏のお話をききました。

第九回日本母親大会は八月二十一、二十二日東京で二万人余を集めてひらかれました。

母親運動を「農村へ、くらしの底へとどかせよう」との方針のもとに準備がすすめられました。

米ソの間に結ばれた部分核停の評価について、大会の前夜まで激論がかわされましたが、運動統一のためのねばりつよい話しあい「意見の一致した点で原案を提出する。不一致の点は両方の意見を付記して、今後の学習と行動のなかで深めていく」というとり扱いをすることになりました。



高校全入、テスト教育、保育所、物価、原潜寄港、基地などの問題が討議され、新安保体制をくずしていくことが確認されました。

この年は各民主団体の間に分裂がひろがりましたが、母親大会が大衆運動の原則にそって統一を守ったことは、大きな成果でした。

#### 第七回北海道母親大会 一九六四年(昭和三十九年七月十二、十三日)

##### 札幌市民会館 二、五〇〇名

生活を守るもんだいが大きくとりあげられました。なかでも「合理化と私たちのくらし」の分科会がはじめて設けられ、高度経済成長政策のもとで物価高と労働強化に苦しむ婦人の切実な要求やたたかいが大会に強く反映されました。

平和の分科会では、日本がアメリカに深く従属されている現在の安保体制に私たちのすべての苦しみの根源があることがあきらかにされ子どもしあわせ、くらしと平和を守るために、日本の完全独立をめざす斗いの重要性が提起されました。

また子どもの分科会は、人づくり政策のもんだいを中心に「子どもの導き方」「青少年のもんだい」の分科会などに多くのお母さんが集り、いまの学校教育のもつ矛盾が子どもにつよくしわよせされていることがうきばりにされました。

母親連絡会実行委員長は前年より変って多嶋光子になりました。

全体会では、羽仁説子さんの記念講演のあと、前日の各問題別分科会の柱ごとの発言通告者一一四名の中から選ばれた六名によって、

「青少年のもんだいと脱脂粉乳」「生活と権利」「賃金と合理化」「日中国交回復と日韓会談」「恵庭事件」「母親運動とその進め方」が報告されました。

アメリカの脱脂ミルクの輸入をやめさせ、生牛乳をふくむ無償完全給食を実施しようという声が大きくもちあがりました。

十四の決議にもとづいて大会後、矢白別基地の実態調査団を派遣しました。

第十回日本母親大会は、八月二十三、二十四東京でひらかれました。この大会は、母親運動十年のあゆみを記念する大会として大きくもりあがりました。

二十二日には新宿体育館ではじめて前夜祭が開かれました。うたや踊り、寸劇など各県での希望による出演で会場一ぱい一つにとけこんで力強く楽しいものとなりました。

四十八テーマ、六十八会場に一万八千人が参加した分科会では、十年史のための特別分科会が設けられました。

この十年の母親運動のなかで、最も大きくひろがっていった運動の一つは、保育所づくりの運動です。

全会は、河崎なつ実行委員長が「ポストの数ほど保育所を」というあいさつにつづいて構成劇で十年の運動「わたしたちはあゆみつづける」が上演され、力強い、あゆみをふりかえりながら母親運動の意義と役割の偉大さをたしかめあいました。

#### 第八回北海道母親大会 一九六五年(昭和四十年七月十八、十九日)

##### 札幌市民会館 二、二〇〇名

参加者を大きく集めた平和のもんだいの分科会から、アメリカのベトナム侵略戦争はますます凶暴となり、毒ガスや新科学兵器が使用され、罪もないベトナムの婦人や子供、老人が大量に殺されている事実、「生命を守る母親の立場から絶対に許せない」という声がもりあがりました。

ベトナム情勢と共に北海道の基地が強化され、千歳米軍基地では、ベトナムで最前戦に立つ黒人兵がふえ、特に激しくなったF-104ジェット機の騒音で、嘔吐、下痢、消化不良など自家中毒を起こす子どもたちのことや、全道各地で自衛隊誘致が積極的にすすめられて「産業・観

光」に名をかりた軍事道路の開発、港湾の軍港化が目立って進められていることや、日鋼室蘭からは秘密兵器製造が進められているなど数々の事実が報告され、物価の値上がりや、日赤の献血宣伝、日韓条約についてもアメリカのベトナム侵略に加担している日本の戦争政策にそのもとがある」と真剣な話し合いが続けられました。

全体会は、「ベトナム問題と私たち」のテーマで、軍事評論家、林克也氏の記念講演があり、私たち日本人の生活とベトナム問題が、密接な関係にあることを述べられました。

前年によって母親道連絡会実行委員長は香取柳子となりました。

特別報告には、二月におきた「夕張炭鉱の災害」、三年続きの「冷害」「恵庭事件」が大きくとりあげられました。

教育の問題では、これまで北海道では、高校教育が男女共学制、総合制と共に、小学区制が堅持されていたことは、運動の基調をなす教育の機会均等を保障するものとして、その意義づけがなされていきましたが、道教委は、この小学区制を廃止し、大学区制を実施することを発表しました。

これに対して、大学区制は、従来の民主教育の方向とは逆行するばかりか、学校を一流校、二流校に格づけし、子どもを試験地獄につきおとし、父母の教育負担の過重、小・中学校が受験準備のための予備校化されるものとして特別提案された「高校大学区制・再編成反対決議」をもって、大会会場より、数十名の抗議団が道教育委員会に行き抗議行動をしました。

全道各地から冷害地へよせられた物資の山々が会場に集り、冷害地代表を日本母親大会へと会場カンパも大きく集りました。

大会後、釧路の共栄小学校の生徒が、海岸にうちあげられたライカンの爆発のため多数死傷したことが報告され、十一月五日母親連絡会が調査団を派遣し、釧路母親連絡会とともに調査と抗議をしました。

この年十一月十三日大通りで、日韓条約を粉砕し、物価値上げに反対し、高校大学区再編成に反対する「戦争と侵略から生命と生活を守る母親総決起全道集会」を北海道母親連絡会として行い、全道から集った母親一千名と労組・民主団体の男性一千人の二千名の集会とデモを行い、日本政府とアメリカ大使館に抗議文を送るなど短い期間に運動を大きくもりました。

第十一回日本母親大会は、八月二十二〜二十三日東京でひらかれ、分科会に一万五千人、全体会に一万人が参加しました、アメリカのベトナム侵略戦争拡大、日韓条約批准、憲法改悪反対を中心とした大会では、私たちの生活があらゆるところでこわされている、その大もとがどこにあるかが明らかにされ、どんなことがあっても統一し、団結して戦争政策に対決してゆくという高い姿勢をうちだしました。

大会終了後は日比谷野外音楽堂で第十一回日本母親大会請願集会をひらき八千人が参加して、母親行進が行われました。

#### 第九回北海道母親大会 一九六六年（昭和四十一年七月三〜四日）

##### 札幌市民会館 二、一〇〇名

子供の教育、物価の値上がり、平和の問題と、私たちのまわりには一人では処理のできないことがますます多くなり、沢山の人々と手をつなぎ力となる母親運動に対して多くの婦人や平和を望む人々に非常に期待をもって迎えられました。

しかし、一方では政治的な力をもって来た母親運動に対する攻撃も激しく、国の内外情勢の複雑さを反映して、この年の大会は、道大会、日本大会共に、今日までの母親運動の歴史のうち、もっともきびしい条件のなかで「生命を守るねがい」に結ばれてみんなの努力でひらかれました。

十七の分科会で「合理化と低賃金」が一番多く、臨時やパートなど無

権利状態の婦人がふえている問題や、子どもをかかえて働く婦人の保育所要求など数多く出されました。

評論家、大内基氏による「私たちのくらしと政治」のテーマでの記念講演があり、「炭鉱の合理化」「基地のもんだい」「教育のもんだい」の特別報告と、「物価値上げ反対」「憲法改悪と小選挙区制に反対」「ベトナム侵略戦争反対」の特別決議が出され、ベトナムの母と子支援の訴えが出されカンバが大きく集められました。

アメリカのハノイ、ハイフォン不法爆撃に抗議し、ベトナムから即時手を引くよう訴えるため、翌日十三名の母親代表によってアメリカ領事館に抗議行動しました。

道母親大会の「第十二回日本母親大会を成功させましょう」という決議にもとづき、ひきつづき日本大会にとりくみました。

各参加団体は夫々異なる条件にありましたが、第十二回日本母親大会成功のため準備を着々とすすめました。代表団出発直前に、とつぜん総評の「不参加」の声明をだしたことにより、いろいろと混乱しましたが、日程のせまった中でも会議をし、話し合いを尊重して民主的ルールをまもり、全道各地から切実な母親の願いをたくされて集った代表八六名は「総評不参加」でやむなく参加できないでお母さんのねがいをたずさえて日本大会に参加しました。

第十二回母親大会は八月二十一、二十二日にさまざまな矛盾と困難をかかえながら、生命を守る母親の責任として、民主運動のなかにただ一つ残された統一の広場を守るため、実行委員会は、運動の統一をめざして全力をあげることを確認して大会は一二、〇〇〇人を集めて東京でひらかれました。

分科会の発言は、統一をさまたげることのないようにとの配慮がめだち、全体会では河崎なつ実行委員長が病軀をおして出席し、「母親が変れば社会が変る」と全国の母親に運動の統一と前進をよびかけ深い感銘

をあたえました。これが先生の最後の大会となりました。

大会後、十一月の実行委員会で運動を正規のルールにのせるための懇談会設置がきまり、その後十名のメンバーで十回にわたる懇談会が開かれ、統一への努力はねばり強く続いて行われ、十三回大会は母親の要求をもとに日常活動が下からの支えとなって統一してひらかれることになりました。

この年十月、日本のすべての労働者が統一していっせいにたちあがった「アメリカのベトナム侵略戦争反対、生活と権利を守る一〇・二一ストライキ」はすべての人々に大きなはげましとなり国際的に評価されました。

母親連絡会は、これに呼応して十月十五日、「ベトナム侵略戦争反対一〇・二一スト支援全道母親集会」を一時より大通り四丁目でひらき、引き続き学習交流会を電々会館でひらきました。

#### 第十回北海道母親大会 一九六七年（昭和四十二年七月二〜三日）

##### 札幌市民会館 二、五〇〇名

北海道母親大会も十回目を迎え、前年の大きな困難をのりこえて統一と団結の力をおおいに発揮しました。

分科会は新たに「PTAのもんだい」「社会保障」「公害・有害食品」をふやしました。同じテーマでもたれた「合理化と低賃金」が三〇〇名をこえ、「社会保障」は健康保険の抜本改悪、老後のもんだいなど関心があふれ、二〇〇名をこすものとなりました。

新たな困難としては前年も借りていた教育大学の会場が大会間近になって文部省の反対によって借りられないことになり、母親運動に対する形をかえたさまざまな圧力を知らされました。大会間ぎわの会場変更ではありましたが、参加者と大会実行委員会の努力で新しい会場での分科会を成功させることができました。

前年によって母親連絡会実行委員長は沢田摩耶子となりました。記念講演は作家の早船ちよさんで「私たちのくらしと今の情勢」をやさしく話されました。

全体会で「北海道母親運動十年の歩み」をスライドにまとめ、世界母親大会代表多嶋光子、梅田幸子にも登場してもらって、母親常任委員総出演で上演するなど、みんなできずいた母親運動の連帯の大きな力に一層確信を深めることに役立ちました。

ベトナムの記録映画「真実は告発する」を上映し、炭鉱の合理化など五つの特別報告と沖繩、小笠原返還など六つの特別決議が確認された中で、アメリカのベトナム侵略戦争に反対する特別決議にもつき、二十一名の代表がアメリカ領事館に抗議行動をしました。

第十三回日本母親大会は、前年の困難をのりこえて統一したよろこびに、全国の運動はいきいきと盛りあがりました。

大会では、アメリカのベトナム侵略戦争がいよいよ拡大し、沖繩をはじめ日本全土がベトナム侵略の基地となっているいま沖繩全島にひろがる祖国復帰、基地撤去の叫びは、そのまま日本中の母親の願いであること、戦争に反対し日米安保条約を廃棄することが、子どもを守り、生活を守る闘いであることを確認しました。

全体会議の請願集会では、軍国主義教育反対、物価値上げ反対、沖繩、小笠原の返還など請願者を政党代表に渡しました。

大会のあと、一千万人の「母親物価はがき運動」がとりくまれました。この年十月短期間の準備の中で、「一〇・二一、一〇・二六ストを支援し、アメリカのベトナム侵略戦争反対、生活と権利を守る全道母親集会」を大きくもりあげました。

第十一回北海道母親大会 一九六八年(昭和四十三年七月二十八・二十九日)

札幌市民会館 二、六〇〇名

七〇年安保の前々年として、安保と沖繩もんだいに関心がたかまり、「日米安保条約」の分科会は二〇〇名をこえる参加者であふれました。二十の分科会では、職場や地域でおこっている日常の数々の問題と安保とのかわりあいが強くうち出され、十一の分科会が、安保条約の破棄を決議したことが特徴でした。

前年より変って母親連絡会実行委員長は多嶋光子となりました。記念講演は、日本朝鮮問題研究所長の畑田重夫氏の「今日の情勢と婦人の役割」というテーマで参加者に深い感銘を与えました。

北海道母親運動十年の歩みをスライドで上映し、食管制度改悪反対等五つの特別報告を行ったあと、ナイキ、ハーキュリーズが配備計画される、長沼千歳の問題を、アメリカのベトナム侵略戦争と、これに協力する日本政府の第三次防衛力整備計画の具体化であり、自衛隊の核武装化をねらうものとして、ミサイル基地設置反対の特別決議をしました。

このあと特別カンパの提案がされ、カンパ金は長沼の代表に渡されました。さらに全国に二百数十基もおかれているナイキ基地に対する設置反対の最初の突破口となる重要な闘いとして、日本母親大会に大きく訴えることになりました。

第十四回日本母親大会は八月十七、十八日はじめて農村県、福島で昨年に上廻る延二万九千人の参加によってひらかれました。

福島県飯坂温泉の旅館に三十二の分科会六十六会場で一万四千人が参加、二日目の全体会は予想を上廻る一万五千人の参加により、二部制にしてひらくほどの盛況でした。地元の青年たちの誘導よろしく、愛国党などのかかってない妨害の中でもビクとみせず、道大会同様、「日米安保条約」の分科会が一番多く、安保体制と実質的に闘ってゆく母親の力を、農村地帯にはじめて根づかせ、母親運動の発展に新しい展望をひらいた大会となりました。

また、米価をはじめ、独占物価、公共料金の値上がりに、がまんがな

らなくなった母親の一千万物価ハガキ運動が全国で拡がり、母親代表の各省交渉をかちとりました。

### 第十二回北海道母親大会 一九六九年(昭和四十四年七月二十七～二十八日)

#### 札幌市民会館 二、二〇〇名

一九七〇年の安保条約固定期限終了期を一年後にひかえている重要な時期にひらかれた第十二回北海道母親大会は、大学の問題が重大な政治問題としてだされてきているのが大きな特徴でした。

分科会も「大学のもんだい」「食管制度のもんだい」「産炭地のもんだい」の三つが新しく設けられ、「大学のもんだい」「日米安保条約」の分科会には二〇〇名をこえる参加者が集り、一九六九年の重要課題が反映されて討議が大きくもりました。

「一九七〇年安保と私たち」というテーマで農協短大教授、美土路達雄氏の記念講演があり、安保条約の危険な中身を私たちの生活に結びつけて話されました。

世界最強の侵略者、アメリカ帝国主義を敗退に追いこみ、正義の闘いを続けている、ベトナム民主共和国のグエン・パン・ルウ団長をはじめとする三名の法律家代表団が来道され、全体会に特別来賓としてメッセージを戴いたことは、共通の敵にむかって闘う、国際連帯の交流の場となり、その感動で大会はこの上なく高まりました。

六つの特別報告のうち、構成詩にまとめた「炭砒<sup>ヤハ</sup>」は、次々と炭砒をつぶし、労働者を殺す、日米安保条約こそが炭砒のかたきですと力強く訴えました。特別決議は「大学立法に反対する」「日米安保条約を廃棄する」を確認しました。

母親連絡会は、この一年間、母親運動の統一と団結を大切にし、民主的な運営の中でねばり強く、かたてない討議を重ね、問題点を深めることに力をつくしました。特に大学問題は、教育の再編成をつぎつぎと強

行してきた政府が、安保・沖縄問題をさけて、国民の目を大学問題に集中させ、大学の自治を破壊する「大学立法」をとすために「暴力学生集団」を利用して、大学の反動的再編成をはかり、さらに七〇年にむけて「治安」体制の強化をおしすすめていることを話し合い、意見の相違のある暴力学生に対する基調の表現は、「政府は一部暴力学生を学生のすべてであるかのように扱い、それに対する批判を利用して、大学の自治を破壊し、……」となりました。

十五回日本母親大会は八月十七、十八日一万五千人を集めて東京でひられ、大会を目前にして、分科会会場に予定していた法政大学が暴力学生に封鎖されて、急変変更となったり、運営上の問題が誘因となって日本婦人会議が大会不参加の声明をだすなどの問題がおきました。一致点で行動し、意見の相違は、行動と学習のなかで深めるという統一の原則を確めあい、全国の母親の力で大会を成功させ、日本婦人会議が統一の場に一日も早く、もどってくるよう努力しました。日本大会へは北海道からは一四八名が参加しました。

この後一〇・二一にむけて話し合いをねばり強く重ね、北海道母親連絡会の主催で「一〇・二一アメリカのベトナム侵略戦争反対、ベトナム人民支援、安保廃棄、沖縄返還全道集会」を大谷ホールで開き、五〇〇人の母親デモ行進を行い安保にむけて闘う姿勢をしめました。

### 第十三回北海道母親大会 一九七〇年(昭和四十五年七月二十六～二十七日)

#### 札幌市民会館 二、〇〇〇名

ニクソンの新戦略「アジア人間同士たたかわせる」という、ニクソンドクトリンのもとに、アメリカのベトナム侵略戦争がインドシナ全域に拡大した新たな情勢の中で、日米共同声明が安保条約をますます固定し、強化しようとしていることが国民に明らかとなりました。

このような情勢から、日米安保条約の固定期限の切れる六月二十三日

にむけて全国各地で安保廃棄で立ちあがった人々は六〇年安保の二倍以上に広がりました。

このような闘いのうねりの中で六月九日には日本母親連絡会が「安保をなくし、沖繩をとりもどす全国母親連絡会」を三千人の規模でひらきました。

全道集会については、一部の団体から「母親連絡会は大会以外の行動や集会をすべきでない」との意見が出され、ねばり強く話し合いを重ね、六月二十日「安保をなくし、沖繩をとりもどす全道母親集会」を統一と団結の力で成功させ全国の母親たちを上げました。

十三回北海道母親大会は、無実を訴えつづけて十七年間、白鳥事件の村上国治さんにより、全国の中広い支援活動のもとで、昨年十一月ついに仮釈放を勝ちとったこと、真実と科学にそむいた権力による不当な裁判をやりなおさせる今後の闘いについて決意をのべる特別あいさつがあり、参加者に大きな感動を与えました。

大会では安保条約固定期限の切りたいま、全民主勢力の統一と団結で安保廃棄通告のできる政府をつくるのが、どの分科会でも決議されました。

今後、母親運動は、この立場にたつて、より一層統一と団結を強め、母親運動を地域に広めて行きましょうと確認しました。

参加団体の集団の力でひらいた構成劇「この手をつないで歩みつづける」は、母親運動の闘いの前進を一層力強くうたいあげました。

分科会のうち特に参加者も多く特徴的であったのは、教師を分断し、教育を破壊する「勤評特昇」の問題が中心となった「人づくり政策と教育」、合理化を中心とした「働く婦人のもんだい」、日本全土をおおう「公害のもんだい」、有害食品を中心とする「食物のもんだい」などでした。

ベトナム母と子支援、公害の二つの特別決議と日米安保条約廃棄宣言

があり、記念講演は、労働者教育協会理事長、辻岡靖仁氏の「一九七〇年代と日本の母親」のテーマで話され、一九七〇年代をきりひらく母親の意気にあふれる大会となりました。

各地域につくられていた母親連絡会が五団体（余市、網走、帯広、士別、根室）も道連絡会に新たに加盟し、地域に深く母親運動が根をはってきているのも特徴でした。

第十六回日本母親大会は、八月二十六、二十七日東京で開かれました。この大会には、世界の母親大会を提唱した国際民婦連のクーン会長（二代目会長）があいさつし、ベトナム母子保健センター設立運動の支援を訴えると共に世界に類のない日本の母親運動をたたえました。

北海道からは一四三名の代表が参加し、特に勤評特昇を中心とする教育の問題と、長沼を中心とする基地の問題を学習して大会に反映させました。

#### 第十四回北海道母親大会 一九七一年（昭和四十六年八月二十五〜二十六日）

##### 札幌市民会館 二、〇〇〇名

一九七一年の最大の政治問題は、本土の沖繩化をねらう、沖繩協定批准をめぐるたたかいでした。

沖繩協定批准国会を十月にひかえ、安保廃棄、沖繩全面返還の闘いがいよいよ重大な時期を迎えた中でひらかれた、第十四回北海道母親大会では、くらしの中のさまざまな問題と安保条約との関連をすどくとらえた発言が特徴的でした。

北海道の母親運動を学びたいと平和の分科会に参加していた沖繩県の教師から、二十六年にわたり米軍支配による沖繩県民にあたえた屈辱と損害は大きい、アメリカ政府と日本政府が、かつてにとりきめて調印した沖繩協定は、基地がいかに返されるようにみせかけているが、実際には逆に質的に強化されていること、日本がアメリカのアジア侵略体制

に組みこまれる危険性があることなど具体的な事実をしめして訴えられました。

六月に「中教審」答申がうち出された情勢がはんえいし、人づくり政策と教育の分科会には二〇〇名をこす参加者が集りました。

記念講演は再び講師としてお迎えした畑田重夫氏が「子どものしあわせと民主教育」について話され、中教審路線の背景とねらいが明確にされました。

構成劇「この手をつないであゆみつづける」はいきいきとした内容でもりあがりしました。

「沖縄」、「医療」の二つの特別決議を行い、更に住友歌志内敏の重大災害に對して会社と、札幌通商産業局に代表三十一名が抗議行動を行いました。

第十七回日本母親大会は、八月二十九、三十日東京で開かれ、北海道からは一三八名の代表団が参加しました。

両大会とも沖縄協定反対、中教審答申、公害、医療保障の問題が大きくとりあげられました。又いっせい地方選挙で婦人が大きな役割をはたしたことも各地から出されました。

沖縄協定批准の斗いが全国的にもりあがった十一月六日、北海道母親連絡会の二十名で沖縄協定、公害、中教審反対の街頭署名をおこないました。

次いで十一月十二日、「沖縄協定批准反対日本母親大会請願集会」が参議院会館でひらかれ、この集会に四万人余の署名をもって全国から三百人が参加、国会請願をしました。

翌日の十一月十三日、「沖縄協定批准反対中央婦人総決起集会」が日比谷野外音楽堂に全国から七千人が集って開かれ、統一の力強さをしめした画期的な集会となりました。

この二つの集会に北海道から代表十二名が参加しました。

この年十二月十一日には「平和な沖縄をとりもどす全道母親集会」を

北海道母親連絡会の主催で開き、大原初子さんの沖縄現地報告と日ソ協会の秋月正夫氏の千歳もんだいの講演で充実した集会になりました。

核も基地もない沖縄返還をめざす運動がこの年の活動の中心になりました。

#### 第十五回北海道母親大会 一九七二年（昭和四十七年七月九〜十日）

##### 札幌市民会館 一、九五〇名

アメリカのニクソン大統領は、世界の平和の世論の高まりの中で、きゅうちに追いつめられ、それをかわすため、訪中、訪ソで『平和の使徒』を装い、一方ではベトナムに對する侵略戦争を日本の沖縄を根拠地として、かつてない大規模な無差別爆撃を行い、ベトナム情勢が、緊迫した重大な局面の中でひらかれた第十五回北海道母親大会は、沖縄協定以後の情勢の中で、私たちのくらしと安保条約や、憲法がどのようにかわっているかが、真げんに話されました。

子どもらを差別、選別する中教審「答申」、中振教「報告」に反対し、国民の教育権を守り、民主教育をすすめる運動は、日を追ってひろがり、クラスの半分の子どもが授業についていけないという国立教育研究所の報告もある中で、真実の教育のありかたについて関心が集り、人づくり政策と教育の分科会が特に多く二七〇名が集りました。

合理化攻撃を一番先にうける働く婦人の分科会では、内職、パート、臨時職など無権利で働く婦人の急増により、低賃金、母性はい、職業病が進み「労働基準法の改悪」のたくらみとあいまって、権利侵害とその斗いの実態が多く出されました。

公害のもんだいでは環境破かいがすすむ中で「食物のもんだい」が強い関心をひいて、二〇〇名を越す参加者によりPCBの問題や、薬害、食品添加物など、大企業の公害をゆるしている政府へのいかりがもりあがりしました。

記念講演は、斉藤玄氏が「平和をねがう母と子の未来のために」のテーマで話されました、構成劇による活動報告「私たちは歩みつつける」を会場いっぱいくりひろげ、ベトナム、教育、公害の三つの特別決議と一四八項目の大会決議を採択しました。

第十八回日本母親大会は、八月二十日、二十一日森の都仙台市で母親大会一色にわきたってひらかれました。

北海道からは一九七名の代表団が参加しました。

### 第十六回北海道母親大会一九七三年（昭和四十八年七月十五〜十六日）

#### 札幌市民会館 一、八〇〇名

二十世紀最大といわれ、史上もっとも残虐で、非人道的な殺りくをおこなったアメリカ帝国主義のインドシナ侵略戦争は、一月に、「ベトナム和平協定」、二月に「ラオス協定」が調印されました。

これは、ベトナム人民の不屈の闘いと、これを支援する平和を愛する世界の人々の闘いの輝しい勝利でした。

十六回北海道母親大会では、この情勢をはんえいして、平和の分科会では「ベトナム和平協定」が結ばれて戦争が終ったという印象が一般的にマスコミによって浸透させられているが、数々の協定違反を重ねているアメリカとサイゴン政府に協定を守らせることと、戦争の傷あとを回復するためベトナム支援を強めようと訴えられました。

更に「自衛隊は違憲」の勝訴判決を勝ちとった長沼訴訟の訴えに自衛隊の実態が次々と出されました。

自民党の独裁政治に道をひらき、憲法改悪につながる「小選挙区制」は、短期間にもりあがった全国の闘いによって国会提出を中止に追いつむことが出来ましたが、又必ず出してくることにそなえて、粉砕の闘いをもっとまわりに訴えて強めようとちかいました。

第三期北海道総合開発計画にもとづく苫小牧東部開発は、次第にその

全ぼうが住民の間に知らされ、四日市の十三倍もの大気汚染の驚威が現実のものになりつつある不安と怒りの訴えや、日本列島改造計画を看板に田中内閣が成立して一年、長年の自民党の悪政に拍車をかけ、商社の買い占め投機を許し、異常なまでの物価高とインフレ政策は、私たちのくらしを一層おびやかしている数々の訴えが特徴的でした。

記念講演は、作家の早乙女勝元氏の「わが子にのこすもの」のテーマでやさしく語られた中に戦争の無残さを大きく訴えられ、参加者の心に深い感動をあたえました。

構成劇「この手をつないで歩みつつける」を力強く報告し、その中から物価、公害、小選挙区制に対する特別決議の訴えをし抗議の行動を行いました。

大会でベトナム母子保健センター設立運動支援カンパの訴えがあり、大きくカンパが集りました。

### 第十九回日本母親大会は、八月十八、十九日の両日京都で開かれました。

いのちとくらしを守る母親の熱いねがいと、それを破壊するものに対する、おさえがたい憤りの声を京都の青空にひびかせた地方大会は、革新自治体、京都そのものが学習の場となり、婦団連の「平塚らいてう展」とあいまって大きくもりあがりました。

この大会に北海道から一七八名の代表団が参加し、北海道にも革新の旗をなびかせたいと胸にきざみました。

### 第十七回北海道母親大会 一九七四年（昭和四十九年七月二十八〜二十九日）

#### 札幌市民会館 延三、四二〇名

前年秋以来のつくられた「石油危機」にはじまる「物不足」「物かくし」により、政府自らに「狂乱物価」といわしめた、三波にわたる狂乱物価、インフレと共に進化した不況の中で、私たちの生活を大きく破壊し、不当利益をむさぼる大企業、これにゆ着し支える田中自民党政府、



中央直結の堂垣内道政に対し、かつてなくくらしを守る闘いがありあり、この闘いを通じて、政治の革新を切望し、参議院選挙にとりくむ姿勢が整えられてゆきました。

大会直前の七月七日の参議院選挙では、日頃の要求の実現のため、それぞれが選挙にとりくみ、その中の婦人の活動はめざましく北海道では四議席全員を革新がしめて勝利し、自民党に一人も議席をゆるしませんでした。

このように第十七回北海道母親大会は、参議院議員選挙を闘い革新勝利の中で、ひらかれました。

教育にかけられている攻撃や、民主教育を守る運動のひろがりやを反映して教育の分科会はどの会場も一ぱいでした。健康はかいがすすみ、職業病が続出している働く婦人の訴え、身体障害者の生きる権利、学ぶ権利を国の政策として保障してほしいとろうあ者の婦人の訴えがありました。

民主主義の問題では国鉄動力車労組で特定政党の候補者に対する、選挙カンパを義務づけし、これに従わない組合員を統制処分し、政党支持の自由を確立している札幌地方本部の解散を強行するなど、労働運動史上に例のない暴挙が起り、家族会からそのファッショ的な暴挙の数々の訴えが出され、憲法に保障された政党支持の自由、選挙活動の自由、基本的な人権を守る立場から民主主義の根本にかかわる重大な問題として大きくとりあげられました。

記念講演は「真実の教育をめざして」のテーマで丸木正臣氏のお話を聞き、全体会では、ベトナム、チリ人民支援カンパの訴えが出され、多額のカンパが集められました。

この大会で聴力障害者の多数参加があり、はじめて二日間にわたり手話通訳ができました。

統一をのぞむ婦人の声がいよいよたかまわっているなかで、全道労働協青婦協、北教組婦人部など数団体が十分な話し合いもなく不明朗な理由のまま不参加を表明しました。しかしこれらの団体の組合員は大会に多数

参加しており、地域連絡会の参加もふえ、四十三の加盟団体（うち、地域母親連絡会十八）と共に母親運動は地道に前進しています。

母親運動の分科会ではこのことがはんえいし定員の二倍の参加者が溢れ、母親運動の原点や母親運動の統一についてかつてなく熱心な討議がなされたのが特徴でした。

## 第二十回日本母親大会 一九七四年（昭和四十九年八月十一日）

東京 二万二千人

生命を育て守るひとすじの願い、母親運動二十年の歴史の重みをふまえて、第二十回日本母親大会は、北海道から沖縄まで、参加者は最高のべ四万四千人が集り、二十代から七十代まで、職業も階層も巾ひろく母から娘、そして孫へと三代にひきつがれ、その年輪にふさわしい母親運動のひろがりをもって盛大にひらかれました。

インフレ、狂乱物価による深刻な生活破壊、子どもの教育への不安、いのちをおびやかす公害、全権政治へのいかりと、民主主義を守ろうという切実な願いを胸いっぱいかかえた母親たちは、四十四のテーマにわかれて分科会で熱心に討議されました。

全体会では日本武道館で行われ、世界母親大会準備会に参加し、母親運動をひらいた一人である丸岡秀子さんの記念講演「母親が変れば社会が変る」では、母親運動の原点について話され、統一の輪をひろげるためにも、相手の立場を思う心、相手の苦痛をわがものにできる「やさしさ」が必要であると訴えられ、その一言、一言が参加者の胸にしみとおるような深い感動をあたえました。

構成劇では「母親運動二十年のあゆみ」を演劇集団どら、劇団新人会など演劇会の人びとによって母親の成長した歴史をつづって上演され、参加者の大きな共感をよびました。また、二十周年を記念して日本母親大会の歌「歩みつつける」「母親音頭」のうたとおどりの発表もあり、

二十年の歴史にふさわしい大会となりました。

北海道からは、この大会に一七一名の代表団が参加し、物価問題では特に灯油・プロパンガスもんだいを、平和のもんだいでは、北海道での千歳のO.T.H配備など、米軍基地強化について訴えました。

#### 四、母親運動の特徴とその役割

「私たちは母の愛の名において死から生命を守り、憎しみから友情を守り、戦争から平和を守るために団結して行動しましょう」という世界母親大会のよびかけをうけた日本では、今日までの二十年、その精神をうけつぎ、母親運動を発展させてきました。

世界母親大会は、アメリカによって不当にもおとされた唯一の原爆、水爆の被爆国、日本の母親の激しい怒りの立場から、原水爆禁止と世界の平和をのぞむ、「日本婦人の訴え」が世界の母親の心に大きくこだまし、これが契機となってひらかれたものです。

このように母親の新しい歴史をひらいた日本の母親運動は、アメリカのビキニ水爆実験を直接の動機として立ちあがり、原水爆の危険から子どもの生命を守ろうという何ものにもかえがたい日本の母親の強い願いによる平和の運動が基本となっています。

そして、もっとも下積みのも、もっとも差別され、苦しめられてきた、生命を生みだす母親たちによびかけ、やさしく迎え入れてはじめられた運動であることは、これまでの婦人運動にはみられなかった特徴です。差別と忍従とあきらめの長い婦人の歴史のなかで、じつと唇をかんで生きてきた日本の母親たちの身のまわりには、生活のもんだい、家庭のもんだい、子どもの教育のもんだいなど、母親自身の強い要求がうずまいていました。

さらに原水爆による戦争への恐怖に、もうだまっではいられないとい

う気持が爆発的なエネルギーとなって、母親大会のよびかけをきっかけに第一回日本母親大会に結集しました。

統一の柱となっている「生命を生み出す母親は、生命を育て、生命を守ることをのぞみます」という力強い世界母親大会のスローガンを、日本の母親は、ほんとうに休じゅうでうけとめたといえましょう。

そして、つもりつもった苦しみや悩みを訴える場をあたえられて、はじめてみる大ぜいの仲間のおかげで、ひとりぼっちでない自分を知り、同じ苦しみやねがいをもっているという連帯感をえた喜びを知り、みんなの力をあわせて、この状態をかえていくことの可能性を知ったのです。

このように「平和」を基礎に、ひとりぼっちのお母さんをなくしよう、という原点に立ち、一人一人の母親の要求を大切にし、学習するお母さんになりましょう。行動するお母さんになりましょうと年ごとの運動をつみ重ねたことが、世界に類のない日本の母親運動発展のカギとなっています。

運動の当初は、発足以来かかかってきたスローガンを中心にすえて、規約をもたず、合議制の運営をおこなってきました。

この方法は生きいきしたエネルギーを制約しないためにとられたわけですが、運動の広がりとともに、第七回日本母親大会を準備する中で、はじめて「日本母親大会連絡会の機構運営に関する申しあわせ」が成文化されました。

その前文では、日本母親大会連絡会は、婦人の最大の話し合いの広場として、年一回、日本母親大会を開催すること、年間を通じて、全国の母親運動の連絡、推進の役目を果たす継続的なカンパニアであって、固定した組織ではないので、会員、および会員による総会の制度はなく、日本母親大会で出された方針を、機関によって具体化しつつ、年間の運動をすすめていく、という性格づけが明らかに示されました。

北海道は第一回北海道母親大会から第三回まで、日本母親大会北海道

準備会の名称で開催していましたが、第四回から、北海道母親大会連絡会となり、日本母親大会にならって「北海道母親連絡会の機構運営に関する申し合せ」を決めました。

母親運動の進展にともなうて、各県の運動意欲が非常に自主的なたかまりをみせ、全都道府県が大会をひらくばかりでなく、郡市町村単位の集会が無数にもたれ、地域単位の連絡会が発足し、運動の比重は横の連絡組織に根をはって網の目のようにひろげられてゆきました。

とくに安保闘争以後には、急速に政治にめざめ、年間を通じての仲間づくり、学習活動、地方自治体や国への要求、抗議行動が活発におこなわれ、各都道府県は、それぞれ大会をひらいて、全国大会に参加し、第一回は二千人だった日本大会参加者は、第二十回は延べ四万四千人の参加者に及び、生命とくらしをまもる母親運動は、政治をゆるがす大きな力としての機能をもつようになりました。

日本の母親運動のあゆみをふりかえてみれば、新しい母親の歴史がひらかれた最初の一ページから今日まで、世界母親大会、日本母親大会地方の母親大会、それらの報告会に、どんなにたくさん参加者や、男性を含めた協力者があったことでしょう。

そして、年毎の母親運動の中から、ポストの数ほど保育所をつくる運動、小児マヒから子どもを守るたたかい、障害者の問題、勤務評定反対、高校全入、学力テスト反対、民主教育を守るたたかい、日米安保条約をなくすたたかい、日本中から基地をなくすたたかい、核も基地もない沖縄の返還、公害、物価、憲法改悪阻止、民主主義を守るたたかい、ベトナムの母と子支援など、母親の要求にもとづいた、たくさん運動や、婦人の組織が生みだされました。

その一つ一つの具体的な運動の経験を通して、お母さんたちに新しい眼をひらかせ、たかめられ、組織され、つぎつぎと新しい仲間を吸収して、話し合いから行動へ、個人的解決から社会的解決へと急速に政治的

自覚を高め、いまや、家庭の主婦、職業をもつ婦人の別なく、あらゆる階層の婦人をふくめて、母親の立場から、多様化する諸要求を掲げ、平和と独立、民主、生活と権利、子どもの幸せを守る、日本最大の婦人の統一行動の場となっています。

しかし、政治に目をむけ、母親の力が大きくなればなるほど、戦争勢力につながる権力からの妨害は、露骨な反共攻撃と分裂攻撃をもって私たちの力を弱めにかかってきました。

母親運動と原水爆禁止運動が共にはじまって、「花子さん」「太郎さん」の関係で、戦争に反対する平和の力を合せてきたのが、ついに第九回大会以来、原水爆禁止運動が分裂し、母親運動にも、その影響がさまざまに反映され、一つの転機を迎えました。

第九回日本母親大会は、原水爆大会の分裂、ゆれうごく国際、国内情勢のなかで、運動をすすめる内部で意見の違いが出され、「部分核停」をめぐる討論が続き、基調報告のとりあつかいなど意見がまとまりませんでした。

しかし、母親大会を分裂させまいとする努力は、ついに実り、統一の原則を満場一致で採択し、分裂のがれ、統一の方向をうちだしたことは大きな成果でした。

更に十二回日本母親大会を前にして、運動のなかで出てきた矛盾から総評婦人部が大会不参加を決めるというもつとも困難な時期をむかえました。

北海道でも、この時、何回も時間をかけて、ねばり強く話し合いを重ね、統一をみんなの努力で守ってきました。

また、十七回北海道母親大会をひらく頃、これまで一緒に運動を続けてきた全道労協青婦協より懇談会統一メモについての確認（第十二回日本母親大会後、不正常の事態を收拾し、正規の会議を開くようにするため十名のメンバーによる懇談会が設けられ、その要点をメモしたもの）

など、四項目についての申し入れがありました。

これに対して統一メモは、中央段階でおきた問題であり、現在継続事項になっているので、地方連絡会で確認する性質のものでないこと、他の三項目は、事実経過にもとづかないものであると、母親連絡会の経過と見解を明らかにしました。(一九七四年三月一日の参加団体への発送文書、母親連絡会の経過と見解を参考)

このことについて何回も話し合いを申し入れましたが、その後、全道労協青婦協が連絡会から脱け、つづいて理由も明確でないままそれにつながる団体も脱けてゆきました。

このようなことから、十七回北海道母親大会では、母親運動の原点と統一について、かつてなく熱心な討議がもたらがりました。

長い間さまざまな攻撃や困難があったなかで、日本で唯一の統一団体として、どんなことにもくじけず、き然として統一を守り発展させてきた母親運動は、全国津々うらうらまで、一人ひとりの母親の具体的要求で根づき、それをもっとも大切にしたらこそ、どんな立場も一方的にひきまわすことが出来なかったといえます。

母親連絡会では「決定は、多数決でなく満場一致でおこないます。反対があれば決定せず、つづけて話しあいます。それでも一致しないときは、どこまでが一致したのか、どこがどうちがうのかを明らかにし、一致点による学習や活動を土台にしてあらためて話し合い、一致点を求めるよう努力します」という困難の中から生みだした智恵で、統一の原則を守り、母親のねばり強い話し合いの努力のつみ重ねが、統一をしつかりと支えてきているのです。

さらに母親運動は、特定の人のものでもなく、特定の団体から利用されるものでもありません。

子どもの幸せをひたすらねがう、素朴な母親の一人ひとりの自覚と勇気ある行動のつみ重ねの中で、みんなの知恵とカンパをもちよって、き

ずきあげたものです。

故河崎なつさんは「母親が変れば社会が変わる」と全国の母親をばげました。

生命とくらしを守る母親の要求で団結した力は、政治をうごかし社会を変える力となります。

この言葉の深さをしっかりとつけついで、婦人の統一と団結で、日本の政治を大きくゆりうごかす力となりましょう。

北海道母親大会の十七回、日本母親大会の二十回の歴史をふまえ、二十一年目をふみだす母親運動の役割はますます重要となっています。

## 五、むすび

今年一九七五年は国際婦人年です。

これは国際婦人連の提起によって第二十七回国連総会(一九七二年十一月)で決議されたものです。

これより以前、婦人に対する差別は人間の尊厳、及び家族と社会の福祉に反するとして国連婦人の地位委員会の提案で第二十二回国連総会(一九六七年十一月)で「婦人に対する差別撤廃宣言」が採択されました。

国際婦人年が設定されるに至るまでは、戦後三十年の間の世界各国の婦人の斗いの積重ねがありました。

今なお、性による差別的な法律、慣習、政策、社会的規範など、多くの差別が根強く存在し、婦人の権利、平等を具体的に実現させるための婦人の要求や、斗いがあり、民族独立、平和のためのたちあがりがあり、世界中で婦人運動の新たな前進のあるところから、国際婦人連は国連の婦人の地位委員会に提起し、一九七五年を国際婦人年とし、この年をけいきに婦人に対する差別をなくし、社会的活動への婦人の参加をひろげ、

平和のために寄与するよう大きく働きかけました。

今、日本をはじめ世界各国の婦人の中で「平等」「発展」「平和」をめぐりて数々の取り組みと闘いが進められています。

国際行事としては、六月にメキシコシティで国連主催の国際婦人年世界会議が開かれ、十月には国際婦人年を提起した国際民婦連を中心とする、国際婦人団体の共催によってドイツ民主共和国の首都ベルリンで国際婦人年世界大会がひらかれます。

日本でも三月に婦団連、総評婦人部など、たくさんの団体が参加して国際婦人年世界大会、日本準備会が発足したほか各婦人団体で多彩にとりくまれます。

北海道でも巾広く婦人によりかけて四月、道平和婦人会、YWCA、キリスト教婦人矯風会など沢山の団体が参加する国際婦人年北海道実行委員会が発足し、これを機会に、世界の婦人と連帯し、民主的婦人運動の発展の年とするため大きく力をあわせてとりくむことになりました。

私たちが戦後三十年、新憲法のもとで、法的平等と参政権を手にし、政治、経済、社会、文化のあらゆる分野に進出し、社会の進歩と平和のために大きく貢献してきました。

しかし、母として労働者として、市民としての婦人の諸権利と幸せはどれほど実現したでしょうか、すさまじいインフレと不況の中で婦人に対する差別は、あらゆる分野においてますますひろがっています。

インフレ・高物価・重税・公害・交通・教育・医療・働く婦人の権利・社会保障・炭鉱・農漁村・中小企業・基地の問題など、どれ一つとっても私達をとりまく情勢は、堪えがたい状態にあります。

長い間の自民党政府の政策は、子どものしあわせ、国民のいのちとくらしを破壊し続けて来ました。

このような現実を目を向け、真実を明らかにし、行動することが今年

婦人参政権三十周年にあたる今年の国際婦人年の母親運動は、これまでの二十年の輝かしい母親運動の歩みが示すように、その原点は、戦争反対への精神をつらぬき、子供のいのちを守る平和の運動が基本であることから、特に「平和」にむけて日本の婦人のはたす役割は重要となっています。

被爆三十年、広島・長崎の被爆者は、今だに生命の危険と生活の苦しみで怒りが続いています。そのために一日も早く被爆者の要求を取り上げた真の被爆者援護法の制定を実現させなければなりません。

アメリカに深く従属する代々の自民党内閣は、日米安保条約の継続的維持強化の道をおしすすめてきました。

長い間のアメリカ帝国主義のインドシナ侵略戦争の要石となってその侵略に大きく加担協力して来た自民党政府は、三木自民党内閣によって一層アメリカに追従する立場を強め、アジア侵略の前線拠点として沖縄基地を「韓国」防衛のあとおしの位置につけ、アメリカの核戦争に積極的に対応しようとしています。

ニクソンからフォードに引きつがれたアメリカの世界侵略政策は、インドシナでの敗退後も、アジア侵略の野望をゆるめず、韓国に戦術核兵器を配備、北朝鮮で使用することもありうると公言したことは重大なものです。

このような核戦争の危険をとまなう緊迫した情勢のなかで国際婦人年のこの年、母親運動の原点に立ち戻って生命とくらしを一層おびやか

かし、戦争を準備するものに対して立ち向って行く姿勢を整えましょう。核戦争を阻止するため、核兵器完全禁止、核兵器の絶滅、これこそ人類が生きるための最大の課題であり、母親運動の課題でもあります。

「平和」なくして、どうして子供と婦人の真の幸せと進歩がのぞめるでしょうか。

核兵器完全禁止の闘いを発展させ、子供の幸せ、婦人の権利、いのちとくらしを守る運動を固く結びつけて、日米安保条約のくさり

り、日本中の基地をなくし、ファシズムを導く公職選挙法の改悪など、さまざま悪法をなくし、日本の独立・民主主義・平和・中立・生活向上のため世界の婦人と連帯し、婦人の力を大きく発揮しましょう。

これまで二十年の輝かしい母親運動のあゆみを語りつぎ、戦争を知らない若い世代に大きく働きかけて母親運動の後継者を沢山生み出しましょう。

そして、いっそう巾広い婦人達に働きかけて、切実な要求を汲み上げ、ひとりぼっちで悩んでいるお母さんをやさしくいたわり、夫々のおかれている立場を暖く理解し、尊重した上で目的を同じくする一致点で行動しましょう。

日本は三たび原水爆の被害を受けた国です。私達は一しゅんにして大量の生命をうばう核兵器を世界中からなくするまで叫び続ける任務をもっています。

母親の大きな願いである「平和」はだまっけてはやって来ません。「平和」は私達一人ひとりの努力とその責任で創り出すものです。一人の母親の声がどんなに小さくとも、沢山の母親の声を集めれば、それは巨大な力となって発揮され、日本の空に、世界の空にこだまするでしょう。

更に国際婦人年は、世界中の婦人の連帯の深まる年です。

四半世紀にわたって世界最強のアメリカ帝国主義の残虐のかぎりをつくした侵略に対して独立・平和・民主・統一の旗を高くかかげ、どんな困難にもひるまず、正義の闘いを続けて来た、ベトナム人民が遂に祖国を解放し、輝かしい歴史的勝利をかちとりました。

世界の歴史をきりひらいたベトナム・インドシナ人民の偉大な勝利にはげまされて、国際婦人年のこの年を機会に平和を基礎にひとりぼっちのお母さんをなくすという原点に立ち、統一の輪をもっととひろげて、子供のしあわせ、豊かな暮らしをかちとり、平和を危くし、生活をおびやかしている

日米安保条約を廃棄し、核兵器を地球上からなくするため、世界中のお母さんと手をつなぎ、生命を生みだす母親こそが平和の守り手となって世界の平和をとりもどしましょう。

母親運動二十年の歩みを更に前進させ、国政を革新するという大きな展望をもって新しい飛躍と発展のために力強くふみだしましょう。

#### 母親運動参考文献

手をつなぐ世界の母

第一回世界母親大会の記録

日本母親大会討議資料

みんなの話しあいのために

日本母親大会記録

私たちはあゆみつつける

母親運動十年のあゆみ

北海道母親大会資料

北海道母親大会議事録

北海道母親大会議事録

婦人のあゆみ八十年

世界の婦人とともに

母親大会のおこり

平和としあわせのために

北海道平和婦人会二十年史

日本母親大会のあゆみ

前進する婦人第六号

北海道の母親運動

(母親大会準備会)

(日本母親大会連絡会)

第一回と二十回迄

(日本母親大会連絡会)

第一回と二十回迄

(日本母親大会十年史編集委員会)

(北海道母親連絡会)

第一回と十七回迄

(北海道母親連絡会)

第一回と十七回迄

(日本婦人団体連合会)

(日本婦人団体連合会)

(北海道平和婦人会)

(女性史研究会)

(札幌婦人問題研究会)

(北海道平和婦人会)

七五・四月号(二五〇円千十六円)

苦小牧にて

―東部巨大開発に揺れ動く現地からのレポート―

苫東「環境アセメント」批判

アイヌ系住民からのうったえ

―いまこそ対等に取り上げるべき問題―

北海道における公立高等学校入学者選抜制度についての考察(上)

激発する職業病と闘う札幌の保育労働者

―貧困、劣悪な保育行政を告発する―

七五・五月号(二五〇円千十六円)

札幌市財政の特徴と問題点

過疎の村の財政と超過負担について

北海道における野菜市場の現状と課題(上)

代物弁済契約と債務者の保護

七五・六月号(三〇〇円千十六円)

―最高裁大法廷判決(49・10・23)を中心として―

本道統一地方選の結果をふりかえって

〈資料〉知事・道議選党派別得票数および得票率一覧(昭和50.46.42年)

道議選候補別得票

道内市町村長選候補別得票

全道市議選党派別得票数・当選者数の推移(昭和50.46.42年)

七五・七月号(三〇〇円千十六円)

第二期開発計画総点検と住民参加

北海道における野菜市場の現状と課題(中)

「北海道経済白書(昭和49年度)―望まれる流通機構の改善―」を読んで

第二期板垣札幌市政のスタート

―第二回定例市議会と「自民かくし」の破綻―

北海道における公立高等学校入学者選抜制度についての考察(中)

〈資料紹介〉道内市町村における昭和49年度決算

編集 浦野東洋一 編集部

石城 謙吉

福地 保馬

小川 隆吉

浦野東洋一

相馬 祥子

地域経済研究会

伊藤 真一

山際 正

佐藤ちづ子

鈴木 敬夫

編集 池田 善長

山際 正

佐藤ちづ子

力石 徹

今村 篤

浦野東洋一

編集部

北海道政治経済ハンドブック(七三・七四年版)

―四〇〇円(千二百円)―

第一節 北海道経済の現状

止らない人口流出/北海道農業と農民の現状

北海道林業の現状と当面する問題/北海道漁業と漁民の現状

石炭産業の崩壊と炭鉱独占資本/大企業の土地買占めの実態

北海道の中小企業/労働市場・就業構造/道内地方財政の現状

第二節 道民生活の実態

生活を苦しめる高物価/低い賃金、長い労働時間/多い労働災害

北海道の働く婦人/深刻な医療問題/貧困な社会福祉行政

公害問題/「列島改造」と日照権/減らない交通事故

第三節 前進する道民のたたかい

七〇年代安保/米軍、自衛隊の動向とその弱点に喰いこむ平和運動

労働運動/組織と争議統計/教育問題の現状と動向/千島問題解決の道

(特別資料) 最近一〇年間の北海道の階級構成―全国との比較

定期購読のご案内

☆「北海道経済」は、主として道内の産業、政治・経済、地域・自治体問題等についての調査研究、評論、ルポなどを掲載している働く道民の立場に立つ道内唯一の月刊誌です。ぜひ便利な定期購読をされるようおすすめいたします。

☆ 定期購読ご希望の方は、氏名、送り先住所等をご明記の上、誌代を添えてお申し込み下さい。毎月当所より直送致します。

☆ 誌代は、月三〇〇円、半年分以上、あるいは一年分程度の前納をお願いします。

☆ 別冊発行(年一回程度)の場合は前納金で精算し、誌代切れのさい、ご連絡致します。

☆ ご送金は、振替がいちばん安全で便利です。

振替 小樽三五四三 住所〒001札幌市北区北九条西四丁目 北海道経済研究所

★本号に限り、会員は

五〇〇円(会費一カ月

分)、定期購読者は六〇

〇円(誌代一カ月分)に

割引ます。

本号の発行により、そ

の分だけ代金切れの時

期が早まります。

頒価 800円(千36円)

発行所 北海道経済研究所

(〒001) 札幌市北区北9条西4丁目

電話 (011) 742-3870

振替 小樽3543

印刷・製本 (株)北海道共同印刷所

昭和五十年七月十五日（別冊）発行 通巻一三九号  
昭和四十一年七月一日 第三種郵便物認可

北海道の婦人 — その生活とたたかい —

800円